

保険制度の擴大、(十)農業生産増強に關する決議案(十一)農家の飯米確保に關する決議案の十一項目に互つた。二日目には農地改革等委員會、供出等委員會、税金等委員會、運營委員會の四委員會が開かれたが、運營委員會において愛媛縣連から(一)日農内においては分裂行動をとらぬよう申合せすること、(二)民同の分裂的傾向の禁止、(三)社會黨フラクの排除等を提案し石川、長野、北海道縣連は民主化同盟解散の件、新潟、富山縣連は共產黨フラク排除の件を提案し、議場は混亂に陥つた。黒田委員長は「政黨にゆすぶられない組合を日農の中につくりたい。諸提案はもつともだが、きよりの議題としては妥當でない。しかし民主化同盟については、つくつた人から説明を求めたい」と混亂を制し、民同の討論は保留、社共兩黨フラクの件は提出縣連が撤回してことなきを得た。第三回全國大會は五月中旬の中央委員會でその時期を決めることになつたが、斗える組織と方針を確立する大會の早期開催の要望は強烈で、最後に「わわれれば農村の民主化を妨げようとしている反動的諸勢力と決定的に斗うことを誓う」旨を宣言し、かく誓うことによつて日農分裂の危機を一應回避した。

第五節 二九二〇圓ベースと全官廳爭議

一、新給與水準二千九百二十圓の實施

昨年六月以來堅持されて來た千八百圓ベースは、單に物價體系を確立するための賃金基準として立てられたもので、労働者の實際生活、民間企業の既得賃金水準を考慮したものではなかつた。したがつて、その破綻は間もなく明らかとなり、昨年末の全遞爭議によつてついに千八百圓ベースの不合理性は確認されるに至つた。その結論は(一)、新給與實施は明年一月とすること、(二)、政府は本年十一年中に臨時給與委員會を設け早急に新給與案を作成すること、という中勞委の調停となつて現われただけであるが、周知のように臨時給與委員會が発足を見たのは本年一月末であつた。しかも勞組側では國鐵勞組のみが單獨参加するというような畸形的な形での發足であつた。

いま、その委員の顔觸れを見ておくと、中立側は桂泉、中山伊知郎(慶大教授)、藤林敬三(慶大教授)、組合側は加藤閑男(國鐵委員長)、蓮見太一(同給與部長)、大西要(同調査部長)、政府側は今井一男(大藏省給

與局長)、稻葉秀三(安本官房次長)、金子英雄(労働省給與課長)の諸氏である。

ところで、給與委員會は發足後十四回にわたる委員會を開いて、二月二十一日、二千九百二十圓を妥當とする給與水準、三月六日、給與體系の具體的方針をそれぞれ政府に答申し、政府は同月十四日の臨時閣議でこれらを採用することを正式に決定した。かくて二千九百二十圓ベースは、本年一月からの官公職員の給與水準として實施されるに至つたわけであるが、では、二千九百二十圓ベースは、いかんにして策定されたか、次に見て見よう。

A、民間給與との均衡

まず、委員會が新給與水準を策定するに當つて考慮した點は、(一)、民間給與との均衡を保たしめること、(二)、一般國民的生活を官公廳労働者に可能ならしめること、(三)、その他の諸點として、(1)、財政上特に一—三月の、政府の支拂能力の問題、(2)、民間給與水準に及ぼす影響、(3)一般にインフレーションへの影響等であつたが、その何れに重點を置くかについては意見が分れた。ことに民間給與との均衡から給與水準を決定するか、一般國民的生活水準から決定するかについては種々と議論が闘されたが、委員會としては多數の意見に従つて前者を基礎とすることに根本方針を決定した。すなわち同種の労働について官廳労働者と民間労働者との給與に不當な差異のないようにすること

どを主眼としたのである。

かくて委員會は民間の一般給與水準を示す統計を基礎とし、これに地域的分布状況、性別年齢別構成、事務者と労働者との割合、労働時間の長短等による修正を加えたものをもつて、官廳労働者の給與水準とする方法をとつた。この基礎資料としては、總理廳統計局の毎月勤勞統計における工業労働者の全國平均が使用された。

ところで、毎月勤勞統計は昨年十一月まで發表されている。そこで第一段としてこれによつて本年一月分を算定する必要があり、その方法として昨年一月—十一月に至る三カ月移動平均を示す線の延長によつてこれを求めることとした。その結論は一日八時間の労働に對し、一カ月二千八百五十圓が算定された。

次に問題はこの毎月勤勞統計の數字をそのまま民間工業労働者の賃金を示すものとして認めるかどうかであるが、右統計には現物給與或わ賃金等の形であたえられる給與について、報告もれのあることが考えられ、統計上の賃金は實際より若干下廻るものと見られた。しかして、その率は大體一割から二割の間と見られるので、その中間一割五分がとられ、二千八百五十圓に一・一五を乗じた三千二百七十七圓五十錢が民間給與水準と見られた。次いで第二次の修正は前述の數値を官廳労働者の地

域、男女、年齢、事務勞務別構成に引直すことであり、結論としてそれに八パーセント加算することが妥當と見られた。即ち三千二百七十七圓五十錢に一・〇八を乗ずることによつて得られた三千五百三十九圓が、民間企業と同一時間勞働する場合の官廳勞働者に對する賃金水準とされた。

しかし、官廳勞働者の勞働時間は民間と異り、また官廳執務時間の適用を受けるものと受けないものがあり、そこに勞働時間の差がある。その人員比率は凡そ前者六、後者四で、したがつて兩者を現状のまま（前者の年平均基準勞働時間一日六時間、後者は七時間半）加重平均すれば基準勞働時間は六・六時間となり、この場合の官廳勞働者に對する平均賃金は民間平均賃金（勞働時間）八時間の八分の六・六すなわち二千九百二十圓となる。これが従來の千八百圓に代るべき新しい水準である。もつとも以上のは現行の基準勞働時間に對するものであつて、時間外勞働を含む平均勞働時間に對する賃金は三千五百三十九圓に八分の七・一一を乗じた三千百四十五圓（税四百十九圓を含む）となる。更に官廳執務時間の適用を受けるものが、これを受けないものと同一時間勞働すると假定した場合の一人當一カ月給與水準は、基準勞働時間（七・五時間）に對するものは三千三百十八圓（税四百六十三圓を含む）、時間外勞働を含む平均勞働時間（八時間）に對するものは三千五百三十九圓（税五百二十一圓を含む）となる。

B、新給與水準とC・P・S

次に、以上の算出方法によつて算出された官廳勞働者の給與水準は、果して官廳勞働者に一般國民的水準の生活を可能ならしめるであらうか、この點が検討された。もつともこの作業は前述したように第二次的にとりあげられたわけであるが、しかし現實的にはこの作業は、第一の點（民間給與との權衡）と平行的に獨立して進められたのである。

ところで、この作業が進められるに當つてはC・P・S（總理廳統計局・消費者價格）が比較の基礎として採用されたが、まず、C・P・Sは國民消費水準と見られるかどうかが問題となつた。この結論はC・P・Sは（一）、現物支給が入つてないこと、（二）、税金が含まれてないこと、（三）、都會地のみであること、（四）、勤勞者以外のものを含むこと等の點から、相當修正の必要があると認められたが、現在得られる數字のうちでは最も信頼できるものであり、且つその乙地の平均をとればそれは全國的水準を示すものと見て差支えないとの意見一致を見た。

次に、C・P・Sと給與水準の問題であるが、勞働者側委員は、このC・P・Sをそのまま、勤勞者の給與水準とし、これに何等の修正を加えず、C・P・Sの全額を世帯主の經常收入によつてカバーすべきであると主張した。この結果は結局、勞働者側委員の主張は採用されず、政府、中立委員の見

解にしたがい、東京都家計調査、大藏省職組家計調査等が参考とされて、全家計費のうち世帯主の經常収入によつてカバーさるべき部分を九割と認めた。次いで、官吏の給與水準への適用の問題だが、C・P・Sの對象とする家族數と官廳労働者の家族數とは相違があるので修正する要があつた。この點については官廳労働者の扶養家族として一應、總人員の平均扶養家族數一・五人をとり、物價標準生計費の二人家族及び三人家族の生計費により、換算した換算率六一・二五%を乙地五人家族のC・P・Sに乗すべきものとした。

以上によつて、本年一月の乙地二、五人家族のC・P・S中、世帯主の經常収入によつてカバーさるべき金額は、二千九百六十七圓と算出された。その算出方法は次の通りである。

一、二十三年一月の國民消費水準乙地五人家族C・P・S五千三百八十三圓

(A) 物價標準東京都非配給物價指數の二十三年一月迄の騰貴率によつて、東京都二十三年十一月のC・P・Sから二十三年一月のC・P・Sの推定、七千八百八十二圓

(B) 特地の十一月のC・P・Sと東京都のそれとの比率によつて乙地の特地の二十三年一月のC・P・Sを算出、七千八百九十三圓

(C) 二十二年一月から十一月までの特地のC・P・Sと乙地のそれとの各月の比率の平均値六八・二%によつて、特地の一月のC・P・Sから乙地の一月のC・P・Sを算出、五千三百八十二圓

二、同上乙地二・五人家族の消費水準、三千二百九十七圓、物價標準生計費二人家族と三人家族との平均の生計費と五人家族の生計費との比率六一・二五%により換算

三、右消費支出の中世帯主の經常収入によつてカバーされる分(九十%)二千九百六十七圓
かくてこの二千九百六十七圓を官廳労働者の給與水準と對比すれば、官廳労働者の給與水準を民間工業労働者のそれと權衡をとつた場合、労働時間においても、兩者間に差異をなくすれば、官廳労働者はこの二千九百六十七圓を若干上廻るといふ結論に達したのである。

C、給與體系の骨子

以上のようにして官廳労働者の新給與水準の妥當性は明かにされたのであるが、その後前述したように新給與水準のもとにおける、給與體系整備の具體的方針等について第二次報告書が政府に答申され、政府はこの兩報告に基いて新給與水準二千九百二十圓を承認すると同時に、各省廳の團體協約責任者から次の如き通告書を各組合責任者に手交した

(一) 臨時給與委員會の決定通りの給與を實施すること

(二) 經濟要求に關するかぎり昨年以來の問題は中央及び地方を通じこれで一應打切ると共に、その他の問題も爭議行爲によつて解決をはかるといふ段階から團體交渉の段階に移すこと

(三) 右團體交渉は各組合においてそれぞれ所要の統制を把持し、組合本部の責任者を通じてなすこと

(四) 政府としては右の三點につき満足な回答が得られない限り、その組合所屬員に對しては新給與を實施しない決意を固め、なお組合が政府提案を受諾した場合は、二十日頃前給與と新給與との差額の一部を二千五百圓を下らない範圍で取敢ず支給し、残餘は職階制や地域給與などの調整を行つたうえ四月中旬までに支給する。

ところで、政府の新給與水準二千九百二十圓實施にあつての給與體系は、第二次報告書の新給與體系の整備要領をそのまま適用したものであることはいうまでもないが、その實施要旨は本俸に關しては、現在の暫定加給、暫定加給臨時増給及び臨時手當を廢止して一本の本俸とし、新本俸の水準は二千圓を下らないものとする。家族手當については臨時家族手當の支給額は、扶養家族一人當り二百五十五圓に引上げる。勤務手當については各府縣に組合側を中心とする地區區分調査委員會を、中央に政府、組合側合同の地域給與委員會を設置して審議する。特殊勤務手當に關しては、勞働條件の中で本俸にとり入れることが不可能または不適當なものを特殊勤務手當として支給する。次に暫定措置については次のように定められている。すなわち内拂いの水準は二千五百圓程度とし本俸系統については現行の所定勤務時間に應じ、本俸、暫定加給及び暫定加給臨時増給の合計額に對し、それぞれ次の率を乗じた額を増額支給する。週四十一時間半(これに準ずるものを含む)十五割、週四十四時間(同上)十六割、週四十六時間(同上)十七割。臨時家族手當は扶養家族一人當り二百二十五圓に増

額支給する。臨時勤務地手當は以上により増額された給與に對し、現行地域區分及び支給率により支給する。八分の一の臨時手當は廢止する。

なお、二千九百二十圓水準の内譯の額算出方法は、第二報告書の給與體系整備要領で詳細されているが、それを總括すると、本俸二千圓、家族給三百三十八圓、地域給四百二十一圓、特殊勤務手當百六十一圓、計二千九百二十圓となる。

二、全官公廳爭議の全貌

以上の政府の新給與水準二千九百二十圓の通告に對し、これを受諾したのは國鐵勞組のみで、他の全官公廳七勞組はこぞつてこれに否定的態度をもつてのぞんだ。而して爾後、これは芦田内閣の成立を背景に二千九百二十圓ベースをめぐる全官公廳爭議として進展し、總司令部經濟科學局長マーカツト少將の聲明を見るなど豫想以上の紛糾を續け、四月十六日漸く妥結に至つたことは周知の通りであるが、以下その發端から終結に至るまでの前貌に觸れて置くことにする。

A、スト中止までの經過

まず、今回の二千九百二十圓ベースをめぐる全官公廳爭議が、昨年八月に發した最低賃金制の要求

を中心とする全官廳争議の延長であることはいうまでもないが、それが今回の全官公廳争議として現実的に本格化して來たのは、前述の新給與水準の政府通告がなされた三月十三日以後のことである。

ところで、闘争の幕は三月十八日の政府と全官公勞協代表との第一次會見によつて切つて落されたが、組合側は政府のこの通告に對して、不満の意を表すると共に一、二千九百二十圓を直ちに國會の承認をえて速急に支給すること、二、千八百圓水準をふくらませて支給すること、三、現在の不足額と將來の給與は閣僚と全官公廳代表との團體交渉で解決することの申入れを行つた。かくて以後の闘争はこの組合側の申入れを皮切りとして専ら執拗な交渉戦をもつて展開されて行つたわけであるが、この十八日の申入れは政府の受け容れるところとならず、同月二十日には八十三億七千萬の巨額の豫算は新給與水準の實施に關する法律と共に國會を通過、一方二千五百圓が新給與案通り支給されはじめた。組合側は二十二日加藤勞相との非公開會見で、改めて以上の申入れ三項目を修正し、若しこれが容れられるならば二十三日以後の重大事態は責任もつて止めさせるまで讓歩した。修正の重要な點は、千八百圓ベースふくらませのかたちで要求した金額を政府がすでに準備している二千五百圓までに引下げたこと、前述の(三)の要求項目を「その他一切團體交渉で解決した」というふくみのある表現を採つたことがあげられるが、政府はこれに對し二十三日の第五次會見で次の如き要旨の正式回答

をなした。

- 一、組合側は現在の給與問題に最後の解決として二九二〇圓水準を承認し、争議行爲は中央、地方を通じ終息せしめること
- 二、政府は新給與實施については法律の適用及び解釋上許される範圍において組合側と團體交渉に應ずる
- 三、新給與の實施に關し意見の不一致ある場合においても、組合側は争議行爲にでることなく、双方は臨時給與委員會のごとき調整機關を設けてこれを解決する

かゝる回答は組合側をして十八日の政府申入れの線に逆もどりさせるまでに硬化させ、一方全官公廳各勞組に闘争を強化する方針をきめさせると同時に全遞は全國十大地協及び北海道地連一部の一齊二十四時間スト、全官は二十四日商工の賜暇戦術を皮切りに二十五六の兩日全国的に行動することを發表した。その結論は遂に憂慮されたスト、一齊賜暇へ突入するに至り、更に二十六日の政府の現段階では交渉の餘地なしの應答は、完全に兩者の交渉を暗礁に乗上げさせ、全遞では二十六日、本部中闘委員會で現下の廣域ストの範圍を、二十九日から擴大すると共に最後にゼネストをもつて交渉をはかる目的で三十一日から二十四時間の一齊スト、全官の十三省は三十日から一齊四十八時間の賜暇ストを行うことを決定し、自治勞連も二十九日から行動開始を指令、東交をはじめとする都勞連は二十七日からすでにストに突入した。この間勞組關係議員團有志のあつせんも空しく、他方政府は全財

勞組幹六名の懲戒免官などの處分を發表する等、こゝに全官公廳争議は最悪の状態に立ち到つた。

このような状況下に三月二十九日、總司令部經濟科學局長マーカット少將の政府あて重大聲明が發せられた。一、全遞の全國スト及び地域スト昨年の一・一ストにさいしてマツカーサー元帥の發したスト中止勸告に抵觸する。二、日本政府はこれらのストを中止させるための措置をとること。三、右の措置を講じたのち、日本政府總司令部に報告すること。以上がその内容の要旨であるが、この通告によつて全官公廳争議は危機一步前で一應事なきを得たわけである。

B、交渉戦の重點

願れば、以上の政府對組合の交渉戦で一番問題となつたのは、二千九百二十圓の支給方法をどうするかという點であつたが、スト中止前では既に組合側は二千九百二十圓のうち二千五百圓の支給については折れ、問題は四百二十圓の支給方法をどうするかにまで收縮されていた。では、何故二千九百二十圓ベースをめぐつて問題はかくこぢれたのか。事の起りは政府が今回の新給與二千九百二十圓に勤務時間によつて算定する時間給と職種などによつて段階をつける職階給を加味したのにはじまる。時間給については前述したように一週四十一時間半—四十四時間のものには十五割、四十四時間—四十八時間のものには十六割、四十八時間以上には十七割というよゝな三つのわくを作つて、これにより給

與に差等を附した。従つてこれで行くと事務系統の非現業職員には薄く現業職員には厚い給與となる。組合側がこれに對し時間給や職階給で差をつけない生活給で對峙し、千八百圓ベースの體系そのまゝのふくらましを要求したのは前述の通りだ。

しかして、この結論は職階給の算定は技術的に時間を要するので時間給だけを加味した二千五百圓が支拂れることになり、組合側も結局これは受け容れた。しかしその残り四百二十圓の支給に對しては、組合側では二千五百圓の支給の際に不利益な立場にあつた非現業職員に逆に厚くする千八百圓ベースのふくらましのまゝの支給を要求した。これに對し政府は組合側の希望に近い要求を法の許す範圍内で、技術的に運用の面で生かすが、組合側の千八百圓のふくらましでは新給與體系をくすすことになると突つばねた。かくて殘額四百二十圓をめぐつて政府對組合交渉は、前述の如き重大な段階に立ち到つたのであるが、もとをただせばこの闘争は理論生計費による最低賃金制の確立と生活給の要求と政府の時間給、職階を加味した給與體系の衝突でもあつた。したがつて豫想以上のこぢれが、そこに見られたわけであるが、そのことはとも角、全官公廳争議がスト中止後も、更に職場放棄等の形をもつて紛糾の一途を辿つたことは周知の通りである。

この政府と組合との再度の悪化は、末弘中央委員會長のあつせんにより一應打開され、四月九日遂

に經濟問題に關する了解事項は成立するに至つた。その了解事項は次の如きものである。

(一) 四月以降の給與は政府及び國鐵勞組を含む全官公勞組からなる給與整備委員會で法律の規程にもとずき二千九百二十圓のわく内でその配分を協議する

(二) 右の委員會においては政府は政府案を固執しない

(三) 政府は給與委員會で組合側からつぎのような主張がなされた場合は反對しない

一、資格による給與差は原則として現在の開きを擴大しない

二、特殊な例外を除き各職員本俸は千六百圓ベース(千八百圓水準は千六百圓水準に二百圓を加えたもので現行水準は正確に言えば千六百圓)の十六割を確保する

このようにしてこぢれにこぢれた二千九百二十圓ベースをめぐる全官公廳爭議は、經濟問題に關する限りは一應了解に達したが、組合側の三條件を中心として問題はふたたび行き悩みを告げるに至つた。三條件とは今回の爭議で犠牲者をださないこと、スト、賜暇を行つたことで給料不拂をしないことと勞働法規を改正しないことで、組合側としてはこれら三條件と經濟問題との同時的解決を主張しており、政府はこれに對しこの二つを切り離して經濟問題が妥協すれば三條件は政治的に解決するといふ方針を持した。しかし十二日の政府の申入れ後は交渉はその急速に進展を示し、十六日政府と全官公廳代表との調印となつたのである。なお、十二日の政府の申入れの要旨は、一、組合が二千九百二

十圓をのむこと、爭議行爲の一切打切りを解決の前提として強く要求した一、了解事項は前述九日の經濟問題の了解事項を織りこんだものだが、第一項のただし書に「職務の内容による差をつけることを妨げない」を新たに付加して職階制確立の意向を明確にした。一、申入れに對して應諾しない組合があれば、これを除いて應諾した組合だけでも新給與整備委員會を發足させるもの意向を示した。等であるが、十六日、この政府の申入れと組合側の最後の解決案とを基礎として次の如き覺書のもとに爭議は妥結したのである。

一、十二日の政府申入れを組合側は受諾する

一、組合案を了解事項とし次のように解釋する

(1) 組合は二九二〇圓を新賃金水準決定までの暫定措置として受理する

(2) 組合は新給與整備委員會の圓滿解決を期待し二九二〇圓水準に關する爭議行爲を中止する

(3) 新給與整備委員會は了解事項の趣旨に従い協議立案する目的で一切の政府職員の参加をもとめて設置する

(4) 新給與整備委員會はこの結論に基く給與を五月一日までに支給出来るようにする

(5) 政府は二九二〇圓水準の殘額の一―四月分を遡及して五月一日に支給する

(6) 本格的給與に關する委員會を新給與整備委員會の終了後速かに設置する

一、「三條件」は西尾、加藤兩相に一任する

かくて二月十八日政府と組合側との第一次交渉を以つてその火蓋を切られた全官公廳争議は、こゝに終止符をうたれ、すでに新賃金整備委員会は其の發足を見るに至つたが、その解決條件を見ても分るやうにこれは一時休戦的なもので、前途には更に困難な道が豫想される。

三、組合民主化運動の進展

最低賃金制の確立、労働関係法規改悪反対等の要求事項を掲げて、漸次活潑化して來た、昨年末の全官公廳紛議と平行して、一方總同盟、國鐵等を中心とする共産黨フラク活動排撃を一つの目標とする所謂組合民主化運動が、本年にはいつて漸く具體的段階にはいつたことは注目すべきであらう。

周知のように、この民同運動が明確なかたちで現われたのは、昨年十一月の國鐵勞組反共連盟の組織であるが、この傾向はその後放送、日通、電産等に次第に傳播し本年一月には、總同盟の労働民主化運動の提唱にまで進展した。しかし、何と言つてもこれが運動として現實的な力をもつに至つたのは、産別會議の内部から生まれた民主化同盟の發足によつてだ。

産別の闘争主義的な共産黨フラク活動に對する批判は、一般の批判の聲が高まるにつれ産別内部においてもくすぶりはじめ、産別内部にて左右兩派の相剋といふかたちで進展して行つた。たとえば、

昨年十一月の産別定期大會では、これは共産黨員と非共産黨員の組合運動の現状把握の相違となつて現われ、その相違は具體的には運動方針についての烈しい論争をまき起した。産別會議の闘争主義的な戦術を指摘して、前事務局次長細谷松太氏の共産黨除名問題の如きもこの對立の渦中から生まれた注目すべき事件であつた。産別副議長光村氏等によつて火の手があげられた前述の民同運動も、もちろん、その流れの成熟したものである。

ところで、産別會議民主化同盟は二月十三日その發足の生聲をあげたが、その有力分子は産別會議副議長光村甚助(全遞)、落合英一(電工委員長)、産別機關紙部長 喜田康二(印刷出版)、産別財政部長金山敏(生保)の諸氏で、この結成には全遞、印刷出版、電工、電産、機器、港灣、日映演、車輛、化學、生保等諸勞組の有志が參集した。そして次の如き聲明を發表した。

いまやわが産別會議は、労働組合運動ゆきずまりの焦點にたつた。共産黨フラク活動のベルトにかけられた左翼主義から相次ぐ脱退と離反の傾向は、もはやおおうべくもない。われわれ産別の有志はここに幹部たると一組合員たるをとわず、この動搖と混迷とをたち名實ともなる組合員の組合とするために産別の全組織においてたかくることゝなつた。われわれの實踐目標は一に勞組法改悪反対、資本家の組合御用化反対、政黨の組合支配排除にあるとともに、相手にも責任を要求し、自からも責任をとるところの生産闘争である。われわれの運動はいわゆる反共ではない。産別會議の全組織を民主化するために闘うとともに一切の自由な組合として一大陣列に結集

し眞の民主的統一戦線の實現へ巨大な一步をふみだすものだ。

この結果は知らるゝ通り、二月二十一日の執行委員会で、全通高原、電産竹内兩氏の提案にもとずき「當面する大闘争を闘うことが第一でありこの問題を大衆討議にかけ闘争の中で解決する」ことに決議され、光村、金山、喜田三氏の産別幹事辭任は承認されたが、執行委員会の態度は次のようなものである。

・同盟發足の心理的動機については了解する點がある。しかしその運動に有害な現象がおこらない限り、産別會議としては原則的にその存廢に干與しない。また、労働運動の發展過程において組合員としての共産黨員の正しい意味での成長を期待する。われわれはこの時期、方法、手段についてはいま労働者がおかれている立場からまことに遺憾である。しかし團結權は國民の權利として憲法にみとめられたところであるから、産別會議の規約、綱領に反しまたは組合問題を大衆討議にかけ當面する闘争の中で解決して行く。民主化同盟もまた自重すべきである。

かくて、その後この産別の民主化運動は逐次、具體化され、同日二十四日には産別民主化同盟主催のもとに、總同盟、國鐵、日放勞、炭勞、日教組等の有志二百名参加のもとに労働組合民主化懇談會が開かれ、これは各勞組民主化連絡會議にまで進展した。他方、これらの動きと平行して主要單産の活動も漸次高まつて來てていることはいうまでもなく、現状では大體次のような状況になつてゐる。

電産では中闘委員三十三名中十一名が産別民主化同盟に参加し、その活動を開始しているが、東北支部、中國支部計百十四分會は民同の支持を表明した。全通は二月十三日城西、城南、城北、中央、多摩五地協代表者が會合、全通民主化同盟準備會を結成し、三月十三日その結成大會を行つたが、現在全通が共産主義勢力の支配下におかれ、組合の自主的運営が著しく阻害されている事實を確認し、これが排撃に全力を傾注するとともに産別から早急脱退するよう努力する等の當面の運動綱領を決定した。今後これが全官公廳勞組内で最も尖鋭な全通内部で、どの程度の力を持つて行き得るか注視すべきものと思える。日通は二月二十五日フラク、民主運動双方を禁止するか、或わ双方を認めるかについて激論の末、双方を認めることに決定したが、現在その大勢は四國、關西は支持、九州は大體において支持、中部は兩論にわかれているといわれている。

民主化同盟がもつとも活潑に働きかけているのは京濱地區中心の金屬關係組合であり、民同支持を決定しているものに、日電玉川分會(三千)、日立戸塚分會(千六百)、安立全組織(神奈川千四百)、ピクター分會(千三百)、東洋通信機分會(七百)等があげられる。なお、最もフラク活動が活潑であり全電工の牙城といわれる東芝堀川分會が、三月二日の大會で職場の八割が民同を支持したことは注目すべきである。機器關係では、民同支持を決定したものに信越地區の中心分會である津上製作所(千

二百)、北陸地区の據点である小松分會(四千三百)で、京濱地区では日立總連(龜戸、龜有、戸塚清水、川崎、茂原、本店)である。このほか、全生保、港灣、化學、日映演等にもその動きは見られる。

以上のようにしてフラク排撃を目標とする民主化運動は、漸く軌道に乗つて來たが、もちろんその現實的な力は不明といわねばならない。たしかに、今日全通にも或わ電産、日通にも所謂民同運動を支持するの必然性はあるが、果してこれがどの程度組合員に滲透して行くのか、結論としてこれは將來の問題というの他はない。しかし今日ともすれば行き過ぎとも見える勞組運動現状において、その動向は必ずしも輕視できなう。

第六節 芦田内閣の性格と政局の前途

一、新憲法下初の政變—首班指名

二月九日、片山内閣の總辭職を契機として、憲政常道主義か多數派主義かの論議を沸騰せしめ、政界はもとより社會全般の注視のまとなつた。新憲法下の政變も二月二十一日民主黨芦田總裁を首班に決定して、ようやく落つくとともに落ちついたのである。

片山内閣は既に昨年暮の石炭國管、平野農相追放問題當時より、漸く閣内の不統一と、社党内の對立によつて動搖しはじめたが、たま／＼官公吏俸給〇・八月分の財源問題により、政府と衆議院豫算委員長鈴木茂三郎氏との對立となり、片山委員長も遂に、黨を割つて左派を切るか、内閣投出かの岐路に立つに至つた。そして二月九日、次期政權の受入態勢の完成をまたず、昨年五月二十日以来八カ月餘の生命を終つた。これより先、政界には總辭職近しとして、民主黨を核心とする政治協議會、自由黨を中心とする救國新黨などの動きを見せていたが、總辭職の當時は未だ具體的な形をとるに至ら

あたかも第三次桂内閣崩壊の前夜、西園寺公の率いる政友會と、犬養毅麾下の國民黨が、憲政擁護を叫んだ大正二年春の政變の際、政友會議員が胸に白バラを飾つて登院した故事にならつて、二十一日午後自由黨議員は白バラの生花一輪を胸に憲政常道論を唱えて首班指名選挙に臨んだが、その結果は自由黨が破れ、芦田氏は吉田氏を三十六票離して首位となつた。

一方参議院は、當初より吉田氏が僅かながら優勢で、二十一日の選挙では、最初吉田氏一〇一票、芦田氏九七票で過半数(一一〇)に至らず、決戦投票を行つた結果は吉田氏一〇四、芦田氏一〇二票でこれ又過半数に達せず、法規の解釋で多少のもつれはあつたが二十三日衆、参兩院協議會の話し合いによつて、芦田氏に正式に決定したのである。

しかるに他方、自由黨を中心とする救國新黨運動は急速に展開し、二月二十三日、自由黨の野黨宣言、三月十五日、民主クラブその他を加えて民主自由黨を結成した。總裁吉田茂、最高顧問幣原喜重郎の兩氏を推し、衆議院一五三名で第一黨の地位を占めた。世耕氏等六名は新黨運動に加わらず、依然として日本自由黨を存続している。第三表は民主自由黨結成後の衆議院の各黨所屬人員表である。

(三) 民主自由黨結成後の衆議院各黨所屬人員表

區分	民主自由黨	日本社會黨	日本國民黨	國民協同黨	社會革新黨	第一議員俱	日本農民黨	日本自由黨	日本共產黨	無所屬	計	缺員
三月十五日	一五三	一一三	九〇	九〇	三〇	一〇	七	六	四	六	四四七	一九
四月八日	一五〇	一一三	九二	三〇	二二	一〇	七	六	四	五	四四七	一九

(備考) 一、衆議院議事課調 二、第一議員俱は第一議員俱樂部。

二、政策協定から組閣完了まで

二月二十五日、芦田首相は組閣工作に先立ち、政策協定委員會を設けて、本格的に三黨間の政策協定を開始した。委員には各黨より三名を選出することとなつたが、問題の社會黨左派は鈴木茂三郎、稻村順三の兩氏とも固辭して受けず、結局社會黨は右派の水谷、淺沼、西村の三氏、民主黨、苦米地北村、稻垣、國協黨は岡田、船田、竹山(國)の諸氏に決定した。が、問題は芦田首班決定の鍵を握つた社會黨左派の入閣と、その主張をどの程度政策協定に織り込むかにかゝつてきたわけで、論議の中心は、(一)國富調査税の創設、(二)軍事公債利拂停止、(三)第三次農地改革の準備の三點であり、社會黨は以上の施策の強行を主張するに反し、民主、國協兩黨は之に反對した。そして協定妥結の容易ならざるにしたがい、組閣本部は個別的な入閣交渉を開始した。三月三日、一週間に互る三黨の折

衝の結果、ようやく政策協定は成立した。その要旨は國富調査税や軍事公債の利拂停止的處理は、特設の委員會に於て決定することとし、金融機關の民主的改革、特に日銀法の根本的改正については調査會を設置して、その答申にまつこととした。農地改革は第二次改革の完遂と第三次改革の準備により、徹底的に推進すると云うのであるが、右派の發言が今後愈々重きを加えんとする時、將來の閣内及び與黨間の紛糾はまぬがれまいと豫想される。その魁として、三月二十三日設置された軍車公債利拂の處置に關する懇談會は、議論沸騰して容易にまとまらず、四月二十八日、對立する二派が別個に答申案を提出するに到つた。

これより先芦田首相は、自由黨をふくめた四黨連立内閣を企圖し、數次に互る連立申入をなしたが自由黨の決意固くその都度斷り、芦田首相は自由黨の切りくずし工作と共に、全農派に對しても閣僚の椅子一つを用意して、その抱き込みを策したが成らなかつた。加うるに民主黨齋藤隆夫氏の脱黨等舉國連立内閣の容易ならざること漸く明かになり、一方片山社會黨委員長も入閣の意志なく、芦田氏の四顧の禮も空しくして、組閣促進の聲高まると共に、片山氏の入閣問題不調のまゝ七日三黨首會談に入つた。

此の會談に於て、民主黨は商工、經本の椅子を強く主張したが、これは昨年暮の炭鑛國管法が大體

民主黨案によつて成立した經緯に鑑み、之が實施運用に當り黨の主張を生かそうとするものであり、經本は他の經濟閣僚の椅子を社會、國協兩黨に渡す場合には是が非でも握りたい一線であつた。國協黨は農林大臣を希望し、民主黨も大體之に同調したが、社會黨は、商工、農林、經本を強硬に主張した。こゝに奇怪なのは民主、社會兩黨共大藏大臣の椅子を忌避したことで、インフレ克服の重要な今日、特に軍事公債利拂問題が政策協定の焦點であることを思えば、何故に之を忌避するか諒解に苦しむのがあつた。

片山氏の辭退に伴う西尾氏の外相要求と、それに対する芦田氏の拒絶、農相問題をめぐる國協黨と社會黨の對立、國協が一步を譲つて、社會黨より農相を出すとしても、日農系の人物では困るといふまた左派の結束をみだしても入閣を主張する加藤勘十氏等、三黨首會談も相當多難な経過を辿り、政策協定成立より一週間を経て、三月十日漸く認證式の運びとなつた。その顔振れは左の通りである。

首相 芦田均(民) 國務相副總理、賠償廳長官 西尾末廣(社) 外相 芦田均 藏相 北村徳太郎(民)
 商相 水谷長三郎(社) 農相 永江一夫(社) 運相 岡田勢一(國) 選相 富吉榮二(社) 勞相 加藤勘十(社) 文相 森戸辰男(社) 厚相 竹田儀一(民) 國務相法務總裁 鈴木義男(社) 同内閣官房長官 吉米地義三(民) 同經本長官 栗栖赴夫(民) 同建設院總裁 一松定吉(民) 同行政調査部總裁 船田享二(國) 同地方財政委員長 野溝勝(社)

三、芦田内閣の性格とその前途

政權のトライ廻しと一部から非難された芦田内閣も以上のような経緯で成立したが、前内閣末期において片山首相に對して左派の肅清を要求した芦田氏が、自ら組閣するに當つては、却つてその支持と入閣を必要とした事實からみても、世間で、「片山民主黨内閣」に對して、「芦田社會黨左派内閣」と稱するもの、故なしとしない。金融機關對策、軍事公債利拂問題等から、財界もさして現内閣に好感を寄せていないようであるが、今後の芦田内閣の進路に難關として横わるものは、勞働問題と豫算編成であろう。勿論その何れも、刻下の我國にとつて大問題ではあるが、殊に、氷炭相容れない左右兩勢力の複雑な連立内閣であつてみれば、なお更その解決に困難さを加えるであろうことは明かである。

しかし芦田内閣にも明るい面がある。それは、外資導入による經濟再建で、若しこれに成功すれば芦田内閣の壽命も案外長いばかりでなく、その業績にはみるべきものがある。十日の初閣議の後、芦田首相の談話として發表されたものは、「新内閣の重要な使命は、外資導入による經濟再建と、對外信用の回復にある」とし、徹頭徹尾、外資導入による經濟再建を強調しているが、米ソ問題をめぐ

る國際政局の動きは、我國に再建資材の入手を大幅に許容されるのではないかと、前途に光明を與えている。此の面より、經濟の再建、國民生活の向上、通貨の安定、財政の均衡、勞働問題の解決が出來れば、芦田内閣も國民の輿望を擔うであろう。だが外資導入も、こちらの希望するほど入つてくれるかどうか問題であり、それが假りに入つてもそのため直ちに經濟復興がもたらされるとみるのも早計だ。しかし終戦後の歴代内閣にみられなかつた、此の方面への期待と可能性は大いに認められることは確かである。吉田内閣を「憲法内閣」、片山内閣を「炭鑛國管内閣」とせば、芦田内閣は「外資導入内閣」と言い得よう。けれども天の時には恵まれたが、人の和を缺くことによつて前車の轍を蹈むのではないかと懸念されぬこともない。

四、ドレーパー使節團來朝の政治的意義

二月二十日夕刻、ロイヤル陸軍長官の代理としてアメリカ陸軍次官ウィリアム・ドレーパー氏は、隨員十一名を従えて空路入京した。二十二日朝より一行は總司令部首脳部との會談を開始したが、之には國務省政策企畫部長ジョージ・ケナン氏も立合い、アメリカの日本に對する恒久的長期計畫が生れるものと期待される。今回の使節團の來朝は米國の對日政策の大轉換を豫想させ、日本經濟の早急

なる立直りを促進させるもので、之が障害となるものは許す限りに於て緩和排除されるものと見られるに至つた。ドレーパー氏側近者の意見を総合すると最終的報告書には次の如き項が含まれるものと豫想される。

- 一、日本を自立せしめて占領費に對するアメリカ納税者の負擔を軽減しなければならぬ。
- 二、日本の自立は講和條約締結前でも米國の援助で達成出来る。
- 三、日本の賠償問題は出来るだけ早く解決しなければならぬ。
- 四、日本の對外貿易特に纖維品の貿易を伸張しなければならぬ。
- 五、日本の船舶を再建しなければならぬ。
- 六、經濟統制を撤廢し、自由企業によつて經濟復興を促進するようにする。
- 七、米國議會は對日援助費として少く共五億ドルを計上し、そのうちに再建計畫に必要な資材確保のための回轉基金として一億五千萬ドルを含めるべきである。
- 八、日本が自立のためにまず自分で努力するように留意しなければならぬ。
- 九、もし日本が軍需産業に依存せず自分の努力でより高い水準に達することが出来るならば日本の工業水準を一九三〇—三四年の水準にクギ付けるようなことをしてはならぬ。

一〇、日本の貿易相手國を米國に制限してはならない、日本が各國と交易の機會を持つように努力が拂われねばならぬ。

- 一一、日本を極東の工場とするためにあらゆる援助を與えねばならぬ。
- 一二、日本の産業に進歩した技術を輸入せねばならぬ。
- 一三、日本における米國投資にかんする最終政策を確立せねばならぬ。
- 一四、經濟力集中排除問題を出来るだけ急速に解決しなければならぬ。
- 一五、爲替レートを出来るだけ早く設定すること。
- 一六、日本の實業家の海外渡航を許すこと。

以上のうち幾つかは日本の經濟政策にも大轉換を要求される項が含まれており、正式に具體化した場合には、政治經濟兩分野に大變更がもたらされるであらう。

又今回の使節團來訪にあつて、從來のそれと著しく異なることは、日本の財界人と數次に互つて會談の行われたことであり、一万田日銀總裁のローレ及びジョンストン兩氏との懇談、中島久萬吉（經團連評議員會長）石川一郎（經團連會長）諸井貫一（同理事）岡野保次郎（三菱重工社長）堀文平（紡績同業會々長）淺野良三（元日本鋼管社長）加能久朗（元正金常務）の諸氏がホフマン氏を訪問

し(一)過度經濟力集中排除の緩和 (二)賠償の早期決定 (三)民間クレジットの懇請 (四)財界放追の審査條件の緩和 (五)勞働對策への助言 (六)貿易振興のための米船の借入、等の諸問題について懇談した。又久しく財界の表面に現われなかつた、元藏相・日銀總裁の池田成彬氏もジョンストン氏と會見している。かくて集中排除の緩和による財界の立直り、勞働對策の積極化、財界ページの緩和等に伴う資本攻勢の強化を豫想させ、國際情勢の變化と共に日本の政治、經濟に一大方向變換の近きを感じさせる。あたかも殆ど時を同じうして、これまで勞働陣營との協調——妥協を目標としてきた經濟復興會議が改組しようとしているのは、その一示唆とみることが出来ないであらうか。

五、公職追放と政治の民主化

終戦の翌二十一年一月四日、日本政府に對して發せられた聯合國最高司令官の覺書により、二月二十八日、勅令第百九號、「昭和二十年勅令第五百四十二號ポツダム宣言の受諾に伴い發する件に基く就職禁止、退官、退職等に關する件」が公布された。之が世に所謂、公職追放令で、政界、財界、言論界、官界等、社會の各分野に互つて、戰爭指導者及びその有力な協力者乃至はそれと見做される人を公職から除去しようというのである。此の追放令の基礎となつた聯合國最高司令官の覺書の内容

の要點を述べると、

(一) 覺書の本文第一項に於て、ポツダム宣言の規定にある「我等は無責任な軍國主義が世界より驅逐せられるに至るまでは平和、安全及び正義の新秩序が生じ得ないことを主張するものであるから日本國民を欺瞞し世界征服の舉に出た過ちを犯させた者の權力及び勢力は永久に除去されなければならない」という條項を引用している。

(二) 第五項に於て「罷免する」とは該當者を在職中の公職より解雇し右公職に對するその直接及び間接の影響及び參與を終止せしめることをいう、と述べ公職より罷免せられた者は當司令部の承諾を得なければ一切の公私の年金其の他の手當又は利益を得る資格がないものと規定している。

第六項には「排除する」とは該當者を一切の公職に就かせないことをいうものとし、この公職保持の資格剝奪は覺書本文第一項に引用されたポツダム宣言の條項が日本に於て完全に履行されるまで繼續すると述べている。

(三) 第七項は民主的傾向の復活強化のためには該當者の罷免及び排除のみでは不充分であつて、新職員採用に最大の注意を拂うよう要請し、これに關する現行諸規則が不適當な場合には改正又は廢止さるべきことを命じている。

(四) 第十六項に於て、罷免又は就職拒否に關して、及び選舉に係る地位に對する候補者たるの資格剝奪に關して日本政府の講じた措置は、司令部により審査せられ且つ取消されることがある旨を明記している。

(五) 附屬書A號に追放の該當者となるべきものの種類を掲げてある。その種類は左の通りである。

- A項 戦争犯罪人
- B項 職業陸海軍職員—陸海軍省の特別警察職員及び官吏
- C項 極端な國家主義的團體、暴力主義的團體又は祕密愛國團體の有力分子
- D項 大政翼賛會、翼賛政治會及び大日本政治會の活動に於ける有力分子
- E項 日本の膨脹に關係した金融機關並びに開發機關の役員
- F項 占領地の行政長官
- G項 其の他の軍國主義者及び極端な國家主義者

此の覺書によつて制定された昭和二十一年二月二十八日附の勅令第百九號、閣令内務省令第一號では公職の範圍を、官職に在る者、特別の法令により設立された會社・營團又は銀行・統制會・統制會

社並びに政府・國策會社・營團又は特殊銀行が最大の出資をしている子會社の幹部職員と帝國議會の議員と市長ということになつていたが、新憲法の制定とそれに伴う地方制度の改正により、十一月八日、内閣は「地方公職に對する追放覺書の適用に關する件」を發表し、新たに、市區町村長、市町村の助役及び収入役、その他地方公共團體のすべての職員、選舉事務に關係のある者、農地委員會委員等を追加した。又六月二十九日には勅令第三百四十六號で公職適否審査委員會官制が公布され、政府とは獨立に審査を開始する事になり、美濃部達吉博士を委員長とする委員會が設置された。

この擴張適用と列んで、追放の徹底を必要とする分野として残されていたのは、政界、財界、文化界である。そこで、同年十一月二十一日に政府は「政治的及び經濟的重要地位に對する追放覺書適用の件」を發表したが、これによつて新たに公職の取扱いを受けるようになったのは、有力會社及び金融機關、各種物資の統制に従事する團體、特別の法律によつて設立された團體、政府補助團體、公益團體その他これらに準ずる團體、主要新聞社、出版社、主要映畫演劇興行會社、放送協會その他公衆報道情報機關、政黨及びその支部等の役員地位であつて、これは、(一)會長、副會長、社長、副社長、取締役、理事、常任監査役、編集主任、論說主任、ニュース編集主幹、編集局長、調査局長、書記長、常任執行委員、總務その他名目の如何に拘らず以上の地位と同様の權限、支配力を有し又は同

等の報酬を受ける者 (二)事務主任、會計主任、顧問、相談役、監査役その他名目の如何に拘らずこれらの地位と同様な権限を有し又は同等の報酬を受ける者等を指すのである。

以上二つの擴張適用の發表と從來の法令とを整備する爲、二十二年一月四日にこれらの改正法令の全部と、これに關連ある二勅令を新たに制定し、公布即日施行した。關係法令の名稱は左の通りである。

(一) 昭和二十二年勅令第一號公職に關する就業禁止、退職等に關する勅令 (昭和二十一年勅令第百九號の全部改正)

(二) 昭和二十二年閣令内務省令第一號昭和二十二年勅令第一號の施行に關する命令 (昭和二十一年閣令内務省令第一號の全部改正)

(三) 昭和二十二年勅令第二號公職適否審査委員會官制 (昭和二十一年勅令第三百四十六號の全部改正)

次いで昭和二十二年三月三日、勅令第六十五號で公職資格訴願審査委員會を設置し、該當者に對し訴願の路が開かれた。本年四月十五日、訴願は締切られたが、現在訴願中の者大略一千四百名に及んでいる。第四表は四月二十三日迄に審査された人數と該當者内譯である。

(四) 公職適否審査委員會審査數表

區分	昭和二十一年二月二十八日勅令第九號に依る分		昭和二十二年一月四日勅令第一號に依る分		計	總計
	中央公職適否審査委員會	各地方公職適否審査委員會	中央公職適否審査委員會	各地方公職適否審査委員會		
審査人員	八、八九九	五五、六九八	六三五、三三八	六九一、〇二六	六九一、〇二六	六九一、〇二六
非當	七、八三六	五二、九五七	六三八、八五六	六八〇、八二三	六八〇、八二三	六八〇、八二三
未決	〇	四	二、四五三	二、四五七	二、四五七	二、四五七
該當	一、〇六三	三、七三七	四、〇一九	七、七五六	八、八一九	八、八一九
審査人員	三九	九	四	一三	五二	五二
非當	二九〇	二、一〇八	一、一九八	三、三〇六	三、五九六	三、五九六
未決	四	五七	一七	一七四	一七八	一七八
該當	二二	二	〇	二	二二	二二
審査人員	二一三	二二	一、三四九	一、五七三	一、七〇三	一、七〇三
非當	六三	四一	九	五〇	一一二	一一二
未決	二一	二	〇	二	二三	二三
該當	四七三	一、三二六	一、二七三	三、四九八	三、九七〇	三、九七〇
審査人員	五四	七一	七〇	一四一	一九五	一九五

(備考) 中央公職適否審査委員會調、昭和二十三年四月二十三日現在。

ページはアメリカ南北戦争の直後、戦勝をほこる北軍側によつて南軍側に對し行われて以來、今次大戦後の日・獨で行われたのが初めてであるという。しかし、名稱は公職追放とはいわなかつたが、明治維新の際、新政府によつて幕府側の人物に對してこれと同様のことが行われたと解してよからう。

只、米國及び明治維新の場合と、今回の日・獨のそれを異るのは、前者は國內の一勢力によつて、他勢力がなされたのであり、後者は敗戦によつて突如、外力によつて命ぜられ行われたのである。

しかし、茲に些か遺憾とするところは、此の嚴正であるべき公職追放が、一部の政争の具に供せられてゐるかの如き感を與えることである。一昨昭和二十一年春の總選舉直後、政局は久しきに互り混乱を續けたが、これは檜橋氏一派の策動によるものと取沙汰され、突如、第一黨として政權を擔當すべき自由黨の總裁鳩山一郎氏が追放された。約一年後、自由黨を脱黨した芦田氏と、犬養・檜橋の三氏が中心となつて民主黨を結成せんとする矢先、自由黨首班内閣によつて、犬養・檜橋兩氏の追放がなされた。又それより僅か二カ月後、吉田内閣の石橋・河合・石井三氏の追放となり、近くは昨年秋の平野農相の新黨運動に對し、社會黨幹部のとつた對策、それと關連ありと斷ぜざるを得ぬ平野農相の追放等々、以上何れも一應の理由は附せられてはいるが、そこに何としても明朗に受けとり難い政治的謀略を感じしめられるのを遺憾とする。一步を譲つて、假令當然の理由があつたとしても、その發動の時期方法に疑惑を持たせるかの如き點のあつたことは、民主政治に反するものであり深く三省さるべきところであらう。今次政變に際しての芦田首班運動も、「之成らずんば芦田の追放危うし」という觀點から、遮二無二首班獲得運動を強行したとさえ傳えられている。

第四部 轉機を孕む世界政治經濟

第一節 コールド・ウオアの對決段階と

しての世界政治

一、情勢の加速度的急迫

芦田首相は三月廿日の衆議院本會議に於ける一般施政方針に關する演說の中で、「最近の大戦争により人類の受けた慘禍は今なお我々の體験に新しい。それにも拘らず、世界は更に第三次世界大戰の可能性におびえているのが現在の姿である」と述べていたが、最近の世界情勢は、正しく第三次世界大戰の可能性を次第に廣く信ぜしめつゝ、刻々と險惡の度を深めている。そして世界政治の所謂コールド・ウオア段階は、早くもその對決段階に突入したかの感が深い。第二次大戰の終結と同時に表面化すに至つた米英とソ連の相互不信關係が日に増し深化して、遂にコールド・ウオア段階にまで質的

に發展したのであるが、情勢が斯る段階にまで悪化すると、對立者の一方の行動は直ちに他方の行動によつて反撃されるといふ惡循環を繰返すことによつて、その對立抗爭關係が加速度的に惡化するは自然の勢である。所謂コールド・ウォア段階が瞬く間に自らの對決段階に突入せざるを得なくなつた理由であるが、ベエヴィン英外相の西歐連合の提唱が東歐結束の強化を刺戟して、自由チエコ崩壊の結果し、それを契機として、今や戰爭の危機は急激に増大するに至つたのである。

周知の如く米國の世界政策は、トルーマン・ドクトリンからマーシャル・プランに發展するに至つて、遂にコミンフォルムを自らの敵對者として持つに至つたが、ベエヴィン英外相が西歐連合を提唱して反ソ體制を強化しつゝ、マーシャル・プランに呼應せんとするに至つて、米英對ソ連の對立抗爭關係は、正しく第三次世界大戰の危機の根源地を形成するに至つたと言へる。世界情勢の險惡度は質的に飛躍し、第三次世界大戰の不安に世界全體はふるえ且つ敏感となつているのである。

二、西歐連合の反ソ的發展と英外交の轉換

(イ) 西歐連合の提唱　ベエヴィン英外相の提唱した西歐連合案は、ソ連に對抗すべき軍事的政治的經濟的同盟たらんとする點に特徴がある。今次大戰終結後西歐連合を結成すべしとの提案はいち早く

チャーチル氏やイーデン氏によつてなされた。チャーチル氏は一九四六年九月十九日スイスのチュリツヒ大學に於いて「歐州よ團結せよ」と題して演説したが、その中で次の如く述べていた。

「……數年の後には全歐或いはその大部分を今日のスイスのやうに自由な幸福なものにする方法がある。ではその至上の救濟策とは何であらうか。それは歐州の構造を組み替え、或わこれを出来る限り改めること、そして平和、安全、自由のうちに生活し得る組織を與へることである。われわれは歐州連合の基礎を打樹てねばならない。これによつてのみ、數億の民は、その生活を甲斐あらしめる純なる喜びと希望を再び懐くことが出来るのである。この方法は簡單である。たゞ必要なのは、數億の人が惡を排して善を行う決心することであり、他を呪ふことなく感謝のうちに得んと決心することである。この喫緊の仕事をするに當つては、佛蘭西と獨逸は英本國、英連邦とともに指導的役割を果さなければならぬ。その時には、強大な米國は、また私はソ連もそうだと信ずるが、それに全く満足するであらう……」と。

その後間もなくして四六年十月四日、英國のランカシャ州ブラックプールで開催された保守黨年次總會の席上に於いても、チャーチル氏は次の如く歐州連邦の結成を提唱した。

「米國は歐州の復興と世界の平和の維持に深い關心を示し、これに積極的に參加している。連合國

の諸政策が水泡に歸さず済んでいるのは、米國が孤立主義を放棄したお蔭である。しかし米國に全ての負擔をかけることはいけない。この際歐州連邦を結成することが出来ないだらうか。歐州大陸はいつまでも歐州以外の國の寛大な援助に頼つて行くべきではない。歐州二億五千萬の民は、幸福と自由と繁榮とを得るために、歐州連邦結成を支持する政黨に投票すればよいのだ」と。

チャーチル氏の提唱は第一次大戦後クーデンホーフエ・カレルギー伯やブリアン佛外相の提唱した歐州連盟と同様、歐州の分裂は破滅への途であるという立場から、歐州が一體となつて政治的經濟的に協同することによつて、歐州の政治的安定と經濟的繁榮を享受しようという内容のものである。

(ロ) **ベヴィン英外相の反ソ的西歐連合** 併しベヴィン外相の提唱した西歐連合案は「英國はソ連が東歐において同族を糾合したと同様のことを、西歐においてなす権利のあることを強調する」という立場に立ち、且つソ連の侵略的意圖に對抗せんとする意圖から提案されている。即ち「：ヤルタ會談におけるポトランド問題の解決は、當時の英國にとつては抗爭する要素間における妥協と考へられたのであるが、その後の情勢の變轉はソ連側のあらゆる手段を使用して東歐に共産黨の支配を確立しようといふ政策を明かにした。ポーランド、ブルガリア、ハンガリー、ルーマニアその他あらゆる場所においてソ連のこの政策が實行されている。ギリシヤにおいてもこれをソ連の衛星國たらしめん

とする企圖は絶えず行われてをり、ギリシヤに隣りするバルカン三國は、國連總會の決定を無視し、かえつて内戦を醸成している。：：マーシヤル案について言へば、モロトフ・ソ連外相はパリ會談において英佛特にフランスを脅威し、その脅迫は、コミンフォルムの結成、特にフランスに著しい罷業の波となつて現れた。直接的手段によるとも間接的手段によるとも、ソ連の歐州を支配しようとする政策の追及される限り、われわれとしては、それがつぎの世界大戦に導くものと結論を下さざるを得ないであらう。いまやソ連の國境は、トリエストからエルベ川にいたる線にのび、西歐支配の野望を逞しくしているのである。いまや、西歐ブロックを結成する時は熟している。現在英佛兩國とベネルツクス（オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ）三國の間に會談が始まつたが、これの諸國とダンケルク英佛同盟條約を中核とする政治的軍事的經濟的同盟條約が調印されることを希望する、また我々は新生イタリアをふくめた他の歴史的な歐州諸國とも協力せねばならないであらう：：」と。

ベヴィン英外相の以上の如き西歐連盟の提唱は、西歐支配まで野望を逞しくつゝあるソ連に對抗するためであり、斯くすることによつて世界大戦を防止せんとするにある。東歐諸國に共産黨支配の體制を強引に推進せしめ、しかもマーシヤル計畫を渡に舟という工合に、それに言ひがかりをつけてコミンフォルムを結成し、それを母體として佛伊の共産黨が大ゼネストを展開し、まるで事態を内亂

にまで發展させんとする如き動靜をみては、ソ連は共産黨の勢力を縦横に活用して、いよいよ西歐まで擾亂の武歩を進めんとするかと、米英側では非常なる脅威を感じた譯である。冷靜をもつて鳴る英外交常に「ウエート・アンド・シー」をプリンシパルとして、最後の最後までその外交的態度を明かにしないことを特徴としている英國が、早くも以上の如きソ連に對抗する意圖をもつた西歐連合を提唱するに至つたといふことは、確かに歐州に於ける米英對ソ連關係がたゞならざる段階に達しつゝあることを物語るものであつた。無論、ベエヴァイン英外相は西歐連合を提唱するに當つてもその最大の主眼は歐州の平和を確保せんとするにあり、いたすらに對立を助長するのが、その目的でないことを次の如く強調している。即ち「この西歐ブロックの構想は、ぼろ大な資源を有する米ソ二大國と抗争を起すことはない筈であり、またこの構想は歐州ないし世界を二分し、東歐をモスクワ政府支配下のブロックに變形せしめんとする考えをふくものではない。英國政府はソ連ないし他のいかなる國も敵視する行爲を欲しないが、英國はソ連が東歐において同族を糾合したと同様のことを西歐においてなす権利のあることを強調する」と。

而して、このような考へ方は早くも一九四三年十一月廿五日、南阿總督スマッツ將軍が英國の兩院議員の會合に臨んで行つた「平和に關する或る構想」という演説の中に唱導されてゐた。スマッツ將

軍の主張は次の如き内容のものであつた。即ち今次の大戦を遂行している主なる國は米英ソ三國だが戦後の平和もこの三國の力で確保しなければならぬ。ところで米ソは共に非常に強力な國となるが英國は遺憾乍ら、戦争で金も兵力もなくして全く弱體化してしまつた。だが、それだからと言つて、英國が米國と一緒になつて同盟などを結んで、その地位を挽回しようとするれば、これは戦争になるに決つてゐる。それ故に英國は米ソの間に立つて平和確立に努力せねばならぬ、それには英國が強い立場を保なければならぬ。而して強くなる方法は、西歐にわれわれと志を同じうし、教育を同うしている小さな民主主義國が澤山ある。これらと一緒になつて、強力な立場に立ち、斯くすることによつて歐州の平衡を保ち、同時に米ソの間に立つて、一つの強力な立場を持つことが平和確立の唯一の途であり、同時に英國が生きる途でもある、といふのである。

(ハ) 西歐連合の方向　ベエヴァイン外相の西歐連合の提唱は、以上の如きスマッツ將軍の主張を具體化したものと考えられることは一面明かに可能である。けれども、その提唱の時期は、大國協調の最後の機會であるといわれたロンドン會議が失敗した直後であり、且つコミンフォルムに指導された佛伊に共産黨がゼネストの波を高めて西歐を脅威することによつて、米英とソ連の對立、不信がいやが上にも高まりつゝある時であつた。そしてベエヴァイン英外相は、ロンドン會議決裂直後に「一國がその

政治的、經濟的制度を小國に押しつける政策を続ける限り英國は四大國協力方式には同意できない」とソ連との協調を斷念するに至つたことをはつきりと述べた上に、更に「一國が如何なる手段をもつてするにせよ、歐州大陸を支配せんとするなら、戰爭を併發するであらうとの結論に到達せざるを得ない」と齒に衣着せずソ連に警告を發しているのである。それ故に西歐連合の提唱は當然にスマツツ將軍の意圖を一面に生かし乍らも、それを包含して、全體としては反ソ的にして且つ戰闘的性格を明かにするに至つたのである。世界がこの提案に接して、英外交の重大轉換と呼んだのは宜なる哉といふべきだ。そして米國と結んで、ソ連に當らねばならないとの主張を絶えず叫んで來たウインストン・チャーチル氏は、次の如く西歐連合案を議會で支持した。「私は衷心からベエヴィン外相の西歐連合案を支持する。現在の状態が永く續くことは不可能だ。ソ連は南方のクサビに向つて動きつゝある。アドリア海をめぐるソ連の鐵のカーテンとギリシヤにおける戰闘はそれがアテネを包み、更にダーダネルス海峽及びトルコを包圍すをかどうかを決定するであらう。戰爭を回避する最善の手段は、時期を失しないうちに、ソ連と正面から問題を解決することである。これは勿論西歐民主々義諸國が出来るだけ速かに相互間の團結を固め、ソ連との解決を要求するに當つてイニシアチブを握ることを意味する。もし西歐民主々義諸國がソ連が原子爆彈を製造し得るようになるまで慢然と時間を空費

するならば、ソ連との間に行わねばならない重要な協議において満足すべき結論に到達することはできないと思ふ」と。

チャーチル氏の以上の言説は、ベエヴィン氏の西歐連合案をチャーチル氏の言葉をもつて翻譯してみせてくれたものと解釋して差支へなからう。他方ニューヨーク・タイムズ紙は西歐連合案を次の如く評した。「ソ連は、その國境に沿う小さい結合されていない個々の國の上に、その思想を強力行使するところが出來たが、かれらを共產主義に轉換せしめることは出來なかつた。ベエヴィン外相は、現在可能なることとして提案してはいないが、もし眞の歐洲合衆國があつたならば、共產主義の西方進出にたいする知的道徳的反対は偉大なものとなつて、共產主義を軍事的手段によつて撤布しようといふ誘惑は、大いに減殺されていたに違いない」と。

三、自由チエコ崩壊と米外交の攻勢轉移

(イ) 自由チエコの崩壊　ベエヴィン英外相の西歐連合案の提唱が、米英をソ連の對立及び相互不信の關係を、いよいよ深めたことは想像に難くない。間もなくしてチエコ共產黨のクーデターによつて自由チエコの崩壊という事態が勃發し、米英對ソ連の對立状態は急天直下の險惡化するに至つた

が、チエコに於ける共産黨の強引な行動は西歐連合に基く西歐の反ソ的結束の可能性に對抗してソ連が東歐の結束を一段と強化するために採つた手段とも考へられる。既に第二次大戰終結後、日を追うて深まりつゝある不信の基礎の上に發展しつゝある米英對ソ連關係であつてみれば、米英側の反ソ的行動が、直ちにソ連側の反米英的行動によつて反撃されるのは極めて自然の成り行きだと言へるからである。

チエコ共産黨のクーデターによる自由チエコの崩壊は一九四八年二月廿五日に起つた。この事件のきつかけは、共産黨出身のノセク内相が閣議の決定を無視して國內警察力の共産化政策を強引に推し進めたため、カトリック黨、國民社會黨、スロヴァキア國民黨所屬の十二閣僚は抗議的辭職を斷行したことである。このため當然にゴットワルト共産黨首を首相とする連立内閣は總辭職の運命に追い込まれたが、ゴットワルト首相は居据りを決意してベネシユ大統領に面會し、今回の危機は全く反動閣僚の行動によつて齎らされたものと指摘し、十二名の辭表受理を要請した。一方共産黨は得意の人民大會を開いて氣勢をあげ、この大會に臨んだゴットワルト首相は共産黨に全面的支配權を與へる以外にこの危機を救う途はないとして、再びベネシユ大統領に十二名の閣僚の辭表受理を迫つたが、ベネシユ大統領は、その要請を受け入れず、五月に行われる總選舉の結果に基いて問題の解決を民主的

に行うという立場を取つた。けれども共産黨は飽迄も要求を貫徹すべくゼネスト戰術で脅威する一方自己の支配下にある警察力を用いて反對黨本部を占據するという行動に出で、反對派の有力政治家や指導者、學生等の逮捕し始め、更にスロバキア自治州政府から反共分子を驅逐し、また反對黨國家社會黨本部の手入によつて押収した文書によれば同黨が武装鋒起を企圖していたことが明かとなつたという理由の下に、武装警官を要所に配置し、これに呼應した共産黨下の勞働組合は通信機關を麻痺状態に陥入れるなど、情勢は正しく革命の前夜をほうふせしる程に險惡化した。この間にベネシユ大統領は飽迄も民主的自由を擁護すべく、共産黨の獨裁に反對すべく努力したが、ベネシユ大統領を黨首とする社民黨も遂に反共派と容共派に分裂するに至り、一方共産黨の強引な壓力は加はるばかりであつたため、流石のベネシユ大統領も流血の慘を避けねばならぬという理由から、遂に共産黨に屈伏するに至つた。

(ロ) 米國の憤激と反撃 斯くしてソ連の東歐支配は完成することとなつた。即ち一九四五年三月にユーゴとルーマニアが共産黨の完全支配下に置かれてから、同年十二月にはアルバニア、一九四七年五月にはハンガリー、九月にはブルガリア、十月にはポーランドが次ぎ次ぎと共産黨の支配下に置かれてソ連の衛星國となつたが、チエコだけは東歐に於ける唯一の自由主義、民主主義國として残つて

いた。しかしチェコのアアシスの存在も遂に完全に否定される時が来たのである。

しかもソ連はチェコ事件と前後してフィンランド政府に對し、スターリン首相の署名した書簡をもつて相互防衛條約の締結を要求したのである。此處に至つて米英の對ソ憤激は爆發的に高まつた。

米國下院外交委員會は「世界に於ける共產主義の戦略と手法」と題する長文の文書をチェコ事件直後發表した。この文書の語調は、今まで米國政府の手になつたもつとも激越なものであり、ソ連の世界政策に關して次のような簡明な結論に達している。(一)共產黨の目標はただ一つ世界革命である、(二)革命にいたる道は甚しい摩擦を伴う、(三)彼等は平和より悲劇的な戦争の方をより多く頭に描いていると。而してこの文書は、ソ連の脅威に對抗するため、米國を盟主として西歐、中東、近東及び西半球諸國を打つて一丸とする經濟的に強固な反共ブロックを結成しなければならないと強調している。また上院議員ポール氏はソ連の脅威はマーシャル計畫だけでは阻止し得ない故に歐州復興計畫を修正して西歐の反共軍事同盟を實現するよう上院を促す必要があると言明すれば、マツケラー上院議員も「これ以上歐州をソ連が犯せば戦争とならう」と警告を發した。米國の世界的外交評論家ウォルター・リツプマン氏も「冷い戦争は既に終つた」として次の如き重大な言明を行つた。「戦後の世界情勢にいまや新しい段階が展開しており、冷い戦争はもはや終つた。チェコ、フィンランドに起つた

事件は一種の戰略的行動とみなさるべきであり、軍事關係者にとつては戦争の兆とみられるものであつて、最後の決意をなすべき時は近づいている」と。ウォルター・リツプマン氏は、昨年ジョーヂ・ケナン氏がフォレン・アフエアーズ誌に對ソ包圍外交政策を論じた有名な論文「ソ連の行動の源泉」を眞向から批判して、ケナン氏の主唱する如き對ソ包圍政策は、米國の名譽と尊敬を傷けるものであり、戰略的にも不可能なりとして、米英ソが共に歐州から撤兵すべきだと論じ、トルーマン・ドクトリンに反對していた人である。然るにチェコ事件に接するや、ソ連の行動は戦争の兆なりと斷じて、米國は最後の決意をなすべきだと論じたのである、リツプマン氏の如き有力外交評論家の以上の如き對ソ強硬論は、米國の對ソ世論の硬化の反映であると共に、また米國の對ソ世論の今後の形成に大きな影響を及ぼすこと言うまでもない。

また「スピーク・ランクリー」の著書によつて、早くよりソ連の膨脹政策は際限のない性質のものであり、戦争を賭する覺悟をもつて立ち向はざる限り、ソ連の侵略は阻止できないと早くより對ソ強硬論を主張していた前國務長官バーンズ氏は、三月十三日サウス・カロライナ州チャールストン陸軍士官學校で次の如き内容の重大演説を行つた。即ち、(一)國際情勢は今後四、五週間以内に米國が軍隊を動員状態におかねばならぬ程悪化する可能性があり、これを防止するために米國は強硬な措置

をとる必要がある。(二)このために米國はまず戦時中の選抜徴兵制度を直ちに復活し、軍事力特に空軍力を増大し、原子爆彈の製造を優先的に促進せねばならない。(三)ソ連の帝國主義計畫はまだ限界に達しておらず、米國が黙認しているかぎりどこまでも進出するものと思はねばならない。従つて米國が侵略の危険が認められた時は安全保障理事會が調査を完了するまでは現状維持するよう直ちに行動を起す用意があることをソ連に警告すべきである。(四)米國議會は歐州復興援助計畫、一般軍事訓練法及び軍隊増強法案を採擇すべきであると。

バインズ氏は以上は自分の私見であつて、事前にトルーマン大統領及びマーシャル長官と協議したことはないと特にことわつていたが、三月十七日トルーマン大統領は上下兩院合同會議に臨んで、重大なる對ソ強硬演説をなしたが、その内容は大體バインズ氏の主張と同様なものであつた。トルーマン大統領は、自由な諸國を共產主義的獨裁の壓迫から守るため、また自由と正義に基く恒久平和の條件を確保するため、米國は即時行動に移らねばならぬとして、マーシャル歐州援助計畫の速かなる採擇と、選抜徴兵法の復活と、一般軍事訓練法の制定とを議會に要請したのである。

(ハ) 戦争に對する準備の開始 一方、政府首腦はフォレストル國防長官を中心に陸海空軍長官と、議を重ね、萬一の場合にそなへて軍備の擴充、充實に遺憾なき状態を追求することとなつた。而して

四月廿一日上院軍事委員會の祕密會に臨んでフォレストル國防長官は次の如き重大證言を行つた。

「私は今日の國際的緊張状態は決して一時的なものでなく、恒久性を持つものであると考える。米軍幹部は昨年中は戦争が直ぐに發生する危険はないとの前提のもとに計畫を立てゝいたが、今日では戦争の可能性を考慮に入れて軍事計畫を作成すべきである」と。またブラドレー陸軍參謀總長も「フォレストル長官の言に同感である。二・三カ月前までは陸軍は戦争發生の危険がせまつていることは考へていなかったが、現在ではもはや今直ちに戦争が起らないとは斷言できなくなつた」と證言した。

翌廿二日上院軍事委員會の非公開會議でフォレストル國防長官は空軍力の擴充に重點を置く總額四百五十億弗に上る國防三カ年計畫案を提出し、いよいよ本格的な軍擴政策を推進することとなつた。

他方トルーマン大統領は三月廿六日、軍事目的に使用し得る武器または産業施設の輸出を全面的に國家統制下におき、四月十五日から實施する旨發令した。

(ニ) 對外援助法の成立と米國・西歐軍事同盟結成への動靜 對ソ情勢の急惡化に應じて米國議會も緊張し上下兩院は急いでマーシャル計畫に基く對外援助法案の審議を進めるに至り、早くも該案は上下兩院を通過し、四月三日トルーマン大統領の署名を完了して成立するに至つた。成立した援助額は、四月から向う一カ年間に西歐十六國、西獨、トリエストへの經濟援助五十三億弗、同對華經濟軍事援

助に四億六千三百萬弗、希臘、土耳其軍事援助に二億七千五百萬弗、國連兒童救濟費に六千萬弗を投ぜんとするもので、合計六十億九千八百萬弗の巨額によるものである。トルーマン大統領はこの對外援助法成立に關連して發した聲明の中で次の如く強調した。即ちこの案こそは、平和と安定のために一國が行う最大の建設的企圖であり、平和のためのわれわれの努力を惡意に曲解しようとする人々に對する米國の最善の回答である。またこの法案を議會が採擇したことは、超黨派政策が有效な措置を保證し得るといふ好例を示すものであり、民主的制度の効果について疑いをもつ人々は今回この法案が施行されたことから教訓を學びとるべきであると。

尙ほこれに先立つて三月十二日ブラツセルで開かれていた西歐連合結成のための會議は完了するに至り、西歐五カ國は共產主義の擴大に對する防壁として、期限五十カ年の軍事、政治條約の締結に關して意見の一致をみたのである。ベエヴィン英外相の提案した西歐連合は反共的な軍事、政治、經濟同盟として具體化されるに至つたが、この西歐に對する米國の經濟援助は當然に軍事援助的性格を持つに至るであらう。マーシャル米國務長官は、四月二十六日、西歐諸國に對して米國が一定の軍事的保障を與へるとの聲明書を發したが、マーシャル・プランも、西歐連合案も、その提唱當初に比して國際情勢の急惡化に對應して軍事的性格を全面的に帯びるに至つたことは注目すべきで、その兩者の

相互依存關係から、事實上米國と西歐の對ソ軍事同盟が形成されつゝあるといふことは、今後の世界政治の動向に決定的な作用を持つものと言へる。

四、米ソ外交の對決と國際政局の危機

ところでチェコ共產黨のクーデターを契機に、米國の對ソ態度は以上の如く電光石火的に硬化し、行動開始の準備に着手するに至つたが、四月十八日の伊太利の總選舉を前にして、米國の反共的態度は目覺しいばかりの展開を示した。チェコ共產黨がクーデターを敢行した一般の理由は五月に豫定された總選舉が、反共派の勝利に歸す可能性が濃化しつゝあつたため、先手を打つて政權奪取に突進したといわれているが、米國は伊太利共產黨もともすればチェコの跡を追う危険性のあることを察知し二度とチェコの例を許さぬとの態度を明白にしたのである。即ちチェコ事件を契機に對ソ一戰の決意を固めた如き言行を一般的背景として、伊太利に對する牽制策の第一發は三月十九日マーシャル國務長官がカリフォルニア大學で行つた演説である。マ長官は其中で來る四月十八日の伊太利總選舉において共產黨が勝つたならば、米國政府は伊太利が自らERPの恩典から身を引いたとの結論を下さざるを得ないであらうと。即ち共產黨下の伊太利に對しては食糧その他の援助物資を送らないといふ

のであつて、伊太利國民が餓死しなくてはならぬ、共産黨を總選舉に於いて敗北させるべきだといふのである。つづいて翌三月二十日には佛伊關稅同盟設定のための議定書が調印され、伊太利の西方への結び付きは一步強化されむが、この日米英佛三國は、安全保障理事會にあて、トリエスト自由地域を伊太利に返還するという提案をなしたのである。昨年伊太利の媾和條約中にこのトリエスト地區は伊太利から明確に切り離されたにも拘らず、いま突如として返還するといふのであるから、この提案が藪から棒式の提案として非常なるセスセーションを捲き起したことは想像に難くない。伊太利國民はこの提案を歡喜をもつて迎へたこと言うまでもない。一方ヴァチカンの法皇ピオ十二世も共産勢力との一戦を覺悟したかの如く、總選舉を目指して反共的努力を展開するなど、伊太利の總選舉を目指して、米國を先導とする反共勢力は、目覺しい勢で情勢をリードするに至つた。而して總選舉の結果はガスベリー現首相の率いるキリスト教民主黨を中心とする反共派の大勝に歸した。國際的に共産黨は戦後始めて敗北を喫したといわれているが、チエコ事件を契機として立ち上つた米英は、伊太利に於ける反共勢力の大勝という事實を新なる飛躍臺として、いよいよ反共體勢の強化に向うは言うまでもない。斯くては米英のデモクラシー勢力とソ連のコンミニズム勢力は對決の舞臺に立ち上つたと言へる。世界政治は斯くして今や重大な轉機を孕んで動きつゝあるといふべきだ。

第二節 安定への轉機をつかまんと する世界經濟

一、世界經濟の重要課題

世界の政治情勢は、前説に述べた如く、米ソの對立深化を中心にいよいよその動搖を大きくせんとしているが、それは當然に世界經濟の情勢に影響せざるを得ない。無論既に早くより世界政治情勢は世界經濟情勢に強く反映してをり、政治面に於ける二つの世界の對立深化は、世界經濟の有機的一體化への過程を大いにさまたげている。そのため世界貿易の發展も遅々として進まず、世界經濟の復興のテンポも自然おくれ勝となることは否定できない。ブレトン・ウツツ協定は發足したが、ソ連圏の諸國はこれに参加せず、國際貿易會議にもソ連圏の諸國は出席せず、ために、米國が中心となつて形成しようとしている計畫的自由貿易體制に基く世界經濟再建の理想實現は、文字通り不可能視されつつあるのだ。

世界經濟そのものが形成され、それが安定し發展するものでなければ、各國民經濟の發展と繁榮を期待し得ないということは自明の理であり、世界各國はその點に就いて、今日充分なる認識を持つに至つてを。従つて新しい世界經濟の形成への過程が遅々として進まないということは、世界各國の經濟再建の前途を結局に於いて暗くすることは明白であり、その點今後米國が如何にブレトン・ウツツ體制と世界貿易機構の強化發展を計らんとするかということは、世界經濟の運命にかゝる重大な課題である。が、それは兎も角として、二つの世界への分裂及びそれに基づく世界政治情勢の不安なる發展が相互に刺戟し合つて、二つの世界が自然競争的に自己の世界の經濟再建を推進しつゝあることも現實的な問題として見逃すことわできない。そしてそのような競争の結果、二つの世界の經濟再建はいよいよ見るべき成果を示さんとしていることも否定できない。即ちマーシャル計畫に基づく西歐の再建工作の進展とモロトフ計畫に基づく東歐再建工作の進展がそれであるが、このような二つの世界の競争的經濟再建努力が、今後有機的な世界經濟の形成という問題とどのような關係を持つに至るか興味深い問題であるし、より現實的には、二つの世界の競争的經濟再建努力が所謂第三次世界大戰の原因を形成する可能性も考へられない譯でなく、その意味に於いて、今後米國の理想とする新なる世界經濟形成の問題と共に、二つの世界の競争的經濟再建の過程は、これを嚴密に追求し且つ検討すべき

は言うまでもない。

二、ドルが戦に参加する

ところで、マーシャル計畫に基づく西歐再建への方向は、いよいよ注目すべき展開を示そうとしてゐる。即ち米國議會はマーシャル計畫に基づく對外援助法を可決し、トルーマン大統領は四月三日署名を完了した。ここに約六十一億弗に上る對外援助は具體化されることになつた。このうち對歐援助への割當分は五十三億で、本年四月から來年四月迄の一ヶ年間に支出されることになつてゐる。而して次の三ヶ年には恐らく百十七億弗が支出されることになるとみられてゐる。

既にマーシャル計畫の具體化を急ぐべく、歐州十六ヶ國による歐州復興會議が創設され、昨年九月に該復興會議は一九五八年末迄に歐州を自立せしめるといふ目標の下に、その基本政策を決定してゐた。それは、(一)参加各國の生産増強、(二)國內財政の健全化、(三)参加各國協力の緊密化、(四)輸出の増強となつてをり、生産増強に關しては、次の如き計畫が立てられた。

(一) 穀物類の生産水準は戦前を目標とし、馬鈴薯、砂糖、食用油、肉の生産は、戦前水準以上とする。

- (二) 石炭生産は、一九三八年の水準以上とし、一九四七年生産高の三分の一増産を計る。
- (三) 一九三八年の生産に對し、電力は一六〇%、製油は二五〇%、鐵は一二〇%の増産を行う。
- (四) 國內輸送力は一九三八年の一二五%に増強。
- (五) 一九五一年までに商船を戰前水準に擴大する。

米國政府では、對外援助法に基く對外援助措置を最効果的に實行に移すため、新に歐州復興計畫局を創設し、この長官にチユード・ペーカー社々長のポールG・ホフマン氏を任命した。氏はドレーパー訪日使節團の一人として日本に來た人で、歸米してから直ちに新しい任務に就いた譯である。ニヒス・ウイーク誌四月十九日號には、ホフマン氏の新しい仕事は次の線に沿つて進むと述べている。

(一) 歐州の生産を凡そ三分の一方増加させることが米國の對歐援助の目標となるべきである。

(二) 援助の最小限度の條件として、受惠各國は、巴里で行われた自立の公約を實行しなければならぬ。

(三) 西獨は「西歐復興の完全な一部分」にならなければならぬ。獨乙の生産能力は獨軍事力の復活に導くことなく使用し得る。

(四) 歐州に送られる資金と資財は「現實的かつ事業的方途」によつて使用されねばならぬ。「能率的かつ十分な管理」は必要缺くべからざるものである。

(五) 貸付は眞實の意味の貸付であらねばならぬ。通貨取引は通貨取引であらねばならぬ。そして贈與は贈與であらねばならぬと。

ねばならぬと。

米國はその能率主義を百%發揮して對歐援助に決定的な効果を附與すべく決意してをり、もし米國の意圖する如く事態が成功的に進展するならば、西歐は文字通り一箇の有機的な經濟圏となつて安定への巨歩を踏み出すことは明白である。しかもこの西歐十六ヶ國の中核をなす五ヶ國(英、佛、ベネルクス)は三月十二日、共產主義の擴大を防止するを目的とする期限五十ヶ年の軍事、經濟、政治條約を締結するに至つたことを考へると、西歐の結束は經濟の再建とともに飛躍的に強化されることが豫想されるのである。前掲のニヒス・ウイーク誌は「ドルが戰に参加する」と題して、この對外援助の成功は、ソ連の侵略を防止し、世界平和を保障することが出来るが、もし失敗すれば、冷い戰爭が撃ち合ふ戰爭に變るかも知れないと述べているが、果して如何なる推移を示すか、重大なる關心事である。

尙ほ五十三億弗の供給先と、供給物資を見ると次頁表示の如くである。

三、英國經濟危機の克服容易ならず

對外援助法の成立は先づ米國經濟活動を刺戟するは明白である。米國の株界は三月下旬以來早くも

「脅威的數字」と呼んでいるが、正しく英國經濟の根底を震がいに足る數字だ。斯る赤字の原因としては、昨冬の燃料及び工業危機に加へて、米國の食糧價格が騰貴したこと、及び獨乙占領地區の占領費が一九四六年度に四千萬磅であつたものが、昨年度は七千九百萬磅に増加したことなどがあげられるのだ。

而して昨年の國際收支上の赤字のため、英國は三十七億五千萬弗に上る對米借款を、本年二月末で全部引出し終つた。その上に英國は國際通貨基金から千五百萬磅相當額の弗を買いつけた。同資金を管理するブレトン・ウツツ協定によれば英國は一年間に當初の出資割當三億二千五百萬磅の四分の一に相當する弗を買い付ける権利を有しており、昨年九、十、十一月に六千萬磅相當額の弗を買い付けたのだから、九月十一日迄に買い付け得る殘高は六百二十五萬磅に相當額の弗しかないことになる。その外南阿から八千萬磅の金借款を獲得し、對カナダ借款の中から一千五百萬磅を引出した。そのため本年三月三十一日現在の金及び弗貨の政府保有高は五億五千二百萬磅に強化されたが、併し本年第一四半期に、英國政府は英國を含む磅地域の國際收支上の赤字を埋めるために、金及び弗準備中から一億四千七百萬磅を収出しなければならなかつた。しかも今後の國際收支上の赤字が相當額に上ることを考へると、英國政府は安閑たり得ないのである。

然らば、今年の國際收支上の赤字は果どしれて位に上るだらうか。若し昨年と同額位に上るならば英國の金及び弗準備は今年中に枯渴せざるを得ない。クリツプス經濟相が必死となつて國民に耐乏生活を要請しつゝ、一層の勤勞による生産増加をもつて對外收支の全般均衡を計らうとしている所以なのだ。

ところでクリツプス經濟相が去る三月九日發表した經濟白書によれば、一九四八年の輸入は約十六億七千萬磅、輸出と再輸出は約十五億磅、貿易外收支不足は約八千萬磅と見積られ、結局全般的對外收支不足は二億五千萬磅に上ることだ。しかし磅領域も金及び弗を必要とするから、年初六億八千萬磅に上つている金及び弗保有額は、上半期中に約二億二千三百萬磅低減し、年央には約四億五千萬磅を殘すのみとなるものとみられ、同様の割合で金及び弗が流出すれば、今年末には約二億二千五百萬磅にまで低減して、一九四九年中には枯渴してしまふと經濟白書は結論しているのだ。

斯る窮迫した情勢のところへ米國の對歐援助によつて十三億弗が供與されるのだから、正に乾天の慈雲の感なきを得ない。經濟白書のいうところによれば、若し米國のマーシャル計畫に基く援助がない場合には、英國はその準備金が使い盡されないうちに對外收支を均衡せしめなければならなくなる。それは金及び弗による輸入を削減させることを意味するが、その結果は全般的な失業、困苦及び生産

の擾亂を招來し、英國民の生活水準を相當程度引上げる見込みを數年間遅らせるであらうと。

併し同時に經濟白書は次のことを強調している。即ちマーシャル援助が與えられたとしても、英國はこれを勞働力及び勞働能率の維持、國內、磅圏及びその他の地域の新しい資源開發に使用し、單に國民生活の安樂を増すために使用してはならないと。クリップス經濟相は嘗つてわ、英國はマーシャル計畫による援助などを希望することなく、自力更生を大いに主張していたが、いよいよマーシャル案が米國議會で採擇されるや「マーシャル案の採擇は各自由愛好國に對し希望を與えるものだ」に稱賛した。苦しい臺所の切廻しで疲れ切つたかの感深いクリップス經濟相の安堵の程が思いやられる。英國の經濟危機は、米國の對外援助法に基く援助がなかつたならば、恐らく爆發せざるを得なくなつたであらう。磅貨の平價切下げ懸念が幾度か傳へられたのも宜なる哉である。而して若し磅貨の平價が切り下げられるような破目に陥れば、世界經濟は爲替動搖、切り下げ競争の激化で非常なる混亂に陥らざるを得なくなる。米國からの援助でこのような危機が免に角避けられたことは明白である。

併しクリップス經濟相は次の如く警告することを忘れない。「米國のこの行動はわれわれと西歐諸國に時を與へて呉れた。しかし時は極めて貴重であり、一刻もこれを無駄にしてはならぬ」「英國の生産が増加しない限り、われわれは國內消費を減らし、もつと多くの商品を外國に送らなければなら

(二) 英國の財政(單位百萬磅)

年	歳入	歳出
一九四五—四六年	三、四〇一	三、一八〇
一九四六—四七年	三、六三三	四、一九三
一九四七—四八年	三、八四五	三、二〇九
一九四八—四九年	三、七五四	二、九七六

ない。援助は英國の根本問題を解決するものでわな
い。我々は今後四カ年間に國際收支の不均衡を是正
しなければならぬ」と。

(B) 耐乏豫算の強行

クリップス經濟相はそのような立場に立つて、四月六日一九四八—四九年度の新豫算を提出した。それは歳入三十七億五千四百萬磅、歳出二十九億七千六百萬磅、差引歳入超過七億七千八百萬磅という黒字豫算である。いま過去に於ける英國財政の推移を示せば第二表の如くだ。

歳出をどんどん切りつめて、財政上の赤字を克服しつゝある姿は正しく「耐乏クリップス」と呼ばれるに値しよう。殊に新豫算の特徴は、(一)投資收入税の新設、(二)勤勞階級の課税引下げ、(三)贅澤品の税率引上げ、といふ點に置かれ、所謂社會主義的耐乏主義を一段と徹底化したものといわれている。

投資收入税は、利子、配當、賃貸料(地代、家賃)などの不勞所得を對象とするものであつて、經濟相は「資本課税」でないと云つてはいるが、保守黨は「カムフラージュされた資本課税」だと云つて大反對している。勤勞所得税はかなり大巾に引下げられた。免税點は從來の百二十磅から百三十五磅

(三) 英國の輸出入價格指數

(一九三八—一〇〇)

輸入價格	輸出價格	一九四五	一九四六	一九四七(九月)
一九四五	一九四	一九五	二二〇	二三四
一九四六年	二二九	二二〇	二二〇	二三四
一九四七年(九月)	二五五	二三四	二三四	二三四

となり、基礎控除も從來の所得の六分一控除から五分一となり、さらに控除を適用される所得額も從來の千五百匁から二千匁に引上げられた。所得稅率も最初の所得課稅對象五十磅までは、從來通り一磅につき三志であるが、第二階稅の一磅につき六志の課稅對象が、從來の七十五磅から二百磅に引上げられた。勤勞所得は斯くして引下げられた上に、一般興行稅を半減し、地方町村の小劇場の興行稅を全廢し、さらに食糧補助金四億磅は、昨年通り繼續するなど、免に角勤勞保護策を強化している。しかしウイスキーその他酒類、タバコは贅澤品として、その消費稅は引上げられた。

C 國際收支の戦に勝ち得る途

正しく社會主義財政であるが、併し英國が今後國際收支の改善を上る上に絶対に斷行しなければならないことは、輸出品のコストの切下げである。そのためにはどうしても賃金の切下げが必要となつて來ざるを得ない。

英國の國際收支上の赤字の原因は輸入價格の騰貴が注目すべき原因とみられるが、併し輸出價格も相當騰貴している。輸出貿易の増加を計るには、この輸出價格を引下げねばならない。ところで、實際收支が赤字をつづけている一方に於いて、勞働者の賃金は上昇している。それは基礎産業に於いて勞働力が不足しているため、勞働力の奪い合が盛んで、賃金は結局上昇したのであるが、その上に組合は名目賃金の引上げばかりでなく、週勞働時間の短縮(四五—四三%時間)有給休暇の増加という形で相對的に賃金を引上げしめた。そのため一九三八年を一〇〇として一九四七年九月現在で、賃金は六九%の高騰を示したに對し、生計費は三二%しかよつていないのである。勞働者の實質賃金は確かに増加している。

だが、斯く賃金が上昇したが、輸出増進運動のために、國內消費は抑へられているから思う存分に買へず、結局勞働者は娛樂やトバクに走り、生産意欲は劣へ勝となり、勞働不足はいよいよ高まるといふ惡循環が發展した。政府は昨秋遂に戰時にも劣らぬ強力な勞働統制を行つて重要産業への勞働確保に重大決意をなしたが、更に進んで去る二月四日アトレリー首相は議會に白書を送つてインフレ防止のため賃金及び利潤の引上げを停止する立法を要請した。併しそれに先立つ一月二十四日物價及び利潤の凍結令を公布した。社會主義政策の強化もよいが、そのために「國際收支の戦い」に敗れては英國經濟は崩壊し、社會主義政策も無意味となる。その意味に於いて、今回の米國の對外援助法に基づく援助で時をかせぐには、勞働者の賃金を實質的に幾分切下げるといふ方向が絶対に要請されてい

る。でなければ、三十六億五千萬弗のクレジットを使い果して、しかも経済危機がその結果として訪れたという状態を再び繰返すことになる。問題は英國にとつて確かに簡単でない。労働黨政府は果して、「社会主義政策」と「国際收支の戦い」という二つの要請をどのように調和させんとするか、これは労働黨政府への重大試練だ。ところで本年二月の労働争議は百九十四件に上り、七萬一千百名の労働者が参加し、労働損失日数は二十八萬八千日に上つた。昨年同期の労働争議件数は百四十件で、労働損失日数は十五萬八千日であつた。實質賃金切下げへの途は文字通り困難である。だが、その困難は「国際收支の戦い」の苦難を意味し、英國經濟の危機突破の困難を意味する。

四、佛蘭西の平價切下げとインフレの重壓

(A) 複雑な平價切下げ

米國の對外援助で、英國の經濟危機の爆發は免れ角も一應避けられたが、同じことは佛蘭西や伊太利についても言うことができる。

佛蘭西も伊太利も國內政治不安に悩まされ、そのため通貨の増發はつゞくばかりで、生産は増加しつゝあるが、インフレ危機は依然として深化するばかりであつた。斯くして佛蘭西も伊太利も共に平

價切下げによつて一時を塗糊せざるを得なくなり、伊太利は昨年十一月廿七日にリラ貨を一弗三五〇リラから六五〇リラに切下げたが、佛蘭西も遂に本年一月廿五日伊太利の後を追つてフラン貨の切下げを斷行した。しかも今回のフラン貨切下げは、なかなか複雑な内容となつているのが注目される。即ち次の如くだ。

(一)、フランの對米相場を現在の一弗百十九フランから二百十四フラン三九・二サンチームに引下げる。對英相場を現在の二磅四百八十フランに切下げる。

(二)、輸出フラン制度を設定し、特定の場合に限り、輸出業者の獲得する弗貨について、一弗約二百七十七フランの交換を認める。

(三)、自由爲替取引を許し、これによつて外國人旅行者の手持弗貨は一弗三百四十フランに交換することが出来る。

(四)、輸出業者が獲得した外貨は半分を一弗二百十四フランの新公定相場で交換させ、残りの半分を自由相場で交換させる。政府では自由相場は次第に新公定相場に近くなるものと期待する。

(五)、外國から重要物資の輸入を希望するものは、公定相場で弗貨を入手できる。しかしぜいたく品の輸入者は自由相場で弗を入手せねばならない。

(六)、自由爲替取引は米國の弗貨及びポルトガルのエスクード貨に限定する。

(七)、今回の價值引下げが、近隣諸國の通貨に影響を及ぼさないよう極力努力し、たとへば磅貨の爲替取引を嚴重統制するとともに、警察に磅貨のヤミ取引を防止するのに一層力を入れるよう指令する。

(八)、フラン貨の對内價值には變更を加へない。

さて、以上の如きフラン貨切下げ措置の内容をみると、佛蘭西が外貨(特に弗貨)の獲得に非常に腐心していることが判かる。嘗てナチス・ドイツは所謂シャハト計畫の下に外貨獲得を策し、二十種類にも達するマルクを作つたことがある。その中でも旅行者マルクは特に有名となつて、伊太利でも旅行者リラを作つたことがある。フラン貨の今回の切下げ措置の内容をみると系統的には嘗つてのナチスの爲替統制に類するものがあるように思へる。そしてナチスの統制經濟が、貿易爲替統制を中心として次第に複雑化し、強化された如く、佛蘭西も情勢如何によつては、經濟全體の統制を益々複雑化し強化せねばならなくなるが、それが果して可能か、可能でなければフラン貨の維持も困難となることも考へられる。

フラン貨の切下げに對しては、英國も國際通貨基金も共に反對した。併し遂にその反對を押し切つてフン貨は切下げられたのである。シュマン内閣としては、昨年末の大ゼネストで非常な痛手を受けたため、この際平價切下げを斷行して、經濟回復を早め、共產黨に對して政治的に有利な立場に立たうと苦心しているのである。従つて今回の切下げ措置が、出来るだけ世界經濟に悪影響を與へないよう配慮している。即ち今回の措置に關する英佛共同聲明の中に「これは(今回の切下げ措置)佛蘭西の永久的通貨制度を作り出そうとするものでなく、單一爲替レートの基礎の上に通貨を安定することに向つての第一歩に過ぎず、佛政府の財政經濟政策の目的はこの單一レートの上に通貨安定を行うことである」と。

さて、この切下げ措置は國內でも一部から強く反對され、殊に金自由市場設置は國民議會財政委員會によつて一時は否決されたりなどなかなか難産であつたが、免に角全面的に發足した。その結果フラン貨の對外價值は三つの面から定まることになつた。第一は公定相場で一弗二一四・三九二フラン、對英一磅八六〇フラン、第二は自由取引相場で、二月二日には一弗三一・一フランであつた。第三は従來からのヤミ相場で、一月末には切下げ發表前の三四〇フランから三一五フランを示し、フランは強調を呈した。政府はヤミ相場の自由相場への鞘寄せ、更らに公定相場への近接を意圖しているがこれは容易なことではなからう。

(B) インフレ危機は克服し得るか

今回の切下げは、言うまでもなく物價の高騰を事後的に追認したものである。その限り決して輸出促進に積極的に貢献するものとは見られていない。問題は政府が今後インフレの發展をどの程度抑へ得るかにあり、従つて政府では切下げ措置と共にインフレ抑制に懸命な努力を拂つてゐる。即ち昨年暮からもみ抜いたメイエ藏相の増稅案も一月七日成立し、一千二百五十億フランが國庫におさまることとなつた。また一月二十九日五千フランの紙幣を回收することとし、二月十二日には物價を一月十五日現在の水準に釘づけする政府案が提出され、十九日に成立して、本年十二月一日まで有効となつた。併しブルム内閣やラマディエ内閣の物價引下げの先例が無意味であつたことからみて、こんな措置に望みをかけ得ないと言ふまでもない。

ところで物價情勢をみると、なかなか騰勢はやまない。卸賣物價指數は一九三八年を一〇〇として一月末は一四一四と一年前に比し六六%の騰貴で、平價切下げ後食糧品價格は二〇%から七〇%も上昇しているという工合で、平價切下げはインフレを刺戟している。當然労働者の反抗は高まつてをり賃上げ要求のストは次第に増加する傾向にあり、共産黨と農民議員團は共同して五千フラン紙幣を四月十五日までに拂い戻せという動議を出して否決されたりしている。

(四) 西歐諸國の工業生産指數

(一九三八年=一〇〇)

オーストリア	三三	三三
ベルギー	六六	一〇四
デンマーク	六六	一七二
フランス	六三	一〇〇
アイルランド	一〇一	一一三
イタリア	三七	六六
オランダ	五〇	一〇九
ノルウェー	八〇	一一三
スウェーデン	一〇六	一一二
西獨米區	三三	一一二
英區	三三	三三

Federal Reserve Bulletin 1948. 2
月號による。

政府では食糧價格の引下げに躍氣となつてをり、伊太利からはレモン、オレンジ、葡萄酒を、和蘭からは卵、キャベツを瑞西からはチーズ、丁抹からは乳製品を輸入せんとしてゐる。

斯る情勢のところへ、米國から援助が来るのであるから、佛蘭西にとつても正に乾天の慈雨である。無論、米國の援助も、佛蘭西の舉國的生産復興、インフレ抑制の努力によつて裏打ちされねば、單なる一時的な沈靜濟にすぎなくなる。その危険なきにしも非ずだが、殊に共産黨の動き方が問題で佛蘭西も米國の對外援助によつて經濟の本格的再建、インフ

レ克服への好轉機をつかみ得るか否かの岐路に立つてゐる。

五、復興への轉機をつかまんとする西歐

ところで、米國の對歐援助の對象となつてゐる西歐諸國の工業生産が全體的に回復しつゝあるこ

(五) 一九四七年九月各國石炭生産指數
 (一九三一年月平均=100)

ルール	五七
ザール	九一
ポーランド	一〇六
フランス	一〇三
チェコスロバキア	八四
イタリア	八二
イギリス	八五

The Statisk 1947. 10. 4. 英國は別資料による。

とは、對歐援助の前途に希望を與へるものとして見逃せない。即ち第四示の如く多くの國は今日早くも戦前の生産水準を回復している。殊に丁抹、愛蘭、諾威、瑞典の復興振りは顯著である。佛蘭西の工業生産も既に昨年十月で戦前の水準に達している。併し通貨が國內政治不安と關連して増發されているので、インフレの重壓に苦悶している状態だ。しかし免に角、西歐諸國が大體に戦前の工業生産を回復していることは、米國援助の効果を十分に發揮せしめる地盤であると考へられる。而して西歐諸國の復興が今後全體として進むならば、英國や佛蘭西も大いにその好影響を受けることは言うまでもない。

生産復興の基礎となる石炭生産の状況を見ると第五示の如くで、必ずしも好轉していない。殊にルールの石炭生産の回復は非常におくれているが、今後ルールの石炭生産が米國の援助によつて大いに面目を一新することは必至であつてみれば、西歐諸國の經濟再建のテンポは必ずや注目すべき展開を示すであらう。その意味に於いて西歐經濟は重大な轉機に直面していると言へる。

第三節 中國現下の政情とインフレの前途

一、國民大會に現れた現下の政情

一九四七年元旦に公布され、同年十二月二十五日から實施せられた「中華民國憲法」下の、第一回國民大會は三月二十九日南京において開會せられた。大會は四月十九日國府首席蔣介石氏を總統に、四月二十九日北平行營主任たる李宗仁氏を副總統に選舉して、今次大會の使命を完うし、新政府組成への道を拓いた。もつとも副總統の場合には容易に決定せず、左表の如く四回の選舉を繰返し、その間候補者の「選舉干渉」云々を理由とする辭退問題等が惹起された。しかし結局最後の決選投票は立法院長孫科氏と李宗仁氏との間に行われ、しかも蔣氏の支持によつて最も有力候補者と見られていた孫科氏は百四十三票の差で所謂廣西派の大立物李氏に敗れ去つた。選舉終了直後、孫科氏はU・P記者との會見で敗北の辯を次のように語っている。「私の敗北は國民大會代表の蔣主席の指導力に對する抗議だ。華北、東北からの代表たちがおもにこの抗議投票を行つた。これは一般に東北と華北の事

副總統候補得票數

候補者	第一次 (二十三日)	第二次 (二十四日)	第三次 (二十五日)	第四次 (二十六日)
李宗仁	七四一	一、二六三	一、二五六	一、四三六
孫科	五七七	九五四	一、〇九〇	一、二九五
程潛	五九	六二六	五二五	
于右任	四八七			
莫德惠	二二四			
徐倚霖	二二三			

態に彼らが不満を抱いていることを意味している。また選挙の結果は今日の國民黨が、多くの派閥から成立している極めてばらばらの組織であることを示している。」と。

他方、今大會においては諸種の注目すべき報告、決議、勸告等が行われた。就中、總統選挙に先立つ四月十八日の總會で可決された總統權限の擴大案は、新憲法がいわば象

徴的な總統の地位を定めたのに對し、これに實權を附與するものとして頗る注目すべきものである。そこには勿論憲法定當時より以上に戰時態勢の強化を要請する内戰の發展があつたわけであるが、右擴大案は憲法修正の形式を殊更に避けて次の如き臨時條項を設けることとした。

總統權限擴大の臨時條項——一、總統は中共掃討總動員期間においては、國家あるいは人民が緊急事態に直面することを回避し、かつ財政經濟上の重大變動に對應するため行政院會議の決議を経て緊急處置をなすことができる。この際憲法第三十九條あるいは四十三條の規定に制限されない。一、前項の緊急處置は立法院が憲法第五十七條第二項の規定により變更あるいは廢止することが出来る。一、中共掃討總動員期間は總統がその終結を宣告するか、あるいは立法院が總統に具申して終結の宣告を行う。一、民國三十九年（一九五〇年）十二月二十五日以前に國民大會臨時會議を召集し、憲法修正問題を討議すると同時に、もしその時期までに中共

掃討總動員期間が終結をみない時は、右臨時條項の延長あるいは廢止について決定する。

すなわち、「中共掃討總動員期間」の終結するまで總統は法によらずして緊急處置をなし得るといふ強大な權限を獲得したわけである。

次に四月二十一日の國民大會は經濟關係五十七建議案を可決したが、その中には（一）「耕者有其田」の土地改革を速かに實行すると同時に累進財産税を徵收して民心の奮起を計り、民衆の自衛力を強化する（二）大財閥に對し、富豪特別税を課する（三）國內外の何れにあるを問わず「官僚資本」を接收する、の三項があり、何れも政府が三カ月乃至六カ月以内に實施するよう要請されている。

軍事情勢は延安放棄（四月二十二日國府發表）を一つの指標としているが、國防部スポークスマン鄧文儀中將は、四月七日の記者會見で「國府は滿州防衛を第三番目の目標としている。第一、第二の戰略目的は黄河以南における中共の基地建設を阻止すること、および黄河以南の中共軍を擊破することである。それは黄河以南の中共軍を掃討しないうちは滿州に補給することも、滿州を防衛することも不可能だからである」と述べている。中共の強力な反攻に基くかゝる戰略轉換が「戰略上の理由による」延安放棄を招來したわけであるが、それが國民大會の開催中にしかも蔣主席が次の如き軍事報告を僅か旬日前の四月九日に行つたばかりであつただけに、戰局の皮肉なる發展を見るのである。

「現在の共匪の猖獗は、軍事的失敗によるとされているが、これは間違いない。……この一年半の間に國府軍は二つの重要な戦略目的を達成した。その一は國防上の要點を強固にし、共匪をして外國の援助を獲得出来ないようにしたことである。即ち國府軍は一九四六年中に承德、張家口、昨年九月には烟臺を夫々回復して共匪の海陸兩面の對外通路を完全に遮斷した。その二は共匪首腦部の所在地を占領したことである。即ち昨年三月延安をとり共匪をして政治の根據地を失陥させ、東西に流竄させ、單なる流寇と化せしめたのである。國府軍はこの二大目標を達成するために相當の代價とぎせいを拂つたが、それは共匪にも重大打撃を與えたのであるから決して、軍事上の失敗ということとは出来ない」。

かくの如き軍事情勢は、當然國大の決議案に反映していることは、上述の經濟關係決議案の中にも見られるが、同二十一日の本會議は、「各地掃共機構の簡素化およびその職權強化案」及び「華北掃共總司令部機構及び職權強化案」を通過させている。就中華北代表の國府に對する防衛強化の要求には實に深刻なものがあつた。

それは何も國民大會において始めて起つた要請ではなく、唯これを契機として發表されたというに過ぎない。即ちかゝる軍事情勢の變移は日々に進展しているのである。と同時に、内戦の消耗とその破壊的影響とは、軍事的効果さえも充分にあげえない巨大な戦費の財政支出と相俟つて、中國經濟特

年	食 物 及 料 食 原	製 造 品			總 指 數
		生 産 品	消 費 品	本 類 指 數	
1937	118	120	118	119	118
1938	141	152	132	143	142
1939	237	251	185	221	230
1940	527	537	388	469	499
1941	1,124	1,271	794	1,045	1,087
×1942	3,283	4,012	3,474	3,769	3,520
×1943	11,87-	19,97-	16,22-	18,25-	14,72-
×1944	77,04-	158,7-	116,9-	138,4-	102,6-
×1945(1)	3,223,9-	5,821,9-	4,041,2-	4,613,1-	3,973,6-
1945(2)	83,48-	182,6-	161,5-	172,8-	199,2-
1946	412,0-	768,0-	547,1-	671,1-	519,9-
1947	3,118,8-	6,555,9-	4,187,8-	5,326,3-	4,025,3-

(註) 中國經濟研究所編。1936年=100
×印ハ儲備券指數。(1)=(1-10)月平均。(2)=(9-12)月平均。

に國府治下の經濟情勢を急速に悪化せしめている。それは次の物價動向の中に明かに觀取せられる。

二、内戦下の物價動向

(A) 顯著なる跛行狀態

國共内戦下に法幣インフレーションは抗日戦當時に劣らず高進を續け、物價の高騰は今や全中國を蔽つて激化しつゝある。その高騰は如何なる規模と内容をもちて進められているだろうか。これを知ることには内戦の經濟的影響を知る一つの重要な材料であるとともに、今後の中國の經濟情勢を従つてその政治的動向を判斷する有力なる鍵をわれわれに與えるものである。

やゝ長期間の表を掲げて、上海物價の動き方を概観

(二) 用途別上海卸賣物價指數單位 (比一九三六年平均)

年	食物	紡織品	金屬	建材	化學品	燃料	雜項
一九三八年	七	六	一	三	四	二	三
一九三九年	七	六	一	三	四	二	三
一九四一年	六	六	一	三	四	二	三
一九四二年	六	六	一	三	四	二	三
一九四五年	七	六	一	三	四	二	三
一九四六年	七	六	一	三	四	二	三
一九四七年	七	六	一	三	四	二	三
一九四八年	七	六	一	三	四	二	三

(註) 中國經濟研究所指數ニヨル。一九四八年ハ一月ノミ。

しよう。第一表は加工程度によつて分類した卸賣物價指數であるが、先ず總指數を見ると、日華事變勃發年(一九三七年)から太平洋戰前年(一九四一年)まで中三年をおいて十倍弱の騰貴であつたのが、終戰の一九四五年は一九四一年に比し、期間は同じく中三年をおいているのみに拘らず百倍餘の騰貴であり、更に一九四七年平均は、一九四五年に比し既に二十倍餘の上り方を示した。この間に食料及び原料と製造品との關係はどう推

移したであらうか。表示の數字はこの十年間に二回の變轉があつたことを見せている。即ちそれは、一九三八、九年の間及び一九四一、二年の間に兩者の地位が逆轉したことである。しかしその後は、一九三六年に比する限り、太平洋戰中及び戰後共に製造品高の食・原料安という並行關係を維持した。

しかし、第二表によつて品目別に動き方を見ると、第一表において問題になつた二つの時期のうち一九三八、九年の變化は全然認められず、一九四一、二年の間に建材、化學品、雜項の三者間に移動が認められるのみである。そして寧ろ、戰前と戰後(一九四五年)の對比及び一九四五年と四六年、四六年と四七年の間に變動が激しいことを示している。そこで次に戰後の動きを第三表によつて、更に詳細に検討しよう。

一九三六年に比した指數において、製造品類が食・原料に對し高位を持して來たことは先に指摘したところである。こゝろみに一九四八年一月の指數をとつても食・原料の十四萬六千に對し、製造品は遙かに高く二十四萬八千である。この關係は一九四五年平均において特に顯著であつた。即ち四五年平均數字は食・原料八百三十五に對し製造品はその二倍の一千七百を示している。終戰後この開きが縮小して來たのは、戰後の食・原料騰貴率が製造品よりも大きかつたことを示すものである。現に一九四五年平均を一〇〇とする一九四八年一月の指數は食・原料一七四に對し、製造品は一四四とより低位に止つてゐる。しかもかゝる傾向が、終戰の一九四五年に現れ始め、一九四一―四五年を通じての傾向と全然逆なものとなつてゐる點に(前掲第一表)注目されるのである。

そこでこの新しい傾向の由來を再び第三表に戻つて、その品別指數のうちに探つてみよう。その中には終戰後わずか二か年半の間に著しい上昇率の差異を見出すことが出来る。一九四五年平均にお

(3) 上海卸賣物價指數 (中國經濟研究所編) (1936年=1)

年月	食料及原料					本類 總指數
	植物性 食料	其他植物 農產品	動物 產物	林產品	礦產品	
1945(A)	591	606	759	1,208	2,191	835
1946	3,972	2,754	3,876	5,156	5,556	4,120
1947	30,657	27,891	25,010	35,340	41,872	31,188
1945.9(B)	266	252	406	265	356	305
1946. 1	999	993	1,118	1,765	2,631	1,272
5	3,944	2,145	2,810	5,051	4,255	3,500
9	5,480	3,591	5,000	4,785	5,434	4,980
1947. 1	7,723	5,685	7,881	10,886	11,524	3,181
5	28,127	25,843	19,730	26,306	31,515	26,436
9	46,598	43,107	38,433	50,044	66,625	47,708
1948. 1	144,127	138,363	112,255	147,318	204,406	146,054
(B=1)	541.83	549.06	276.49	555.92	574.17	478.87
(A=1)	243.87	228.32	147.90	121.95	93.29	174.91

料の手當が不充分であり、その製造品は外國からの輸入品との競争によりその騰貴が或程度チェックされているという状況を現すものである。しかも食・原料の騰貴の裏には内戦による産地からの出荷の不圓滑があるのみならず、更に食米についてそれが金塊、米弗等と共に投機囤積の最も大きな對象となつてゐる事實を證明する。そしてかゝる食・原料の騰貴とそれ程でもない製造品の騰貴との間に挟まれ加うるに外國品の競争があり、製造工業は極めて困難な環境に立つてゐるということがわかる。又、輸出貿易の立場から見れば、全物價高騰率の實際的高騰率との差異は、それを益々困難ならしめてゐる事いうまでもない。特に原料の騰貴の甚しさは非工業製品を主要輸出品とする中國において深刻である。又、この品目別高騰率を用途別物價指數によつてみる

(1945年は9—12月平均) (各月上昇率は1945年9月基準)

對前期 上昇倍率	製 造 品			總指數	對前期 上昇倍率
	生産品	消費品	本類 總指數		
(倍)	1,826	1,615	1,728	(倍)	1,192
4.9	7,680	5,741	6,711	3.9	5,199
7.8	65,559	41,878	53,263	7.9	40,253
	418	361	391		345
4.2	2,899	2,415	2,664	6.3	1,809
11.5	6,263	4,891	5,585	14.3	4,373
16.3	7,634	6,369	7,019	18.0	5,865
26.8	15,952	11,010	13,434	34.4	10,363
86.7	51,037	32,319	41,279	105.6	32,702
156.4	94,699	63,300	23,573	201.0	60,519
478.9	310,772	192,602	248,968	636.7	188,340
	743.47	533.52	636.75		545.91
	170.19	119.26	144.08		158.00

で最も高いのは、食・原料の中では礦產品で、植物性食料は最下位にあつた。本年一月においても礦產品は依然最高位に在るが、植物性食料は、林產品と第二位を競うところまで上昇した。いまこの間における上昇程度を四五年をひとする數字に見ると、礦產品の騰貴は百倍以下で九三、林產品も二番目に低く一二一である。これに對し、農產品は何れも二百倍を上廻り、食料の如きは二三にまで上昇している。

製造品の方は、生産品、消費品の順序はそのまゝであるが、前者は一七〇、後者は一一九とこゝでも亦かなりの上昇率の差異が見られる。

總じてこれらの數字は、終戦以來急激に増加した人口に對し主食の出廻りが極端に不圓滑であることを示す。と同時に戦後の復興を目指す上海地區工場に對する原材料

(4) 用途別上海卸賣物價指數 (1936年=1)

年・月	食物	紡織品	金屬	建材	化學品	燃料	雜項
1945 (A)	590	966	1,930	1,365	1,892	1,875	1,180
1946	4,070	4,974	5,733	6,907	8,088	7,483	4,253
1947	29,009	36,526	55,716	49,479	77,903	49,931	37,663
1947. 1	7,952	9,189	12,529	14,582	17,122	14,787	8,700
▲ 5	25,150	29,506	46,087	43,698	54,576	34,327	30,485
▲ 9	43,341	55,757	74,394	63,368	131,146	81,144	61,558
1948. 1	138,355	161,149	285,279	207,761	378,443	237,971	180,007
▲ (A=1)	234.83	166.82	147.82	152.20	200.02	126.91	152.54

(註) 中國經濟研究所編製指數による。

(5) 上海卸賣物價指數

年 月	總指數	對前月比 上昇率%	總指數	對前月比 上昇率%
1945.9月	345	—	1947年 週平均)	(12.20)
10	593	71.88	1947.1月	10,363
11	1,951	229.34	2	17,777
12	1,771	9.23	3	18,361
1946年 (週平均)	(6.71)		4	22,161
1月	1,809	2.15	5	32,702
2	2,995	65.56	6	37,167
3	4,307	43.81	7	46,567
4	4,098	4.85	8	48,924
5	4,373	6.71	9	60,519
6	4,626	5.99	10	94,813
7	4,899	5.90	11	110,043
8	5,010	2.27	12	138,126
9	5,865	17.07	1948年	
10	7,036	20.43	1月	188,340
11	7,059	0.33		
12	7,958	12.74		

(註) 總指數は中國經濟研究所編成。1936年=1。

と、第四表の如く、やはり食物の高騰が最も大きく、化學品が第二番目に、それに次いで紡織品、雜貨、建材、金屬、燃料という順序になつてゐる。

次に總指數 (第五、六表)

(6) 1948年週別上海卸賣物價指數

月 週	總指數	對前期 上昇率
一 1	157,570	—
2	179,770	14.09
3	199,755	11.12
4	192,585	← 3.86
二 1	195,063	1.29
2	210,467	7.90
3	238,470	13.31
4	298,031	24.98
三 1	330,750	10.98
2	425,388	28.61
3	450,891	6.00
4	470,691	4.39
四 1	480,100	2.00
2	495,381	3.18
3	514,203	3.79
▲ (一. 1=100)	326.33	—
週平均上昇率	23.31	—

中國工商協會指數=ヨル。
1936年=1。

によつて、終戦以來逐月如何に急速に物價が上昇して來たかを見よう。上海の物價は終戦直後一時急激な下落を惹起したが、又直ぐに回復したのみならず、十一月儲備券と法幣との交換が開始された月には、十月に比べ二二九%も上昇した。その後の狀況を表示の數字にみると、一九四六年には急騰の時期が微騰

の時期に挟まれ、又、わずか一カ月ではあるが四月には低落をさへ示している。しかるに一九四七年になると、逆に微騰の月が急騰の時期に挟まれて、三月、五月のわずか二カ月あるに過ぎない。特に昨年二月の混亂裡においては七一%からの大暴騰を示している。かくして週平均高騰率は一九四六年の六%七一から一九四七年にはその約二倍の一三%二〇に上昇した。一九四八年に入つてからの狀況を、前掲指數に比較的近い指數により週別に見ると(第六表)一月第一週から四月第三週までの騰貴率は二百%餘で、週平均高騰率は二三%三二に及んでいる。わずか四カ月の間に既に昨年約二倍に達し、四八年全年の週平均高騰率が幾何に達するかの豫測を困難ならしめてゐる。

(7) 產賣國別上海卸賣物價指數
(1936年=1.指數ハ中國工商協會編製)

	輸出入品				國內產賣品			
	1946年		1947年		1946年		1947年	
	指數	對前期 上昇率	指數	對前期 上昇率	指數	對前期 上昇率	指數	對前期 上昇率
1	1,540	—	7,706	17.4	1,674	—	9,031	28.9
2	2,363	53.4	13,732	78.2	2,731	63.1	15,306	69.4
3	3,232	36.7	14,772	7.5	3,807	39.3	15,899	3.8
4	2,880	13.7	16,347	10.6	3,463	11.6	18,883	18.7
5	2,973	3.2	26,517	62.2	3,728	7.6	29,467	56.0
6	3,147	5.8	28,734	8.3	3,840	3.0	32,714	11.0
7	3,417	8.5	35,789	24.5	4,200	9.3	40,033	22.3
8	3,517	2.9	39,152	9.3	4,432	5.5	42,530	6.2
9	4,354	23.7	49,206	25.6	4,363	1.5	52,178	22.6
10	4,981	14.4	81,726	64.8	5,167	18.4	77,750	49.0
11	5,445	9.3	92,154	12.7	6,574	27.2	98,241	14.2
12	6,563	20.5	(119,582)	29.7	7,006	6.5	(108,661)	23.1
	1948年1月		(160,570)	34.2			(147,738)	35.9
	1月第3週		163,263				152,817	
	2月		193,747	18.6			221,780	45.1
	3月		360,613	86.1			366,945	45.1
	4月		441,460	22.4			427,969	16.6

(B) その原因と質銀との關係

上述した一九四七年二月の大暴騰は、貿易爲替政策の混亂に負うところ甚だ大きかつたのであるが、總じて戦後の貿易再開は、中國の物價に對しどういふ作用を及ぼしたであろうか。第七表と第八表とがその間に答えている。一九四六年一月に千五百四十であつた輸出入品の指數は、一九四七年一月には七千七百、一九四八年一月には十六萬となつた。この期間に國內品は輸入品よりやゝ高く千六百七十で出發したのが、一九四八年一月には十五萬と、逆に低く、四月第三週の數字も國內品の方が低くおさまつてゐる。逐月上昇率は、先に卸賣物價總指數にみたと同じ傾向を兩者共に示している。そして

兩者の上り方を比較すると大體同じ月に同じ様に動いてゐる。即ち正式に貿易が再開せられた一九四六年三月には輸出入品、國內品夫々三六%、三九%の騰貴を示し、その翌月には夫々一三%、一〇%下落した。八月まで同じ様な騰貴が続いた。しかし、レート改訂(一弗二、〇二〇元を八月十七日より一弗二三、三五〇元)の翌九月には輸出入品の二三%騰貴に對し、國內品は逆に一%五低落してゐる。前月の騰貴率との差を比べる時、當然のことながら爲替レート變更の輸出入品價格に對する影響の急激なことを、そしてその國內物價全般への波及の大きいことを(第五表参照)如實に見るのである。同年十二月の輸出入品の騰貴も、輸入統制を強化した貿易辦法の修正がその前月たる十一月十七日から實施されたためと見られる。一九四七年二月爲替レートの改訂(一弗二二、〇〇〇元)が行われた月にも大暴騰があつた。この時は國內品も亦同様の上昇を示したが、これはこの時の混亂が所謂「二月恐慌」として單なる爲替レートの問題以上に發展したからに他ならない。

かくしてわれは貿易港上海の物價が、貿易政策及び爲替レートの變更によつて先ず輸出入品に顯著な影響を及ぼし、物價總指數の上昇を促すことを見たのであるが、輸出入品のうち何れが主導力を持つて來たか。第八表はそれを示している。即ち(一九四六年一―三月を一とする、一九四八年四月第三週の數字は輸出入品總指數一八五に對し、輸入品は一九〇、輸出品はより低く一八二である

(9) 卸賣物價指數上昇率比較表(中央銀行編成指數=ヨル)

總 指 數						
年: 月	南 昌	上 昇 率	重 慶	上 昇 率	上 海	上 昇 率
1945. 12	1,246	—	1,404	—	88,544	—
1946. 6	3,623	190.77	1,716	22.22	372,375	320.55
6 12	6,214	71.51	2,687	56.58	571,333	53.86
合 計		262.28		78.80		374.51
食 物						
1945. 12	896	—	1,271	—	77,357	—
1946. 6	3,448	284.82	1,602	26.04	388,373	402.05
6 12	5,532	60.44	2,445	52.62	560,400	44.29
合 計		245.26		78.66		446.34
織 維						
1945. 12	2,215	—	2,583	—	112,094	—
1946. 6	4,591	107.26	2,661	3.01	196,145	74.98
6 12	9,097	98.14	5,685	113.64	355,667	81.32
合 計		205.40		116.65		156.30
金 屬						
1945. 12	1,640	—	1,695	—	84,170	—
1946. 6	4,844	201.46	2,570	51.62	190,539	126.37
6 12	8,401	73.43	3,977	54.74	589,071	209.16
合 計		274.89		106.36		335.53

(註) 1937年. 1—6月=1.

地方都市にそのまゝ反映しているわけではなく、況んや農村の食料價格従つて農家の販賣價格は更に少く騰貴しているに過ぎぬ、ということも物語っている。又、何れの指數も各都市、各時期によつてちがはぐな形を示していることも亦見逃せないところであるが、結局總指數の年間上昇率においては上海を最高とし、轉落した重慶を最下位とし、南昌はその中間に位している。

第十表は重要商品の實價によつて、地域による價格差の大きさを

(8) 産賣國別上海卸賣物價指數

月・年	輸出品	輸入品	輸出 國內産 入 品 賣 品
1946. 1—3	1	1	1
1947. 1	3.25	3.24	3.24
1948. 1	60.88	75.44	67.52
4月第3週	182.71	190.16	185.64

そして國內品はこれよりも更に低く一五六に止つている。かゝる輸出入品の高騰率の差異は、世界經濟就中米國經濟と中國經濟との関連の仕方を示すものであるが、右にあげた指數は中國最大の貿易港上海の數字である點に注意する必要がある。即ち、輸出品の主要産地たる奥地においては輸出品はより低廉であり、逆に奥地において輸入品を購買せんとすれば、上海におけるよりもより高價であるということである。尤もこの間に奥地の物價上昇率が上海に等しいかより大きい場合には、輸出品の價格が上海より低くとも生産者の所得は上海の値上りに應じて増大するわけである。しかし、第九表の示すところは、これとは逆に上海の上昇率が奥地よりも遙かに大きいことを示している。それには内戦による輸送費の増大、上海への游資流入等が當然考えられる。そしてこの貿易地と奥地、農村との物價の懸隔は内戦の擴大と共に益々増大せんとする傾向にある。

第九表は南昌、重慶、上海の三都市の卸賣物價指數の上昇率を比較したものである。が、この中で特に注目されることは、食物指數の上昇が上海に較べ、他の二都市が著しく低いこと、しかも南昌における織維品の上昇が上海を上廻つてゐることである。このことは上海における食料の暴騰が決して

(10) 1948年1月六大都市主要商品價格比較
(中央銀行調査)(位單:千元)

	米 (市石)	小麥 (市石)	食油 (市担)	棉花 (市担)	絲 (包)	石 (吨)	炭 (吨)
上海	1,400	821	3,049	4,713	35,604	7,808	
海慶	712	570	1,842	4,550	39,562	562	
重慶	1,897	1,047	3,543	3,083	33,396	2,050	
西康	1,460	699	3,416	4,491	39,492	1,923	
廣安	968	751	2,562	4,276	35,138	4,017	
漢北	3,113	2,500	5,461	8,304	37,109	1,641	

示している。これが來年の一月にどういふ數字を示すか、頗る興味のある點であるが、それは兎に角として、大都市間においてさえ右の如くであるから、大都市と農村との差異は當然更に甚しいものが推測される。

かくの如き地域による甚だしい物價及びその高騰率の差異は本年四月から開始せられた國府の軍人、官公吏、教職員に對するスライド制給與の基準たる生計費指數を第十一表の如く多様なものとした。生計費指數といつても實際は賃銀指數のことであり、しかも一カ月後れるわけであるが、次に再び上海に戻つて、戦後何回となく繰返された所謂勞働攻勢の經濟的背景を確めよう。(第十二表)これも右と同様に賃銀指數と見た方がより正しいのであるが、市政府の生計費指數は一七、九四六を一として計算するとこの一年二カ月の間に二十七倍にも増大している。しかし、この期間の卸賣物價指數の上昇は四十一倍に及んでいる。この兩者間の差異は、生計費を構成する食物及び

(十一) 三月分各地生計費

第一特別區	第二區	第一區	第二區	第三區	第四區	第五區	第六區	第七區	第八區
滿州、太原	延安	青島、迪化	濟南、歸綏	北平、西安	南京、上海	昆明	桂林、衡陽	貴陽、重慶	四川、貴州
千倍	千倍	千倍	千倍	千倍	千倍	千倍	千倍	千倍	千倍
六〇〇	五五〇	三六〇	三三〇	二八〇	二四〇	二二五	一八五	一五五	一三五

衣料就中衣料指數の甚だしい差異によつているのであるが、何れにしても、これを基準として支拂われる勞働者の賃銀が卸賣物價と著しい懸隔を示していることが明瞭に觀取せられるのである。しかも、勞働者の購入價格としての小賣價格は、當然卸賣價格よりも高く、その上昇率も亦より大きいことが考えられる。それを確かめる資料としては頗る不完全なものであるが、第十三表は、申報に掲載された趙會珏氏の論文に引用せられた市政府の小賣物價指數と、中國工商協會の卸賣物價とを比較し

たものである。これを見ると一九四六年一月を一とする一九四八年一月の數字のうち衣着、燃料、雜貨の三類は何れも卸賣指數の騰貴率の方が大きくなつていゝが、食料の小賣價格騰貴率は卸賣價格の騰貴率の二倍近い數字を示し、民生に最も關係の深い商品の價格上昇における卸賣と小賣との甚だしい差異を實證している。そして結局總指數は卸賣よりも小賣において騰貴率がより大であることを示している。

かくして右の生計費指數を基準として支給されるスライド制賃銀は、卸賣價格との甚だしい差異を

(13) 上海小賣物價指數

年 月	食物類	衣着類	燃料類	雜項類	總指數
1946. 1 (A)	1,337	2,587	2,496	1,363	1,718
1947. 1	9,251	13,012	19,895	7,619	10,485
1948. 1	147,960	154,250	249,970	120,880	153,220
▲(A=1)	110.66	59.62	100.14	88.68	89.18
▲卸賣	61.14	62.99	101.14	108.41	* 83.42

(註) 卸賣ハ中國工商協會編成指數ニヨル。*印ハ四者平均。

増大率は後者よりも更に遅れている (六)これらの差異が内戦の進展と共に益々擴大されている。

八カ年の抗日戦に引續く大規模な内戦が巨大な軍事支出を消費し、しかも充分の軍事的効果をあげず、内戦下の貿易再開が一巨額の入超を招來して爲替相場を續落せしめ、それに表裏して法幣の對内價値の暴落をもたらした。又内戦は廣汎な破壊工作を伴つて直接的に物資の缺乏を助長すると共に、封鎖政策を以て貨物の運行を阻んでいる。かゝる内戦の影響が、右のごとき物價動向を來さしめたものであり、右の物價動向は内戦の經濟的影響を指標的に明瞭に物語つている。同時にそれは、今後の中國經濟の動向を指示し、更にその政治動向を推測せしめるに足る。經濟運行は既に常規を逸し、再生産行程が地域的にも全國的にも次第に破壊せられ、而もその度合が強化されつつあり、國內及び國際的投資者や先述經濟關係決議に示唆される一部の者を除いては都、鄙、商、工、農の別なくその災害を被つてゐることが判る。しかもそれは抗日戦

(12) 上海勞務者生計費指數 (1936年=1)

	總 指 數		食物類	着衣類
	實 數	對 前 月 上 昇 率		
1947年 1 月 (A)	7,946		7,658	13,433
2 月	發表中止	(2.95倍)		
3 月				
4 月				
5 月				
6 月	23,500		26,200	33,900
7 月	25,300	7.69	27,600	39,200
8 月	28,700	13.44	29,300	54,200
9 月	31,000	8.01	32,800	56,700
10 月	34,400	10.97	36,500	64,000
11 月	90,100	42.73	50,400	108,200
12 月	53,100	8.15	52,700	130,500
1948年 1 月	68,200	28.44	70,700	167,200
2 月	95,200	39.59	98,600	196,600
3 月 (B)	150,000	57.56	164,000	233,000
(卸)1947. 1 (A')	217,000	44.67	233,000	132,000
(卸)1948. 3 (B')	10,363		7,952	9,189
B (A=1)	27.30	$\frac{A'}{A}$ 1.304	30.42	9.82
B'(A'=1)	41.11	$\frac{B'}{B}$ 1.963	40.23	45.62

(註) 生計費ハ上海市政府編。
(卸)ハ中國經濟研究所ノ卸賣物價指數。

きく且つ早く、總じて輸出入貿易品と國內產賣品との間にも騰貴率の差異が認められる (四)實價及び騰貴率共に地域により著しい差異がある (五)小賣價格の騰貴は卸賣價格の騰貴より早く、實銀の

して更にそれを上廻る小賣價格との大きな開きを見せ、勞働攻勢の經濟的背景を遺憾なく描出してゐる。

(C) 政局への影響

以上の概観によつて戦後中國の物價動向を一應知り得たわけであるが、これを要約すれば次の如くいえる。即ち (一)總體的に激しく物價が騰貴し、それが加速度的に早められつつある (二)類別、品目別に見た指數の間に甚だしい騰貴率の差異がある (三)輸入品の騰貴が最も大

八年の疲弊の上に加重せられている。いわば藁は枯れつゝあり、一度火を點すれば、たちどころに革命の焰が至るところに燃え上らんとしているのが現状である。即ち、右に掲げた諸表の中には、經濟政策に對する全國的な不信任の聲と、内戰政策に對する全國的な反對の叫びとが聽けるのである。

元國府外交部長陳友仁氏の子息で中國自由民主行動委員會（一九四七年十一月創立）委員長の陳丕士氏は三月二十六日「國共和平會談再開の最後の機會を與える和平提案を國共双方に送つた」と次の様な發表を行つたが、今やこれは單に一委員會の聲として聞捨てることが出来ない情勢にある。

和平提案に關する發表（自由民主共同委員會 一九四八年三月二十六日）

自由民主行動委員會は再び國共兩黨にたいしマニラで會同し内戰を終らせる協定の基礎をつくるよう要請中である。われわれの代表は直接この提案を持つて南京、中共本部に向つてゐる。提案は蔣介石、毛澤東兩氏にあてられており第一に停戰、第二に双方の會談、第三に連合政府問題を要請してゐる。又その方法として第一に國連機構の利用、第二にすでに中共占領地區に設立された『中共政府』も、中國全體として統治してゐる國民政府組織も既成事實としてそのまま存続する、第三に自由企業制度を復活し、合作社制度を擴張することを提議してゐる。全國民はいまや和平を熱望しており、この提案は國共和平最後の機會である。

しかもかゝる和平要求の叫びが大きくなればなる程國府は中共討滅に、國府による中國統一へと邁進してゆくであろう。米國の軍事援助はこの國府の努力に應えたものに他ならない。又、その經濟援助は、現下の物價の跛行性を修正するものとして與えられ、國府治下の經濟危機を少くとも一時的に

又局部的に救済するであろう。しかし先に見た如き深刻な跛行性を現して來た彼の老大な中國の經濟危機を克服し、眞に正常に復させるものは、中國自身をおいて外にはないであろう。昨一九四七年の夏トルーマン大統領の特使として中國各地を一カ月に互り視察して廻つたウエデマイヤー中將は、八月二十四日、「離華聲明」において既にこの點を次の如く明瞭に指摘してゐる。「中國の人々は眼前の問題の解決を求める代りに多くの時間と努力を費して外部からの影響を非難したり外國の援助を求めようとしている。……中國は多年の戰爭と革命によつて弱體化し分裂されてはいるが、それでもなお自ら復興するに足るだけの物的資源の大部分を持つてゐる。復興はたゞ中國内部からの優れた指導力と道徳的、精神的な再生によつてのみ期待される」と。

三、對日講和方針

上述の如く、抗日戰の終結にも拘らず内戰下に苦悶する中國にとつて、連合國特に米國の對日政策は最も深い關心を呼ぶ問題となつてゐるが、最後に今次國民大會において決議された對日講和方針を掲載しよう。

對日講和條約の準備（一）議決方式 四大國は完全二拒否權を保有する（二）講和會談の地點は中國内とす

講和條約の内容序文の要點に次を記載す (1) 中國が最初に日本の侵略犠牲となり、日本降服に最大の貢獻をなしたこと (2) 日本の侵略戦争は奉天事件から始まり真珠灣事件から始まったものでないこと。

△政治 (1) 天皇制は日本軍國主義の中心であるのでこれを廢止する (2) 日本の平民政體の確立 (3) 日本は一切の民間秘密機關の解消 △經濟 (1) 金屬工業、化學工業などを主とする日本軍事工業の潜在力を徹底的に消滅する (2) 日本工業の保留水準は一九二八年ないし一九三〇年とする (3) 日本の輸入物資はその種類數量を嚴重に統制し、兵器製造、原料の輸入を禁止する △軍事 (1) 日本憲法中に規定された戦争放棄の條文を徹底的に實施させる (2) 兵役制度を取消し陸海空軍および秘密警察組織を許さない (3) 警官交替訓練制度を採用することを禁止する、警察の訓練にたいして警察訓練の範圍を越えてはならない △領土 (1) 日本の領土は本州、四國、九州、北海道の四島に限定する (3) 琉球群島問題については琉球と中國との歴史關係と國防の必要からして合理的な解決を行う △賠償 (1) 賠償には生産工場主義をとり、日本の生産工場をその重心とする (2) 賠償は人民の受けた損失を標準とし、戦費計算をとらない (3) 中國の對日作戦の期間が長く、かつ對日戦に貢獻したところが大きい點にかんがみ賠償總額の五〇%以上を獲得する△思想 (1) 日本の學校教材と文化活動にたいしてその軍國思想と侵略主義思想を徹底して掃去する (2) 日本國內の一切の帝國主義思想心理の象徴例えば神社などを取壊す △管理方針 (1) 管理方針は日本國內の平和民主勢力を自由に發展させるようにする (2) 日本の軍國主義思想を徹底して排除するため管理期間は五十年とする △監督・執行機關 (1) 四大國が對日監督執行機關を組織する (2) 連合國軍は日本の重要地區に駐在し講和條約の全部の實施を保障する。

内外政治經濟重要日誌

◇國内 (自昭和二十三年二月一日至同 年四月三十日)
◇海外

國內

二月
◇一日(日) 二週間にわたり日本纖維製品の販路について視察研究した米國綿業協會の綿業使節團一行、日本纖維工業再建にたいしてのマ元帥に對する一六カ條提案を作成の上歸米。
◇二日(月) 東京地方裁判所、公職追放を不當とする平野前農相の提訴により、片山首相あて、判決が下るまで追放の效力發生を停止するとの假處分決定を通告。

◇四日(水) 政府、平野前農相の追放を停止するとの東京地方裁判所の假處分の通告に對し、裁判所のとつた措置は司法權による行政權の干渉であり、その法的效力を認めず、との聲明を發表。◇總司令部財務當局、日本在住の外國人にして進駐軍に關係のない圓貨所得者には日本稅法が適用される旨發表。◇總司令部、日本入國を許される民間貿易業者の總數および各國別割當數に對する制限を廢止するとともに民間投資の可能性を調査せんとするもの入國許可の申請を受付ける旨發表。◇大藏

省、株式高騰に當つて、空賣のため受渡不能に陥つたものとして入王子證券に對し有價證券業取締法第一三條を發動、業務停止を命ず。
◇五日(木) 總司令部、日本政府に對し二月分の主食配給の一部として十二萬五千九十九トンの輸入食糧の放出を許可。◇東京地裁民事部新村裁判長、平野氏の假處分決定を取消。◇經濟團體連台會「法人課税の輕減に關する意見」を大藏安本兩當局に建議。
◇十日(火) 片山内閣、總辭職を決定、衆參兩院議長に通告。◇松岡衆院議長の招聘による四黨幹事長會談開催。
◇十一日(水) 吉田自由黨總裁、松岡衆院議長長幹旋の四黨首會談に出席することを正式に拒絶。◇英、駐日英占領軍の兵力を大幅に削減する旨發表。

◇十二日(木) 經濟安定本部、石油製品の三月分(十一萬四千六百キロリットル)放出許可を機にその消費節約を各省に嚴重に依頼。◇極東委員會、日本の武装解除を速かに完了すべきであるとの新指令を採擇。

◇十三日(金) 鈴木豫算委員長、社會黨中央執行委員會で自發的に辭任を申出。◇産別會議の左翼組合主義的な偏向に對して不満を抱いていた光村副議長等、組合民主化運動を開始。

◇十五日(日) 法務廳發足。
◇十六日(月) 東京株式市場集團取引再開。
◇十七日(火) 總司令部、日本綿布の新價格表を承認。新價格表は日本綿製品の販賣業務が米國商會社から貿易廳に移管した以前の舊價格表に代るものである。

◇十八日(水) 總司令部、經濟力

集中排除の問題についてマ元帥が米上院議員マクマホン氏に於て手紙の全文を發表。

◇廿一日(土) 衆議院民主黨總裁芦田氏を首相に指名、參議院は決選投票で吉田氏を指名。◇マ元帥、對華援助問題及び極東問題に關しマ元帥の發言を求むるために歸米を求めると下院外交委員會の動議に關し、日本現下政局の重大性に鑑み歸米不可能なる旨聲明。◇特殊會社整理委員會、商事、デパート等十二部門六十八社の集中排除指定企業を發表。

◇廿二日(日) 煥首相、煥と日本との間に制限付貿易が再開されることになり、これについて總司令部との間に協定が成立した旨發表。

◇廿三日(月) 自由黨野黨宣言を發表。◇首相指名に關する兩院協議會、憲法第六十九條によつ

て衆議院の指名が國會の指名と正式に決定。
◇廿五日(水) 米政府當局者、年内に對日講和會議を開催する見込がない旨UP記者に對し言明
◇廿六日(木) 米マーシャル國務長官、國務省政策計畫委員長ジョージ・ケナン氏を日本へ派遣マ元帥と協議させることになつたと發表。
◇廿七日(金) 私的獨占禁止法に規定する株式または社債等の處置に關する政令公布、實施。

海外

二月

◇一日(日) 伊の共產黨、左派社會黨などの左翼政黨、民主人民戰線を正式に組織。
◇二日(月) 米國勞働總同盟(AFL)の執行委員會、ウォーレス前商務長官の大統領立候補に

反對の旨聲明。CIOも前日に同様態度を示しており、ウォーレス氏の第三黨が二大勞働組合により支持されぬこと明かとなる。◇トルーマン米大統領、公民權の擁護と促進を目標とする特別教書を議會に送付。

◇三日(火) ドイツ占領のソ軍政當局、ソ連地區の中央經濟委員會に對し今後行政權を付與することになつたと發表。◇米英占領地區のドイツ人勞働者三百萬食糧不足抗議の二十四時間スト遂行。◇英國政府、佛本國及フランス貨流通領域に居住する個人所有の英貨勘定を凍結。これは佛政府によつて行われた金融措置に對して、英佛兩國蔵相によつてとられた最切の合同措置である。

◇四日(木) セイロン島、自治領として英連邦の獨立した構成員として發足。◇アトリー英首相

白書を發表。インフレ抑制のため利潤のクギ付けと勞働者の自發的賃上げ停止を要請。

◇五日(木) ソ連、ルーマニア兩國政府、二十年相互援助友好條約に調印。

◇六日(金) 米國農務省、今年の小麥輸出目標五億ブッシェルを達することは容易であると發表
◇中共軍遼陽を占領。

◇十日(火) ニューヨーク株式相場再び暴落。
◇十一日(水) シカゴ定期穀物市場、大幅の低落を續け、この相場急落は一カ月間の値下りとしては同市場百年の歴史を通じて新記録である。

◇十三日(金) 米上院外交委員會歐洲復興計畫につき政府が要請した十五カ月分六十八億ドル支出案の代りに、最初の一年分の經費として五十三億ドルを支出することを可決。◇米十日間に

わたる相場急落の後、若干の主要商品及株式は一應の底値を示した。

◇十八日(水) モロトフ、ソ外相

ダイニエス、ハンガリー首相との間に相互援助友好條約を調印

◇十九日(木) 中共軍鞍山に突入

◇廿一日(土) チェコ共產黨、ベネシユ大統領に最後通告とも見られる性質の公開狀を提出、親ソ政權樹立を要求。

◇廿四日(火) 英國政府、物價凍結令を公布。

◇廿五日(水) チェコ、ゴットワルト首相の下に共產黨を主力とする連立内閣成立。

◇廿六日(木) 米國務省、チェコの共產黨主班内閣の成立を激しく非難する米英佛三國の共同聲明を發表。◇中共軍瀋陽に突入

◇廿七日(金) 中共軍、營口に突入。◇ソ連政府、フィンランドにたいし新條約締結を提案。

◇廿九日(日)米労働者同盟(AFL)四十カ國の労働組合と協力して共産主義の擴大を阻止するため世界的規模の組織網をつくつてゐる旨聲明した。

三月 内

- ◇一日(月) 米國務省政策企画部長ジョージ・E・ケナン氏東京到着。
- ◇三日(水) 民主黨最高顧問齋藤隆夫氏民主黨脱黨。
- ◇五日(金) 芦田氏、組閣の絶対条件として片山氏の入閣を求めること三度に及んだが、社會黨執行委員会は片山氏入閣反對の既定方針を變更することなく、組閣工作混迷に陥る。
- ◇八日(月) 鮮魚類四割五分値上實施。
- ◇九日(火) 芦田内閣組閣完了。

總理大臣	芦田 均	民社
國務大臣(副總理)	西尾末廣	民社
外務大臣	首相兼任	
大藏大臣	北村徳太郎	民社
法務總裁	鈴木 義男	民社
文部大臣	森戸 辰男	民社
厚生大臣	竹田 儀一	民社
農林大臣	永江 一夫	民社
商工大臣	水谷長三郎	民社
運輸大臣	岡田 勢一	國社
逓信大臣	富吉 榮二	國社
労働大臣	加藤 勘十	國社
國務大臣	栗栖 越夫	民社
(安本長官)	一松 定吉	民社
國務大臣	船田 亨二	國社
國務大臣	野溝 勝	國社
國務大臣		
(官房長官)	苦米地義三	民社

◇米陸軍省、海外調査相談所々長クリップフォード・ストライク氏を團長とする對日調査團の日本産業情報にかんする報告書の

全文を發表。

- ◇十日(水) 政府、初閣議後總理大臣談話を發表。外資導入による經濟再建への方途を明かにす。
- ◇十二日(金) 全遞東京地協東京搬送電氣通信工事局および大阪地協、午前零時を期して一せいに二十四時間ストに突入。◇總司令部労働課デヴェラル氏、記者團會見で、組合内のフラク活動を一掃すべき旨の談話を發表するとともに、キレン労働課長が全遞に、争議によつて新聞通信の活動を阻害しないよう申入れたと言明。
- ◇十三日(金) 政府、官公吏の新給與水準(二千九百二十圓税込)及びそれによる差額の支拂方法を労働側に通告、首相聲明を發表。
- ◇十五日(日) 保守新黨「民主自由黨」結成さる。總裁吉田茂氏最高顧問幣原氏、幹事長山崎猛

氏。

- ◇十六日(火) 二十二年産米三千五十五萬石の供米完了、供出の總計は三千六十二萬二千餘石で割當の〇・二%超過。◇上諏訪に於ける國鐵労働臨時大會、新給與水準等の政府案を全部受諾と決定。
- ◇二十日(土) 芦田首相、栗栖安本長官、新内閣成立後最初の施政方針演説を行う。◇ドレーパー米陸軍次官以下訪日使節團一行入京。
- ◇廿二日(月) 全官公廳争議、首相官邸でひらかれた第四次會見で交渉決裂。
- ◇廿四日(水) 商工省職員組合一齊賜暇。◇總司令部經濟科學局石炭調整官ゴツチヨーク氏、記者團と會見、最近三週間における石炭生産の不振に對して警告
- ◇芦田首相、滯京中のドレーパー米陸軍次官を訪問。

◇廿五日(木) 總司令部、二十四

- 日のドレーパー米陸軍次官と芦田首相の會談内容につき、次官が日本の財政の均衡と物價の安定および生産の増強の必要を強調し、又對日クレジット案の用意を言明した旨發表。◇全遞の第一次二十四時間スト遂行。
- ◇廿六日(金) 全遞本部中調委員會、三十一日一齊ストを決定。
- ◇全遞第二次廣域二十四時間スト遂行。◇在京中のドレーパー米陸軍次官、栗栖安本長官および北村蔵相と會見、豫算の均衡こそ經濟安定の眼目である旨重ねて強調。
- ◇廿七日(土) 都勞連、スト突入
- ◇總司令部、全財賜暇ストを考慮して、日本政府に對して徵稅事務の能率を維持することの必要性を強調した覺書を發す。
- ◇廿九日(月) 總司令部、全官公廳争議について、計畫中の全遞

全國ストが昭和二十二年一月三十一日付のマツカーサー元帥聲明の條項に該當する旨日本政府に通告。

- ◇三十日(火) 争議に對する總司令部の覺書に接した全遞中調委員會全國一せいストは見合せ地域ストを展開することを決定。
- ◇三十日(火) 大藏省、全國財務職組の集團缺勤處分につき、井上全財執行委員長ら組合幹部六名を官吏懲戒令により免官處分發令。
- ◇三十一日(水) 總司令部經濟科學局長マーカー少將、全遞争議に關し、地域的ストも不可なる旨言明。

海外

- 三月 日
- ◇三日(土) 米財務省、英國が米英借款三十七億五千萬ドルのう

ちから最後の一億ドルを引出し全額引出し済みになつたと發表
 ◇四日(日) 米ウエデマイヤー中將、下院外交委員会で對華援助問題に關する證言に於いて、軍事援助の必要を強調。◇共產主義の伸長を防止するための西歐連合成結にかんする英佛及びベネルツクス三國の五カ國會談ブラツセルで開かる。
 ◇六日(火) 米國政府、シヤム新政府を承認。
 ◇八日(木) トルーマン大統領、民主黨全國委員會委員長を通じて、もし同黨代表者大會で指名されれば大統領選挙に立候補すると言明。
 ◇九日(金) マツカーサー元帥、米國民が來る大統領選挙にマツカーサー元帥の出馬を要望するならばこれを回避するものではない旨言明。
 ◇十日(土) チェコ外相自殺の報

傳わる。◇マーシャル米國務長官、記者團會見で、最近のチェコ問題にあらわれた歐州共產黨の暗躍および歐州政局の發展について、世界政局はまことに重大な事態に立ちいたつた旨言明
 ◇英労働黨が提唱し西歐十二カ國の参加をみた國際勞組代表會議、歐州復興援助にかんするマーシャル計畫の支持を満場一致で決議宣言。
 ◇十一日(日) トルーマン米大統領、記者團會見で、米國は中國政府内に共產黨を加えることは反對である旨言明。國共合作反對の米國政策の轉換示さる。
 ◇十三日(火) 米上院本會議、五十三億ドルにのぼる歴史的な歐州復興援助案を十一時間にわたる討論の後可決、たゞちに下院に回付す。
 ◇十五日(木) 英政府、共產主義者とその同情者に對し國防治安

に關係ある政府各省内における就業禁止を決定、下院で發表。
 ◇マーシャル案参加西歐十六カ國の第二次歐州復興會議開催。
 ◇十六日(火) ニューヨーク株式市場、相場急落し、とくに主力株は二月初旬以來の大幅下落を演ず。
 ◇十七日(水) トルーマン米大統領、上下兩院合同會議に臨み演説し、ソ連を非難した後、選抜徴兵法の復活と一般軍事訓練法の立法と西歐援助の促進を要請
 ◇トルーマン米大統領、上下兩院合同會議の演説後、更にニューヨークで演説し、ウオーレス派との絶縁を言明。◇米下院外交委員會、五十三億ドルの歐州援助費の第一年度分を可決。◇英、佛、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグの西歐五カ國外相、ブラツセルで期限五十九年の同盟條約に調印。

重要經濟統計表目次

(1) 國庫收支	三九八
(2) 國債發行償還及現在高調	三九九
(3) 短期證券發行償還及現在高調	三九九
(4) 國債發行諸要項	三〇〇
(5) 日本銀行營業旬報	三〇〇
(6) 全國銀行諸勘定	三〇一
(7) 普通銀行諸勘定	三〇一
(8) 東京社員銀行貸出金利	三〇一
(9) 日本銀行公定利子歩合	三〇一
(10) 郵便貯金利率	三〇一
(11) 六大都市手形交換高	三〇三
(12) 東京手形交換所加盟銀行月末日收納高	三〇三
(13) 郵便貯金及振替貯金現在高	三〇三
(14) 東京消費財開物價表	三〇三
(15) 東京卸賣物價指數	三〇四
(16) 東京小賣物價指數	三〇四

(17) 東京都消費者價格指數	三〇五
(18) 一世帯一ヶ月間平均支出金額表	三〇五
(19) 東京非配給物價指數	三〇六
(20) 東京實際物價指數	三〇六
(21) 東洋經濟スライド指數(東京)	三〇七
(22) 東洋經濟スライド指數(大阪)	三〇七
(23) 一人一日當攝取熱量表	三〇八
(24) 労働争議統計	三〇八
(25) 東洋經濟調生産指數	三〇九
(26) 主要鐵工品生産高調	三〇九
(27) 重要國別輸出入貿易	三一三
(28) 海外統計	三一四
(29) 紐育株式相場	三一五
(30) 紐育棉花相場	三一五
(31) ニューオルリンズ棉花相場	三一五
(32) シカゴ小麥相場	三一五

(1) 國庫收支 (日本銀行調) (單位百萬圓)

歲入	1947-48				歲出	1947-48			
	1947.11	1947.12	1948.1	1948.2		1947.11	1947.12	1948.1	1948.2
總計	5,630	5,077	7,924	23,271	9,976	24,423	11,323	13,440	
稅入	2,003	3,217	2,932	12,081	28	9,347	1,033	2,626	
公債計	—	—	—	—	10,004	35,404	12,356	16,066	
其他	—	—	—	—	—	—	—	—	
特別會計	7,633	8,294	10,856	35,352	13,035	32,905	19,296	14,944	
總計	11,202	26,734	16,807	18,501	4,437	11,278	8,592	25,050	
特別會計	2,993	2,689	—	3,176	5,809	4,603	118	1,090	
總計	83	261	800	1,000	1,726	138	117	172	
總計	1,737	751	686	1,066	25,120	49,136	28,183	41,259	
總計	1,074	8,758	7,014	25,347	35,124	84,540	40,539	57,325	
總計	5,298	431	—	1,086	90,487	127,222	121,874	218,167	
總計	1,784	9,212	410	791	125,611	211,762	162,413	275,492	
總計	24,171	48,836	25,717	50,977	25,120	49,136	28,183	41,259	
總計	31,804	57,130	36,573	86,329	53,822	—	128,108	161,197	
總計	92,116	156,496	129,145	190,233	74,836	—	72,068	74,705	
總計	123,920	213,626	165,718	276,562	128,658	—	200,176	235,902	

(2) 國債發行償還及現在高 (日本銀行調) (單位千圓)

年 月	發行		償還		現在高		合計	
	預金部引受	日本銀行引受	其他	合計	內國債	外國債		
1947. 8	0	0	0	0	22	201,466,967	886,689	202,353,656
9	25,050	0	0	25,050	22	202,559,625	886,689	203,446,314
10	94,158	0	0	94,158	16,598	203,905,434	886,689	204,792,123
11	39,398	0	0	39,398	149,541	204,484,563	881,402	205,365,965
12	146,970	0	0	146,970	93,876	205,397,812	881,402	206,279,214
1948. 1	18,740	0	0	18,740	47	208,003,008	881,407	208,884,410
2	49,770	0	0	49,770	378,332	208,826,289	881,375	209,707,664
3	166,960	0	0	166,960	102,241	209,437,815	881,318	210,319,133
1947. 3	0	3,303,000	763,038	4,066,038	118	172,258,461	886,689	173,145,150

(3) 短期證券發行償還及現在高 (日本銀行調) (單位千圓)

年 月	發行		償還		現在高		合計	
	預金部引受	日本銀行引受	其他	合計	內國債	外國債		
1947. 9	0	0	0	0	0	3,500,000	0	3,500,000
10	0	0	0	0	2,760,000	3,500,000	0	6,260,000
11	0	0	0	0	7,500,000	3,500,000	0	10,200,000
12	200,000	0	0	200,000	6,700,000	3,500,000	0	10,200,000
1948. 1	0	0	0	0	9,820,000	3,080,000	0	12,900,000
2	200,000	0	0	200,000	2,518,000	3,080,000	0	5,598,000
3	300,000	0	0	300,000	40,000,000	9,700,000	0	49,700,000
1947. 3	3,870,101	0	6,300,000	3,800,000	6,300,000	15,000,000	24,500,000	30,800,000

(備考) △印新炭證券。

(4) 國債發行諸事項 (東洋經濟調)

發行日	名稱及記號	發行高	利率	發行價格	償還期日	引受先	利率		發行目的
							複利	單利	
1947. 6. 27	三分半利國庫債券第十四回	1,378,000	3.5分	98	昭和年月日	銀	3.650分	3.680分	鐵道事業公債
7. 17	復興四分利國庫證券第一回	355,000	3.5分	98	39(1946) 9.1	金融機關	3.650分	3.680分	鐵道事業公債
9. 25	復興四分利國庫證券第一回	1,000,000	4.0分	48	39(1964) 9.1	金融機關	4.455分	4.495分	鐵道事業公債
10. 25	"	1,300,000	4.0分	98	27(1952) 9.1	金融機關	4.463分	4.501分	"
11. 25	"	700,000	4.0分	98	27(1952) 9.1	金融機關	4.471分	4.509分	"
12. 20	"	1,000,000	4.0分	98	27(1952) 9.1	金融機關	4.471分	4.509分	"
1948. 1. 25	復興四分利國庫證券第二回	2,600,000	4.0分	98	28(1953) 3.1	"	4.442分	4.480分	通信事業費
2. 25	"	1,200,000	4.0分	98	28(1953) 3.1	"	4.449分	4.487分	通信事業費
3. 25	"	700,000	4.0分	98	28(1953) 3.1	"	4.455分	4.492分	通信事業費

(5) 日本銀行營業旬報 (單位百萬圓)

年 月 末	發行銀行	政府預金	其他預金	雜勘定	積立金及負債	政府存款	貸出金	現金及金	國債其	代理店	雜勘定	未拂込
1947. 8	150,684	5,868	15,777	5,605	251	46,483	39,710	2,844	81,321	1,304	6,468	55
9	156,417	4,716	16,533	4,129	251	47,563	36,705	2,857	86,251	1,635	6,979	55
10	167,665	6,393	19,620	4,353	251	51,695	38,546	2,871	95,853	2,198	7,065	55
11	178,158	4,759	19,903	6,125	252	51,755	40,004	2,876	105,219	1,495	7,793	55
12	219,142	6,703	20,953	7,677	252	53,202	32,302	2,856	145,867	2,715	17,730	55
1948. 1	218,049	10,008	25,269	11,562	252	54,122	38,749	3,264	158,906	996	9,048	55
2	215,319	11,075	17,923	10,834	252	57,722	50,686	3,265	131,493	990	11,191	99
3	218,775	12,421	18,240	13,217	252	58,427	58,058	574	133,825	1,227	10,739	55
1947. 3	115,726	10,251	11,260	4,735	247	15,025	51,911	1,444	67,686	1,445	4,654	55
1946. 3	23,323	37,229	8,056	798	233	5,300	28,650	653	3,047	24,646	7,288	55

(6) 全國銀行儲蓄總額 (日本銀行調) (單位百萬圓)

年 月	預 定		借 用 金	儲 蓄 總 額		所 有 有 價 證 券
	新 勘 定	自 由		新 勘 定	舊 勘 定	
1947. 4	145,666	81,535	56,321	75,877	155,722	64,127
5	147,841	87,022	47,641	80,671	142,334	65,098
6	154,999	95,629	74,072	90,539	147,243	65,268
7	160,071	104,192	43,927	95,558	151,736	65,783
8	168,737	115,188	39,547	106,552	162,490	64,738
9	188,265	135,516	36,566	119,715	175,585	67,590
10	196,021	145,932	38,476	133,100	188,442	72,359
11	205,499	157,657	39,923	144,923	200,167	79,517
12	253,378	203,085	32,880	169,345	224,298	92,500
1948. 1	253,445	212,726	39,148	182,686	237,428	95,332
1947. 1	148,153	68,490	47,669	56,112	156,745	65,612

(7) 全國銀行儲蓄總額 (日本銀行調) (單位百萬圓)

年 月	預 定		借 用 金	儲 蓄 總 額		所 有 有 價 證 券
	新 勘 定	自 由		新 勘 定	舊 勘 定	
1947. 4	112,686	56,840	36,216	45,725	102,236	44,636
5	115,929	63,120	27,725	49,168	88,478	45,494
6	122,290	70,994	28,006	55,530	93,609	45,210
7	126,893	78,457	25,618	60,972	94,554	44,958
8	134,291	88,183	23,554	68,972	98,854	45,283
9	149,261	103,984	23,163	82,223	105,823	46,563
10	152,037	109,344	26,156	75,718	113,174	51,837
11	160,783	119,466	25,869	83,535	130,930	57,515
12	195,957	152,396	21,655	98,480	135,711	66,766
1948. 1	199,285	164,657	24,066	106,143	143,233	66,393
1947. 1	107,795	38,771	29,777	35,029	107,137	43,746

(8) 東京社員銀行貸出金利 (單位錢)

年月	證券貸付		手形貸付		當座貸越		割引手形	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
1947. 6	9.00	4.20	2.50	1.20	2.50	1.30	2.40	1.30
7	9.00	4.20	2.50	1.20	2.50	1.30	2.50	1.30
8	9.49	4.20	2.60	1.10	2.66	1.30	2.50	1.30
9	9.60	3.65	2.60	1.10	2.60	1.30	2.50	1.30
10	9.00	4.20	2.60	1.00	2.66	1.30	2.50	1.30
11	9.60	4.20	2.70	1.30	2.69	1.30	2.60	1.30
12	10.00	4.20	2.90	1.30	2.60	1.30	2.70	1.30
1948. 1	10.00	4.20	2.90	1.30	2.80	1.30	3.00	1.30
2	10.00	4.50	3.00	1.30	2.90	1.30	2.70	1.40
3	10.00	4.50	3.00	1.30	3.10	1.30	2.90	1.50
1947. 3	7.50	4.20	2.30	1.20	2.50	1.30	2.30	1.30

(9) 日本銀行公定利子歩合 (單位錢)

改正年月日	商業手形	國債擔保	國債外擔保	以擔保付	當座貸越	タレ及手形	
						ス	手形
1932.3.12	1.6	1.7	1.8	1.6	2.0	—	—
6.8	1.4	1.5	1.6	1.4	1.8	—	—
8.18	1.2	1.3	1.4	1.6	1.6	—	—
1933.7.3	1.0	1.1	1.2	1.4	1.4	—	—
1936.4.7	0.9	1.0	1.1	1.3	1.3	—	—
1937.7.15	0.9	0.9	1.0	1.2	1.2	—	—
9.21	0.9	0.9	1.0	1.1	1.1	—	—
1946.4.9	1.0	1.1	1.2	1.1	1.3	—	—
10.14	1.0	1.1	1.2	1.1	1.4	—	—

(10) 郵便貯金利率

實施年月	普通貯金		据置貯金	
	%	%	%	%
1910. 4	4.20	5.440	—	—
1915. 4	4.80	5.040	—	—
1930.10	4.20	4.440	—	—
1932.10	3.00	3.240	—	—
1937. 4	2.76	3.036	—	—
1944. 4	2.64	2.940	—	—
1947. 8	2.76	3.036	—	—

(11) 六大都市手形交換高 (東京銀行協會調)

年月	金額 (百萬圓)						合計
	東京	大阪	神戸	京都	横濱	名古屋	
1947. 5	24,078	12,377	2,002	2,207	1,325	3,015	45,006
6	22,376	—	1,889	2,032	3,383	2,703	—
7	26,319	—	2,371	2,355	3,385	3,385	—
8	28,941	12,881	2,533	3,445	1,502	3,455	51,759
9	30,169	14,814	2,807	2,565	1,599	3,707	55,694
10	34,852	15,979	2,014	2,856	2,116	4,359	63,180
11	34,547	16,433	2,689	2,689	2,299	4,095	60,064
12	56,403	27,545	5,226	5,378	4,055	6,848	105,461
1948. 1	39,514	19,898	4,423	4,051	2,572	6,408	77,467
1947. 1	11,750	6,068	1,099	1,280	736	1,845	22,778

(12) 東京手形交換所加算銀行月末日收納高 (百萬圓)

月	未	現金	手形	郵便貯金及振替貯金 (百萬圓)	
				現在高	現在高
1947. 5	643	2,850	1947. 5	50,839	1,133
6	766	3,800	6	50,300	1,054
7	827	3,634	7	50,719	1,095
8	608	4,421	8	50,554	1,037
9	974	8,255	9	51,280	1,056
10	1,173	6,433	10	51,071	1,010
11	993	5,703	11	51,413	1,074
12	1,924	7,307	12	51,437	1,105
1946. 12	523	2,272	1946. 12	53,002	1,049

(14) 東京消費財物價表 (東洋經濟調) (單位圓)

品目	單位	23年		
		1月	2月	3月
米(白米)	升	190.00	200.00	200.00
麥(丸麥)	升	100.00	110.00	110.00
豆	升	200.00	200.00	200.00
粉(空粉)	升	330.00	380.00	380.00
蕎麥	升	100.00	110.00	110.00
肉(並品)	斤	100.00	100.00	100.00
肉(並品)	斤	145.00	149.12	162.00
肉(並品)	斤	160.00	167.06	179.75
節(並品)	斤	157.78	157.78	172.75
節(並品)	斤	216.67	192.06	195.75
茗(中等品)	斤	17.75	18.12	16.33
	斤	31.72	33.53	34.50
	斤	130.75	134.58	143.75
	斤	30.00	35.00	35.00
	斤	38.00	43.33	51.75
	斤	36.20	38.73	24.10
	斤	47.08	46.21	34.16
	斤	120.70	120.70	83.75
	斤	9.17	14.53	8.43
	斤	80.00	80.00	80.00
	斤	200.00	200.00	200.00
	斤	450.00	500.00	500.00
	斤	950.00	1,000.00	1,000.00
	斤	84.33	85.00	86.50
	斤	37.28	32.53	38.50
	斤	65.94	66.00	83.80
	斤	10.90	9.54	10.10
	斤	815.55	810.00	704.21
麥光	斤	112.64	110.88	109.47
靴	雙	59.18	59.18	62.50
下	雙	1,644.44	1,773.53	2,020.00
綿(男物)	雙	337.78	325.53	364.75
絲(女物)	雙	143.89	143.00	182.32
試(女物)	雙	62.38	59.88	66.88
炭(5寸)	斤	136.11	135.00	135.50
炭(3寸)	斤	136.33	140.00	121.87
炭(2寸)	斤	450.00	455.00	432.50
炭(1寸)	斤	36.22	36.22	31.05
茶碗(3寸)	個	16.06	16.10	17.30
盆(3寸)	個	10.89	11.18	12.90
盆(2寸)	個	62.61	64.44	61.20
盆(1寸)	個	108.06	122.20	107.25
盆(4寸)	個	25.00	40.00	45.00
盆(3寸)	個	3,355.56	2,288.02	2,310.00
盆(2寸)	個	417.22	412.94	417.50
盆(1寸)	個	63.83	65.25	66.00
盆(40W)	個	35.00	34.71	45.54
盆(40V)	個	33.61	33.41	35.50
盆(40W)	個	16.92	16.61	15.70
盆(40V)	個	113.82	123.44	123.44
盆(40W)	個	5.22	5.00	4.87
盆(40V)	個	25.00	20.71	22.20
盆(40W)	個	978.89	1,042.94	1,076.00
盆(40V)	個	52.05	51.35	53.20
盆(40W)	個	14.36	16.59	16.41
盆(40V)	個	21.64	18.34	22.30

(15) 東京卸賣物價指數 (日本銀行調) (昭和8年=100)

年 月	食 料										總平均
	食用農物	其他食料及嗜好品	糧食原料	布帛類	建築材料	金屬類	燃料	肥料	工業藥材	其他	
1946 1947	1,290.1 4,696.1	1,716.9 6,504.1	1,299.3 4,434.7	1,848.2 5,042.0	1,853.0 5,598.1	2,134.3 4,064.3	1,399.3 7,233.9	2,256.1 4,854.5	2,106.9 3,034.1	1,415.7 4,381.1	1,598.8 5,104.3
1947. 9	6,007.6	7,878.0	7,231.5	5,892.9	8,761.2	6,136.0	11,045.8	5,905.1	5,247.4	5,312.4	6,960.0
10	6,007.6	7,880.4	7,606.9	9,915.3	8,967.2	6,136.0	11,045.8	5,905.1	6,428.6	8,389.2	7,832.9
11	8,950.1	8,101.4	7,606.9	10,787.2	8,967.2	6,136.0	11,045.8	7,968.3	6,966.0	9,079.9	8,599.1
12	8,950.1	9,763.5	7,606.9	10,787.2	8,967.2	6,136.0	11,054.8	7,968.3	6,966.0	9,142.8	8,882.8
1948. 1	8,950.1	10,842.3	7,606.9	10,904.2	8,972.0	6,136.0	11,054.8	10,298.5	6,966.0	9,142.8	9,143.6
2	9,387.3	10,514.2	7,606.9	11,691.6	8,964.5	6,136.0	11,054.8	10,720.2	6,966.0	9,142.8	9,288.3
1947. 2	2,403.8	3,549.7	2,141.2	2,538.7	2,129.6	2,303.6	3,247.4	2,677.4	2,297.2	1,759.1	2,547.6

(16) 東京小賣物價指數 (東京商工會議所調)(昭和5年=100)

年 月	食 料										總平均
	穀類	蔬菜類	肉類	魚海菜類	及類	飲料及調味料	平均	衣料及品	燃料	建築材料	
1946 1947	719.4 3,251.3	2,949.4 6,288.4	3,086.9 5,582.7	3,297.4 6,840.5	1,065.0 3,659.2	1,959.8 5,005.1	1,367.1 4,060.1	1,252.5 4,793.5	2,323.6 6,058.4	2,363.0 7,112.4	1,848.1 5,208.8
1947. 11	5,228.4	7,986.5	6,930.8	11,682.0	5,263.2	7,049.9	5,796.2	7,941.2	8,688.8	16,315.9	8,182.0
12	6,691.7	7,885.1	8,067.1	11,073.4	6,374.8	7,755.5	9,923.8	7,941.2	8,688.8	16,588.3	9,045.5
1948. 1	6,711.6	9,126.1	8,302.2	11,462.9	7,167.9	8,453.7	9,923.8	7,941.2	8,688.8	16,588.3	9,482.0
2	6,711.6	10,759.5	8,302.2	11,073.4	7,467.9	8,783.5	10,922.1	7,942.1	9,221.0	16,588.3	9,827.8
3	6,690.9	11,106.7	8,302.2	12,792.9	6,986.5	9,003.1	10,922.1	7,941.2	9,221.0	16,528.3	9,965.0
1947. 3	1,806.4	5,107.9	5,040.6	4,631.1	1,919.3	3,516.5	2,639.3	2,196.3	2,822.7	2,945.5	3,198.4

(17) 東京都消費者價格指數 (總理廳統計局調)(21年8月—22年3月平均指數=100)

年 月	總指數	食 料										其 他
		主 食	副 食	食 料 計	衣 料	光 熱	住 居	雜 品				
1947. 7	242.5	363.7	190.6	245.2	276.1	251.9	160.1	235.3				
8	229.3	264.7	204.7	224.5	247.5	251.9	162.2	253.4				
9	254.0	245.4	230.9	236.0	284.3	328.8	197.2	340.4				
10	263.8	244.3	236.8	240.0	329.9	345.2	192.5	363.1				
11	268.1	282.3	222.4	241.9	320.5	369.6	204.1	392.0				
12	290.3	341.5	236.1	267.2	330.9	353.4	218.3	412.2				
1948. 1	295.0	293.2	249.6	264.1	372.4	375.4	212.8	437.2				
2	298.3	332.9	247.6	273.8	387.7	353.8	205.5	412.5				
1947. 2	131.2	129.2	135.7	133.5	142.8	113.7	118.9	122.6				

(18) 一世帯一ヶ月間平均支出金額表 (總理廳統計局調)

都市名	月 別	一世帯平均人員	食 料 費										被服費	光熱費	住居費	雜費	
			合計	主食費	非主食費	飲料及調味料	平均	衣料	燃料	肥料	工業藥材	其他					
東 京	11	4.65	6,917.02	1,722.98	2,742.40	673.76	239.73	387.41	997.74								
	12	4.66	9,657.05	2,299.09	4,035.82	1,010.47	564.14	394.15	1,303.38								
	11	4.36	6,782.38	1,650.02	2,644.53	692.24	507.97	260.13	1,027.55								
	12	4.35	9,959.24	2,404.39	4,032.35	1,387.50	567.60	369.44	1,197.96								
	11	4.67	6,881.46	1,791.97	2,691.92	705.68	531.51	264.13	896.25								
	12	4.65	10,467.62	2,688.77	4,322.60	1,187.40	662.08	324.34	1,282.43								
	11	4.76	5,825.39	1,512.61	2,192.22	626.49	393.61	224.21	876.25								
	12	4.82	8,460.98	2,136.95	3,328.53	1,225.61	424.75	260.39	1,084.75								
	11	4.79	6,301.70	1,488.19	2,555.08	709.13	263.91	260.39	1,025.00								
	12	4.85	8,295.25	1,962.73	3,470.13	972.20	355.27	481.02	1,053.90								
	11	4.50	6,771.66	1,574.68	2,702.17	663.06	422.42	362.23	1,047.10								
	12	4.49	10,856.27	2,396.47	4,595.92	1,514.38	546.74	511.93	1,290.83								

(19) 東京非配給物價指數 (物價廉調) (昭和21年2月8日=100)

年月日	食料										平均	衣料及家庭用品			平均	雜貨類	總平均
	主食品	蔬菜類	魚介類	肉卵及類	調味料	加工食品	菓子飲料	果物品	平均	衣料及家庭用品		電器器具	備品	平均			
1947. 9.17	272.2	250.3	295.4	354.2	280.2	358.8	275.6	291.5	389.3	245.5	254.3	248.3	325.8	299.5			
10.15	289.5	297.8	307.2	362.8	365.3	365.6	324.1	316.2	415.3	265.8	312.6	282.6	324.6	325.8			
11.19	278.9	280.3	352.9	347.8	318.7	347.8	380.0	341.8	456.1	277.6	315.8	291.3	379.3	345.5			
12.17	303.3	277.2	380.7	358.8	312.1	368.5	339.9	336.8	496.4	295.2	314.9	302.3	391.8	358.6			
1948. 1.14	326.0	301.0	407.5	385.9	309.6	420.1	344.6	357.4	505.8	314.8	308.1	312.4	407.5	375.6			
2.17	355.5	340.9	438.7	397.8	308.9	453.9	378.8	385.2	516.7	353.1	298.8	333.6	438.0	400.6			
3.16	378.0	358.3	432.5	404.7	323.0	419.2	418.7	392.3	547.5	364.2	296.1	339.7	438.0	411.4			
1947. 3.19	160.8	133.4	209.9	286.0	162.8	185.6	227.4	189.5	192.1	179.4	144.3	166.7	188.7	186.1			

(20) 東京實業物價指數 (日本銀行調) (昭和20年9月=100)

年月	食料										總平均	公定價格に對する倍率
	主食品	副食品	調味料	嗜好品	雜品	燃料	其他	總平均	公定價格に對する倍率			
1947. 8	387	501	431	444	719	682	269	454	9.0			
9	415	512	458	475	754	762	290	481	9.0			
10	411	537	475	497	810	855	302	504	8.0			
11	406	519	477	538	832	924	304	511	7.0			
12	445	521	498	578	952	1,028	334	547	7.0			
1948. 1	497	565	500	611	985	1,082	353	579	7.0			
2	523	597	513	609	1,019	1,109	356	597	7.0			
3	561	597	522	616	1,022	1,107	384	611	7.0			
1947. 3	213	312	311	335	492	598	192	312	14.0			

(21) 東京經濟入りP指數 (東京) (東洋經濟調) (21年11月=100)

年月	飲食物			雜品			綜合指數			税金修正	對前月比
	(70)	對前月比	%	(15)	對前月比	%	(100)	對前月比	%		
1947. 6	230.7	29.2	149.5	302.4	3.7	229.3	14.0	241.6	18.1		
7	271.2	17.6	280.4	381.0	19.4	286.1	24.8	326.1	34.9		
8	231.2	14.7	285.5	361.0	1.8	258.8	9.5	283.9	12.9		
9	243.5	5.3	359.9	376.6	26.1	280.9	8.5	317.6	11.9		
10	225.9	7.2	375.9	415.6	4.4	277.6	1.1	312.8	1.5		
11	309.6	37.1	375.9	415.6	0	335.4	20.7	360.5	15.3		
12	292.4	5.6	378.9	415.6	0	323.9	3.4	344.2	4.5		
1948. 1	324.3	10.9	378.9	448.8	8.0	351.2	8.4	386.9	12.4		
2	349.4	7.7	378.9	468.3	4.3	371.7	5.8	420.7	8.7		
3	375.4	7.4	392.8	502.4	7.3	397.1	6.8	464.4	10.4		
1947. 3	177.0	9.3	124.8	272.1	39.5	183.9	16.2	181.9	11.9		

(22) 東京經濟入りP指數 (大阪) (東洋經濟調) (22年1月=100)

年月	飲食物			雜品			綜合指數			東京	對前月比
	(70)	對前月比	%	(20)	對前月比	%	(100)	對前月比	%		
1947. 6	204.5	20.9	149.2	211.0	21.5	200.3	19.2	164.8	14.0		
7	228.1	11.5	267.2	219.4	4.0	230.3	15.0	205.7	24.8		
8	182.4	20.0	267.7	233.1	6.2	201.1	12.7	186.1	9.5		
9	205.7	12.8	355.6	216.8	7.5	222.9	10.8	201.9	8.5		
10	173.7	18.4	371.4	224.4	3.5	203.6	9.4	199.8	1.0		
11	188.4	8.5	371.4	215.7	4.0	212.2	4.2	241.1	20.7		
12	143.2	24.0	371.8	251.3	16.5	187.7	11.5	232.9	3.4		
1948. 1	237.1	65.6	371.8	263.2	4.7	255.8	36.3	252.5	8.4		
2	243.3	2.6	371.8	269.6	2.4	261.4	2.2	267.2	5.8		
3	230.2	5.4	385.5	273.4	1.4	254.4	2.7	285.5	10.7		
1947. 3	161.0	24.7	122.7	186.3	45.0	162.2	28.2	132.2	16.3		

(23) 一人一日營養取熱量表 (經濟安定本部物價局調)

年	月	1947年8月			同 9 月			同 10 月		
		平均	人員	單位	平均	人員	單位	平均	人員	單位
年	月	1947年8月	同 9 月	同 10 月	年	月	1947年8月	同 9 月	同 10 月	
平均	人員	4.46	4.28	4.15	平均	人員	4.46	4.28	4.15	
消費	單位	3.43	3.31	3.17	消費	單位	3.43	3.31	3.17	
總	計	熱量	蛋白質	熱量	蛋白質	熱量	蛋白質	熱量	蛋白質	
		Cal.	g.	Cal.	g.	Cal.	g.	Cal.	g.	
額	主	1,548.3	51.6	1,555.4	53.4	1,946.5	62.6	1,946.5	62.6	
		1,117.4	36.5	1,163.8	39.3	1,666.2	43.9	1,666.2	43.9	
類	食	369.5	13.1	336.7	12.3	339.3	16.8	339.3	16.8	
		25.5	0.9	16.2	0.6	18.0	0.7	18.0	0.7	
自	配	35.9	1.1	38.7	1.2	23.0	0.8	23.0	0.8	
		1,208.1	35.3	1,197.1	37.3	1,267.3	36.2	1,267.3	36.2	
由	他	990.4	29.9	1,040.0	33.7	1,125.5	32.8	1,125.5	32.8	
		194.9	4.9	137.6	3.1	141.0	3.4	141.0	3.4	
計	入	22.5	0.5	19.5	0.5	2.8	0	2.8	0	
		104.4	2.4	116.9	1.3	454.2	4.3	454.2	4.3	
給	入	49.7	1.1	28.2	0.3	346.7	3.0	346.7	3.0	
		52.9	1.3	82.7	1.0	92.7	1.1	92.7	1.1	
他	購	1.8	0	6.0	—	4.8	0.2	4.8	0.2	
合	配	計	給	計	給	計	給	計	給	
		121.4	8.4	121.4	8.4	121.4	8.4	121.4	8.4	
配	自	21.3	2.2	21.3	2.2	21.3	2.2	21.3	2.2	
		91.5	5.7	91.5	5.7	91.5	5.7	91.5	5.7	
自	其	8.6	0.5	8.6	0.5	8.6	0.5	8.6	0.5	
		58.2	4.6	58.2	4.6	58.2	4.6	58.2	4.6	
他	購	48.2	3.2	48.2	3.2	48.2	3.2	48.2	3.2	
		9.6	1.3	9.6	1.3	9.6	1.3	9.6	1.3	
計	入	0.4	0.1	0.4	0.1	0.4	0.1	0.4	0.1	
		30.7	1.1	30.7	1.1	30.7	1.1	30.7	1.1	
給	入	7.5	0.1	7.5	0.1	7.5	0.1	7.5	0.1	
		20.6	0	20.6	0	20.6	0	20.6	0	
他	購	2.6	0	2.6	0	2.6	0	2.6	0	
合	配	計	給	計	給	計	給	計	給	
		143.0	50.7	143.0	50.7	143.0	50.7	143.0	50.7	
配	自	6.8	2.4	6.8	2.4	6.8	2.4	6.8	2.4	
		85.2	8.5	85.2	8.5	85.2	8.5	85.2	8.5	
自	其	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	
		53.1	7.1	53.1	7.1	53.1	7.1	53.1	7.1	
他	購	38.0	3.8	38.0	3.8	38.0	3.8	38.0	3.8	
		11.1	1.1	11.1	1.1	11.1	1.1	11.1	1.1	
計	入	2.8	4.5	2.8	4.5	2.8	4.5	2.8	4.5	
		4.0	0.3	4.0	0.3	4.0	0.3	4.0	0.3	
給	入	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
		29.1	6.9	29.1	6.9	29.1	6.9	29.1	6.9	
他	購	6.9	0.1	6.9	0.1	6.9	0.1	6.9	0.1	
		20.1	2.1	20.1	2.1	20.1	2.1	20.1	2.1	
合	配	計	給	計	給	計	給	計	給	
		124.0	44.9	124.0	44.9	124.0	44.9	124.0	44.9	
配	自	4.9	7.6	4.9	7.6	4.9	7.6	4.9	7.6	
		11.2	2.4	11.2	2.4	11.2	2.4	11.2	2.4	
自	其	0.7	5.6	0.7	5.6	0.7	5.6	0.7	5.6	
		4.2	1.1	4.2	1.1	4.2	1.1	4.2	1.1	
他	購	8.1	2.8	8.1	2.8	8.1	2.8	8.1	2.8	
		0.3	0.1	0.3	0.1	0.3	0.1	0.3	0.1	
計	入	30.1	9.0	30.1	9.0	30.1	9.0	30.1	9.0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	
給	入	9.0	20.8	9.0	20.8	9.0	20.8	9.0	20.8	
		0.1	0	0.1	0	0.1	0	0.1	0	
他	購	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	

(24) 勞働統計 (勞働省調)

年	月	總計		同盟罷業		同盟怠業		工場閉鎖		事業管理		爭議行為を伴わざるもの	
		件	數	件	數	件	數	件	數	件	數	件	數
1947.	6	72	145,223	25	11,454	9	3,441	5	339	10	393	23	29,598
	7	98	41,908	32	16,671	11	2,596	12	976	15	10,670	28	10,995
	8	154	66,958	53	19,118	24	9,889	13	1,742	25	1,509	39	34,700
	9	168	1,132,352	63	60,306	27	18,254	15	2,280	21	1,937	42	1,049,625
	10	150	1,847,582	40	84,247	17	3,714	12	1,219	23	2,391	58	1,756,011
	11	125	1,811,573	34	62,087	8	1,078	6	646	21	1,404	56	1,746,358
	12	138	1,935,633	29	16,025	6	120,101	3	108	20	1,905	80	1,797,494

(25) 東洋實業衛生産指數 (昭和6--8年=100)

年	月	業						總合計			
		鐵鋼業	化學工業	窯業	製紙業	纖維業	計				
1947.	1	15.1	95.2	27.6	27.8	15.0	22.1	68.9	32.1	147.5	51.8
	2	15.8	77.8	24.1	26.7	15.9	21.9	68.2	31.8	120.2	46.8
	3	18.6	104.1	36.9	33.3	17.3	28.6	77.7	39.1	145.5	57.2
	4	19.7	109.5	35.3	24.2	19.5	27.5	70.0	36.6	168.2	58.2
	5	22.5	133.5	38.0	32.3	20.4	31.2	54.5	40.4	178.6	64.0
	6	24.6	125.5	37.7	35.6	21.2	31.7	73.4	40.6	174.6	63.4
	7	25.1	138.4	42.5	36.5	21.3	32.8	74.6	41.7	183.5	65.9
	8	27.5	112.6	38.0	37.7	16.9	29.3	74.8	39.0	153.3	58.5
	9	27.7	113.9	38.0	36.8	16.8	28.8	81.5	40.1	147.2	58.7
	10	24.2	118.4	35.9	37.2	16.9	28.6	83.1	40.2	154.8	59.7
	11	26.1	105.9	36.1	37.4	15.5	27.2	84.8	39.5	133.4	55.5
	12	27.4	110.6	49.2	33.5	15.4	28.4	97.6	43.2	139.5	59.6
1948.	1	29.4	107.3	38.2	28.6	17.4	28.3	96.3	42.8	142.1	59.8
	2	32.8	101.0	31.7	34.7	20.4	30.3	94.3	43.9	135.2	59.5

(26) 主要工業品生產高調 (商工省調査統計局調)

年	月	金銀	金	銀	銀	銅	錫	鐵	鐵	硫鐵	化鐵	石炭	亞炭	國產油	原處理油	硫黃	銻
1947.	10	瓦 185,328	瓦 240,747	担 5,760	担 6,676	担 1,749	担 7,352	担 48,807	担 87,755	千担 2,422	千担 2,481	千担 269	担 17,702	担 19,166	担 2,942	担 21,995	
	11	瓦 162,827	瓦 275,208	担 5,844	担 9,475	担 1,902	担 4,615	担 40,241	担 84,405	千担 2,481	千担 2,953	担 222	担 15,893	担 19,166	担 2,700	担 26,507	
	12	瓦 155,581	瓦 286,192	担 5,291	担 8,276	担 1,691	担 7,101	担 35,882	担 64,609	千担 2,953	千担 2,856	担 251	担 14,197	担 15,739	担 2,718	担 25,954	
1948.	1	瓦 162,772	瓦 252,915	担 6,377	担 8,653	担 1,807	担 7,288	担 32,299	担 69,735	千担 2,856	千担 2,735	担 236	担 15,086	担 13,592	担 2,667	担 28,618	
	2	瓦 161,720	瓦 302,996	担 5,590	担 9,921	担 1,910	担 8,580	担 34,439	担 84,860	千担 2,735	千担 2,029	担 219	担 14,457	担 16,651	担 2,518	担 28,400	
1947.	2	瓦 133,026	瓦 167,583	担 3,444	担 5,157	担 1,587	担 10,168	担 28,936	担 55,400	千担 2,029	千担 226	担 15,257	担 16,115	担 967	担 12,984		
年	月	普通鋼材	特殊鋼材	電氣鋼	亞鉛	鉛	アルミ地	アルミ壓延品	水銀	錫	錳鐵管	鉛板	釘	針	鐵線		
1947.	10	担 42,354	担 6,591	担 3,190	担 1,474	担 794	担 214	担 1,557	担 4,852	担 16,497	担 2,236	担 939	担 2,864	担 420	担 1,062		
	11	担 43,283	担 5,651	担 3,185	担 1,451	担 811	担 251	担 1,539	担 2,492	担 10,008	担 1,125	担 1,423	担 1,881	担 655	担 969		
	12	担 46,829	担 5,529	担 3,108	担 1,493	担 813	担 285	担 1,458	担 4,056	担 7,230	担 2,138	担 2,312	担 1,490	担 309	担 513		
1948.	1	担 46,923	担 4,769	担 3,614	担 1,365	担 787	担 228	担 1,581	担 2,488	担 12,788	担 2,157	担 1,007	担 2,864	担 661	担 914		
	2	担 55,454	担 5,665	担 3,994	担 1,367	担 833	担 182	担 1,708	担 2,952	担 1,500	担 2,338	担 1,986	担 2,476	担 649	担 963		
1947.	2	担 28,664	担 5,682	担 2,396	担 748	担 655	担 307	担 1,579	担 3,885	担 94	担 768	担 897	担 519	担 171	担 178		
年	月	内燃機	汎用電動機	汎用變壓機	ラヂオ受信機	真空管	電話機	電線	電機	紡機	織機	工具	トック	自轉車	ポンプ		
1947.	10	臺 1,966	臺 11,364	臺 4,664	臺 56,747	個 435,766	臺 18,947	担 3,120	担 463	個 0	臺 2,400	千圓 105,939	臺 776	臺 14,211	臺 6,954		
	11	臺 2,094	臺 12,082	臺 6,502	臺 60,000	個 543,479	臺 14,197	担 3,558	担 613	個 0	臺 2,404	千圓 112,758	臺 744	臺 9,631	臺 4,134		
	12	臺 2,623	臺 16,179	臺 6,158	臺 57,011	個 610,509	臺 28,410	担 3,217	担 663	個 0	臺 2,332	千圓 97,899	臺 1,312	臺 17,565	臺 5,600		
1948.	1	臺 2,227	臺 16,202	臺 7,653	臺 51,451	個 620,944	臺 22,816	担 3,607	担 619	個 0	臺 2,730	千圓 108,130	臺 852	臺 14,375	臺 5,276		
	2	臺 2,683	臺 18,875	臺 6,285	臺 57,900	個 816,325	臺 21,660	担 4,192	担 565	個 0	臺 2,750	千圓 104,803	臺 980	臺 14,981	臺 6,010		
1947.	2	臺 999	臺 10,387	臺 2,354	臺 57,616	個 258,401	臺 17,867	担 3,661	担 353	個 0	臺 1,133	千圓 44,891	臺 497	臺 11,353	臺 2,235		

(26) 主要工業品生產高調 (續)

年	月	農機具	製材木工機械	鑿岩機	時計	寫真機	電球	軸受	ソダ	一灰	苦ソ	性	硫酸	カ	一ト	無酒	水精	含酒	水精	染料
1947.	10	千圓 230,381	千圓 65,207	臺 1,594	個 125,284	個 4,947	千個 9,370	千圓 26,648	担 3,509	担 4,341	担 4,341	担 142,208	担 19,205	担 55	担 1,153	担 362				
	11	千圓 203,245	千圓 42,490	臺 1,685	個 136,950	個 5,083	千個 8,797	千圓 25,957	担 4,031	担 3,432	担 137,697	担 16,744	担 414	担 3,089	担 252					
	12	千圓 186,690	千圓 55,435	臺 1,797	個 153,760	個 5,867	千個 9,503	千圓 71,470	担 4,317	担 3,258	担 130,544	担 18,417	担 354	担 4,821	担 233					
1948.	1	千圓 199,080	千圓 55,657	臺 1,806	個 142,714	個 6,729	千個 10,633	千圓 60,707	担 5,097	担 4,137	担 136,353	担 15,674	担 24	担 3,006	担 190					
	2	千圓 230,070	千圓 54,563	臺 2,034	個 184,569	個 7,449	千個 11,800	千圓 77,736	担 4,503	担 4,453	担 130,891	担 13,100	担 24	担 1,837	担 262					
1947.	2	千圓 60,528	千圓 28,863	臺 1,441	個 100,031	個 3,827	千個 4,104	千圓 20,172	担 1,911	担 1,686	担 95,034	担 8,087	担 90	担 389	担 223					
年	月	塗料	石鹼	コニール	精揮發油	精製油	精製油	機械油	精製油	精製油	精製油	紙重油	紙重油	紙重油	紙重油	紙重油	紙重油	紙重油	紙重油	紙重油
1947.	10	担 1,177	担 644	担 8,686	担 1,992	担 1,719	担 2,412	担 5,652	担 3,320	担 3,320	担 15,640	担 1,387	担 1,756	担 18,865	担 28,170					
	11	担 1,153	担 1,074	担 9,410	担 2,174	担 1,245	担 2,720	担 5,384	担 3,804	担 3,804	担 16,114	担 1,274	担 1,904	担 19,798	担 32,655					
	12	担 1,421	担 815	担 10,394	担 1,474	担 1,416	担 2,153	担 3,256	担 2,347	担 2,347	担 13,542	担 941	担 1,269	担 19,209	担 35,041					
1948.	1	担 1,487	担 578	担 9,831	担 1,636	担 884	担 1,733	担 3,701	担 1,904	担 1,904	担 11,725	担 964	担 1,239	担 15,657	担 27,020					
	2	担 818	担 822	担 10,348	担 1,554	担 290	担 1,493	担 2,398	担 2,244	担 463	担 14,340	担 1,290	担 1,452	担 16,095	担 35,857					
1947.	2	担 905	担 449	担 5,431	担 1,554	担 290	担 1,493	担 2,398	担 2,244	担 463	担 10,109	担 225	担 146	担 220	担 8,896					
年	月	自轉車 ダイヤ	自動車 チヤノ	自轉車 チヤノ	ゴム靴	下袋	ゴルト	絹	SP製 紙	GP製 紙	KP製 紙	AP製 紙	クラフ ト	千封度 紙	千封度 紙	千封度 紙	千封度 紙	千封度 紙	千封度 紙	千封度 紙
1947.	10	千本 356	千本 31,943	千本 437	千足 303	千足 868	担 82	担 3,096	担 7,800	担 15,640	担 1,387	担 97	担 1,756	担 18,865	担 28,170					
	11	千本 305	千本 36,382	千本 324	千足 348	千足 861	担 132	担 1,955	担 7,760	担 16,114	担 1,274	担 172	担 1,904	担 19,798	担 32,655					
	12	千本 241	千本 35,735	千本 276	千足 302	千足 939	担 184	担 1,951	担 6,759	担 13,542	担 941	担 122	担 1,269	担 19,209	担 35,041					
1948.	1	千本 260	千本 31,555	千本 291	千足 272	千足 1,332	担 112	担 629	担 7,133	担 11,725	担 964	担 122	担 1,239	担 15,657	担 27,020					
	2	千本 284	千本 43,658	千本 221	千足 370	千足 1,038	担 172	担 1,513	担 8,625	担 14,340	担 1,290	担 146	担 1,452	担 16,095	担 35,857					
1947.	2	千本 196	千本 7,965	千本 172	千足 296	千足 563	担 95	担 196	担 4,195	担 10,109	担 225	担 120	担 283	担 14,306	担 20,134	担 20,134	担 20,134	担 20,134	担 20,134	担 20,134

(26) 主要工業品生產高動 (續)

年 月	セロ P 風	人絹絲 千封度	ス・フ 千封度	過燐酸 灰石 千封度	硫 安 千封度	石 蜜 千封度	灰 素 千封度	牛 皮 千封度	牛 革 千封度	工 業 用 品 千封度	瓦 斯 千立方 米	コ ク 千個	陶 磁 器 千個	織 物 千平方 碼	年 月	
															板硝子 千平方 碼	磨硝子 千平方 碼
1947. 10	205	1,927	2,037	73,789	61,771	17,331	224	317	89	44,834	166	351,102	2,681	1,710	1947. 10	131,490
1947. 11	209	1,835	2,014	73,559	54,219	14,640	172	335	159	46,148	176	357,265	2,232	1,518	1947. 11	131,975
1947. 12	222	1,644	1,945	78,533	57,774	13,616	371	251	156	53,051	184	356,727	2,127	1,325	1947. 12	119,444
1948. 1	204	1,673	1,685	75,996	56,874	9,104	367	186	111	53,594	187	298,902	2,139	1,505	1948. 1	113,576
1948. 2	219	1,926	1,712	79,710	51,239	9,101	382	153	155	55,664	193	298,902	1,759	1,567	1948. 2	94,672
1947. 2	152	855	730	33,507	44,754	13,197	48	25	7	28,280	108	44,555	394	1,647	1947. 2	47,666
1947. 10	131,490	1,911	2,958	89,193	16,449	174,399	589	1,628	1,847	8,461	57,683	3,981	3,981	1,710	1947. 10	1,730
1947. 11	131,975	1,400	2,014	89,539	14,935	277,006	647	1,546	1,559	1,293	47,362	4,800	4,800	1,518	1947. 11	1,498
1947. 12	119,444	1,462	2,079	141,424	18,620	167,341	695	1,314	1,461	1,365	49,504	3,504	3,504	1,325	1947. 12	1,634
1948. 1	113,576	1,721	1,748	103,381	19,983	157,219	619	1,055	1,409	1,685	55,906	4,218	4,218	1,505	1948. 1	1,634
1948. 2	94,672	2,243	2,118	85,358	22,106	215,491	846	1,367	1,792	1,712	65,714	6,016	6,016	1,567	1948. 2	1,865
1947. 2	47,666	1,150	1,159	72,622	25,041	507	507	1,252	2,182	853	48,186	1,510	1,510	1,647	1947. 2	1,383
1947. 10	1,730	1,911	2,958	89,193	16,449	174,399	589	1,628	1,847	8,461	57,683	3,981	3,981	1,710	1947. 10	1,730
1947. 11	1,498	1,400	2,014	89,539	14,935	277,006	647	1,546	1,559	1,293	47,362	4,800	4,800	1,518	1947. 11	1,498
1947. 12	1,634	1,462	2,079	141,424	18,620	167,341	695	1,314	1,461	1,365	49,504	3,504	3,504	1,325	1947. 12	1,634
1948. 1	1,634	1,721	1,748	103,381	19,983	157,219	619	1,055	1,409	1,685	55,906	4,218	4,218	1,505	1948. 1	1,634
1948. 2	1,865	2,243	2,118	85,358	22,106	215,491	846	1,367	1,792	1,712	65,714	6,016	6,016	1,567	1948. 2	1,865
1947. 2	1,383	4,434	2,065	795	12,797	198,282	142	385	38	141	90	149,168	1,858,755		1947. 2	1,383

(27) 重要國別輸出入貿易 (東洋經濟調) *印不詳

國 別	1947年 11月		1947年中		1948年 1月		1948年 2月		
	百分率 %	金額 千圓	百分率 %	金額 千圓	百分率 %	金額 千圓	百分率 %	金額 千圓	
輸 入	米朝中香比馬蘭英埃	77.55	2,754,576	88.35	21,550,332	88.23	3,343,917	84.60	2,652,200
	米朝中香比馬蘭英埃	0.24	8,524	0.56	136,595	4.23	160,317	3.79	118,800
	朝鮮國港島來印國及	—	*	0.80	195,136	0.68	25,772	0.62	19,400
	朝鮮國港島來印國及	0.61	21,667	0.66	160,987	0.41	15,539	0.23	7,200
	朝鮮國港島來印國及	0.63	22,377	0.50	121,960	2.02	76,558	2.05	64,280
	朝鮮國港島來印國及	0.73	25,926	0.92	224,406	0.66	25,014	0.52	16,300
	朝鮮國港島來印國及	—	*	0.21	51,223	0.76	28,804	—	*
	朝鮮國港島來印國及	—	*	—	436,616	—	*	0.12	3,700
	朝鮮國港島來印國及	2.32	32,406	1.79	436,616	2.15	81,486	0.34	10,600
	朝鮮國港島來印國及	—	2,495,632	—	△20,078,309	—	△3,187,786	—	△2,104,800
輸 出	米朝中香比馬蘭英埃	15.02	258,944	16.10	1,472,923	10.85	156,131	30.55	507,400
	米朝中香比馬蘭英埃	10.30	177,572	14.31	1,308,363	9.80	141,022	13.30	220,900
	朝鮮國港島來印國及	3.56	61,374	7.86	718,639	2.35	33,816	5.13	85,200
	朝鮮國港島來印國及	14.66	252,738	7.53	688,467	14.35	206,496	12.67	210,400
	朝鮮國港島來印國及	2.23	38,445	—	*	0.15	2,158	6.54	108,600
	朝鮮國港島來印國及	3.41	58,788	1.99	181,925	4.29	61,733	1.44	23,900
	朝鮮國港島來印國及	24.75	426,690	19.36	1,770,084	39.55	569,124	24.42	405,600
	朝鮮國港島來印國及	3.70	63,788	6.79	620,809	5.57	80,152	1.15	19,100
	朝鮮國港島來印國及	1.04	17,929	—	*	3.74	53,818	—	*
	朝鮮國港島來印國及	—	2,754,576	—	21,550,332	—	3,343,917	—	2,652,200
入 出 (△)超	米朝中香比馬蘭英埃	—	—	—	—	—	—	—	—
	米朝中香比馬蘭英埃	—	—	—	—	—	—	—	—
	朝鮮國港島來印國及	—	—	—	—	—	—	—	—
	朝鮮國港島來印國及	—	—	—	—	—	—	—	—
	朝鮮國港島來印國及	—	—	—	—	—	—	—	—
	朝鮮國港島來印國及	—	—	—	—	—	—	—	—
	朝鮮國港島來印國及	—	—	—	—	—	—	—	—
	朝鮮國港島來印國及	—	—	—	—	—	—	—	—
	朝鮮國港島來印國及	—	—	—	—	—	—	—	—
	朝鮮國港島來印國及	—	—	—	—	—	—	—	—

(28) 海外統計 (東洋經濟調査)

1948	工業生産指数 1935~39 =100	鐵鋼操業 製鋼能力	電力 生産高	瀝青炭 生産高	原油 生産高	ガソリン 生産高	鐵道貨物 送前高	小賣商 内高對 前年同 期	經濟活動 指數 1935~39 =100	卸賣物 價指數 1926 =100	取引生 産指數 1935~39 =100	1948	1948	1948	破産 件數
1.24	199.5	95.2	5,436	12,200	5,336	16,747	771,992	5-9	196.6	164.4	115.4	1.28	13,932	109	
31	195.0	94.0	5,429	11,340	5,318	15,986	727,038	6-10	192.5	163.7	116.4	2.4	14,265	91	
2.7	186.8	92.7	5,412	11,520	5,332	15,426	747,394	4-8	192.0	—	159.7	11	12,455	97	
14	185.9	90.5	5,385	11,230	5,347	15,429	734,263	9-13	192.0	—	159.2	18	12,741	128	
21	192.3	93.6	5,254	12,835	5,342	15,807	805,376	7-11	194.5	159.2	159.7	25	11,765	107	
28	198.3	94.6	5,251	12,900	5,387	15,796	791,089	7-11	196.9	159.2	159.7	10	14,442	113	
3.6	198.3	96.6	5,292	13,023	5,352	15,451	792,571	6-10	197.3	160.4	159.8	3.3	14,442	106	
13	199.4	97.5	5,284	13,300	5,264	15,608	797,033	6-10	198.0	159.8	161.5	10	15,219	101	
20	198.2	95.7	5,145	13,350	5,240	15,600	700,482	6-10	189.4	161.5	116.1	17	14,051	91	
27	186.1	89.4	5,064	2,115	5,377	15,783	664,375	11-15	184.3	161.1	114.1	31	12,925	91	

(29) 經濟集式相場場 (佛) (東洋經濟調査)

1948	通 貨 流通高	金 融 金保有高	統計 加盟銀行 準備高	政府 證券保有 高	株式相場	自動車 生産高	食料品 31種 買價格	新建築 契約高	破産 件數
1.28	28,086	22,894	1,050	21,987	50.99	97,137	7.17	99,883	1.22
2.4	28,124	22,934	840	20,523	49.87	82,802	7.14	123,813	2.9
11	28,189	—	910	20,817	48.35	85,262	6.83	133,534	2.5
18	28,053	22,981	680	20,943	48.80	109,156	6.76	188,555	12
25	28,054	23,028	830	21,034	48.96	119,425	6.61	128,741	19
3.3	28,024	23,036	1,070	21,071	50.17	108,700	6.70	183,872	26
10	28,006	23,083	930	20,678	49.54	114,838	6.60	96,996	3.4
17	27,920	23,119	960	20,373	49.46	116,023	6.70	90,318	18
24	27,851	23,135	720	20,607	52.06	108,057	6.72	137,910	25
31	27,760	23,136	—	20,887	53.73	104,046	6.25	218,794	4.1

(30) 經濟棉花 (仙)

(31) ニューオールの棉花 (仙)

(32) シカゴ小麦 (仙)

1947	U S スター ル	ア メ リ カ 山 銅	ゼ ネ ラ ス	ス タ ン ド ラ ブ 石 油	デ ニ ソ ン 學	モ ン ト ー	鐵 道 株 20種	工 業 株 30種	公 共 株 15種	公 社 價 40種	期		先	
											最高	最低	最高	最低
8	70	35	59	76	190	59	48.77	178.85	35.58	102.98	最高	最低	最高	最低
9	71	35	58	73	188	56	48.43	177.49	35.26	100.85	最高	最低	最高	最低
10	77	34	59	77	185	56	48.74	181.81	34.83	99.89	最高	最低	最高	最低
11	74	35	57	75	184	53	47.12	179.40	32.94	98.19	最高	最低	最高	最低
12	79	34	58	79	180	55	52.45	180.84	33.37	97.13	最高	最低	最高	最低
1	75	33	55	72	186	49	51.66	175.05	32.69	—	最高	最低	最高	最低
2	69	32	52	71	166	49	49.27	167.30	31.70	98.20	最高	最低	最高	最低
3	74	36	54	75	175	55	53.73	177.20	33.27	—	最高	最低	最高	最低
1947.3	72	39	62	66	188	58	48.64	177.20	35.88	104.4	最高	最低	最高	最低

編集後記

現在までに、すでに數十通に上る讀者カードをいたゞいた。本年報を手にして『親しかつた舊友に再會した氣持』を抱いたという、創刊以來の讀者に接し、編者もまたいまだ見ぬ『知己を得た感激』にひたつてゐる。激闘の辭を得て編集陣は愈々鼓舞され、優れた批判と忠言によつて益々精進を期してゐる。だが限られた紙數に問題は山積して、その取捨に困惑する現状だ。今後とも讀者諸賢の希望と要求を寄せられ、問題の所在を更に一層明確にされんことを念願してやまない。

『インフレは破局化し國民生活は窮乏化する』という、機械的な悲觀論を書きさえすれば人氣があつた。そして暗い現状から前途に明るさを求めんとする努力は、徒らに樂觀論として一笑に附せられてきた。これは敗戦後の人心を反映した一風景

であり、パンパン文學や演劇に一脈通ずるところのものである。だがもうそろそろ、そうした公式論から脱却されてよい頃だと思ふ。

昭和二十三年六月五日印刷
昭和二十三年六月十日發行

日本經濟年報 第59集 (復刊第二集)

定價 金二二〇圓

東京都中央区日本橋本石町三ノ二
編集印刷 綿野脩三
發行所 東洋經濟新報社印刷工場
印刷所 東京都千代田區神田區湯島二ノ九
配給元 日本出版配給株式會社

東京都中央区日本橋本石町三ノ二

發行所 東洋經濟新報社

振替東京 六一八番
電話日本橋 (24) 八一八二・八三二七・八三五

會員書號 A二〇〇二五

週刊

東洋經濟新報

每週土曜日發行 創刊明治二十八年

生きた政治經濟社會現象を最も公正な立場から研究發表してゐるのが東洋經濟新報である。

- ◆世界はあげて準戰體制の下に置かれてゐる。一切の問題が軍事的關點ないし軍事的考慮から處理されねばならぬ時が到來しようとしてゐる。
- ◆我々は今後この世界情勢の發展方向及び性質に基いて日本經濟の將來を見きわめねばならない。
- ◆内外政治經濟社會の分析に最も權威を持つ本誌の御愛讀を乞ふ所以である。

購約購讀料 { 半年 760圓
特別號送料共 { 3月 380圓

THE ORIENTAL ECONOMIST

THE WEEKLY ECONOMIC MAGAZINE
每週土曜日發行・創刊昭和九年

日本並に極東の經濟政治社會産業事情を全世界に向つて正しく報道する我國唯一の週刊英文經濟雜誌。

- ◆GHQ初代經濟科學局長クレマー大佐は本誌を「倫敦のエconomistにつぐ世界第二位の經濟雜誌である」と激賞した。
- ◆本誌の記事は海外著名新聞雜誌に屢々引用され名聲を博してゐる。

購約購讀料 { 1部 30圓 千50錢
(送料共) { 1年 1,560圓
半年 780圓

日本經濟年報 バック・ナンバー

第五十八集 價 百圓	第五十六集 價六〇圓
第一部 日本インフレーションの分析	第一部 決戦非常措置と日本經濟
第二部 戦後危機と日本政治經濟の動向	第二部 綜合戦力化に進む東亞
第三部 「二つの世界」下の世界政治經濟	第三部 第二戦線暴迫下の歐米
附録 昭和廿年八月以降重要日誌	特殊研究 英國の對外政策
第五十七集 價六〇圓	第五十五集 價六〇圓
第一部 關頭に立つ日本經濟	第一部 國內態勢強化と日本經濟
第二部 提携強化の東亞情勢	第二部 東亞の現實的段階
第三部 決戦期迫る英・米	第三部 米英攻勢下の政治と經濟
特殊研究 日本經濟法の研究	特殊研究 戦ふ國民の生活

各集附録=日誌 重要經濟統計 千名一〇圓

ブック・レビュー

=世界的名著の内容紹介批評=

第六卷	價 六〇圓 千 十圓
ホワイト 中國の稻妻 加納久朗	
ジャコビー 世界政治に於ける濠洲 市川泰治郎	
エヴァット 米國經濟の社會的構造 佐藤豊三郎	
ヒックスト	
第七卷	價 六〇圓 千 十圓(七月上旬出來)
シユン ジョン・M・ケインズ 飯田藤次	
ベーター 自由社會に於ける完全雇傭 小泉明	
ピバリッチ ールーズベルト 近藤晋一	

東洋經濟新報社

現代經濟學叢書

1. 越村信三郎	ケネー經濟表研究	70圓
2. 山城章	企業體制の發展理論	100圓
3. 高橋泰蔵	國民所得の基本問題	65圓
4. 久武雅夫	数理經濟學序説	75圓
5. 杉村廣蔵	經濟哲學原理	55圓
6. 越村信三郎	マルクス經濟學説	70圓
7. 馬場啓之助	ジョン・S・ミル	70圓
8. 野村兼太郎	日本經濟史(徳川時代)	65圓
9. 美濃口時次郎	工業人口論	75圓
10. 千種義人	計畫經濟論	75圓
11. 鬼頭仁三郎	物價の理論	85圓
12. 山口茂	日本インフレーションの分析	120圓
13. 樋口午郎	人口理論の展開	120圓
寺尾琢磨		

—以下續刊— (送料各10圓、豫約概算 500圓)

東洋經濟講座叢書

21. 野田卯一	失業対策と公共事業	40圓
木村大野		
北岡壽逸		
22. 平館利雄	ソ聯經濟の分析	30圓
23. 杉村廣蔵	經濟哲學概説	35圓
24. 向坂逸郎	マルクス經濟學の基礎理論	30圓
25. 野村兼太郎	福澤諭吉の根本理念	20圓
26. 早瀬利雄	米國の經濟的民主主義	20圓
27. 杉本榮一	貨幣の研究	60圓
神野瑋一郎		
森田優三		
山城章		
28. 美濃口時次郎	中小工業の經濟的基礎	40圓
29. 高橋泰蔵	インフレーション進行の法則と現段階	40圓

—以下續刊— (送料各5圓、豫約概算 500圓)

東洋經濟新報社

東京商大教授 高橋泰藏編集

體系經濟學辭典

B6判
八二頁
上製
五〇箱
三〇〇圓
堅平
價
千圓

經濟理論の新たなる
理解と激變せる經濟
機構の解明を體系的
に叙述編集した劃期
的經濟學辭典！

◇七月上旬發賣◇

|| 本辭典の特徴 ||

- 1、經濟學說、概念、法則の體系的叙述
 - 2、戰時、戰後の世界並に日本の經濟機構事象の體系的解説
 - 3、項目の體系的配列による讀みうる辭典
 - 4、人名項目の年代順配列による經濟學の歴史辭典
 - 5、新進經濟學者の組織的協力による體系的執筆
- 附録 事項、人名索引、參考文獻、重要英語略語表、重要外國雜誌解説等

東洋經濟新報社

本年報の特長

この年報は経済現象の分析に五十餘カ年
間の経験を有する東洋経済新報社の編集で
資料の正確豊富且つその取扱方の周到適
切なることは自他共に認めるところす

A330
N771



